



# 税 務 統 計

令和2年度版  
(2020年)

和泉市総務部税務室

# 目 次

## 1. 市の概要と財政

(1) 位置及び面積 .....	5
(2) 人口・世帯数の推移 .....	5
(3) 行政機構図 .....	6
(4) 税務職員数 .....	8
(5) 事務分掌規則 .....	8
(6) 令和元年度一般会計予算額及び決算額 .....	9
(7) 一般会計歳入歳出予算現額の推移 .....	12
(8) 一般会計歳入歳出決算額の推移 .....	14
(9) 市税決算額等の推移 .....	16
(10) 市税税目別収入額と構成比の推移 .....	20

## 2. 市 民 税

(1) 納税義務者数の推移（課税状況等の調） .....	22
(2) 所得区分別所得割額等の推移（課税状況等の調） .....	24
(3) 令和2年度課税標準額段階別所得割額等に関する調 .....	28
(4) 市民税の調定額等の推移（決算） .....	30
ア 納税義務者数の推移 .....	30
イ 調定額の推移 .....	30

### 3. 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税の課税状況調（概要調書）	31
ア 納税義務者数の推移	31
イ 土地	32
ウ 家屋	34
エ 償却資産	36
(2) 都市計画税の課税状況調（概要調書）	37
ア 納税義務者数の推移	37
イ 課税標準額等の推移	37
(3) 国有資産等所在市町村交付金（決算）	38
(4) 固定資産税等の調定額の推移（決算）	39

### 4. 諸 税

(1) 軽自動車税の推移（決算）	40
ア 課税台数の推移	40
イ 調定額の推移	41
(2) 市たばこ税の推移（決算）	41
ア 令和元年度月別調定額等の推移	41
イ 売渡本数等の推移	42

## 5. 納 税

(1) 納期前納付報奨金の推移	43
(2) 督促手数料及び延滞金収入額の推移	43
(3) 口座振替利用状況の推移	44
(4) 市税証明発行件数等の推移	46
(5) 差押処分状況の推移	47
(6) 不納欠損処分状況の推移	48

## 6. 税 制

(1) 令和2年度和泉市税の税率	50
(2) 和泉市税の税率の推移（昭和58年度以降）	54
(3) 市町村税の税率等の推移	65
ア 市町村民税	65
(ア) 個人	65
(イ) 法人	89
イ 固定資産税	93
ウ 軽自動車税（種別割）（自転車税、荷車税、自転車荷車税、軽自動車税）	108
エ 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）	108
オ 電気税及びガス税（電気ガス税）	112
カ 都市計画税	114
キ 木材引取税	116
ク 特別土地保有税	116



# 1. 市の概要と財政

## (1) 位置及び面積

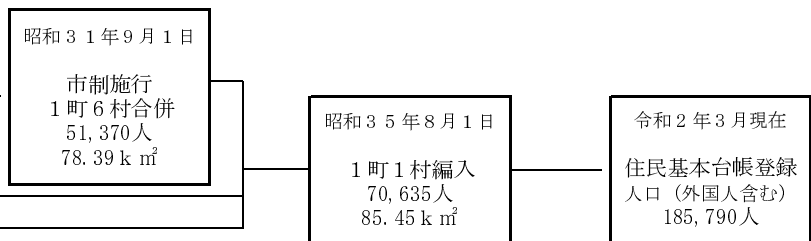
### 和泉市の位置

◎ 位置 (市役所)	
東経	135° 25' 25"
北緯	34° 29' 01"
◎ 面積	
	84.98km <sup>2</sup>
東西	6.9 km
南北	18.8 km
◎ 海拔	
最高	885.7 m
最低	9.2 m



### 市の変遷

和泉町	21,661人	9.54 k m <sup>2</sup>
北池田村	4,440人	4.60 k m <sup>2</sup>
南池田村	7,011人	12.63 k m <sup>2</sup>
北松尾村	5,845人	4.23 k m <sup>2</sup>
南松尾村	4,179人	10.84 k m <sup>2</sup>
横山村	6,514人	20.68 k m <sup>2</sup>
南横山村	1,720人	15.87 k m <sup>2</sup>
八坂町	5,935人	0.35 k m <sup>2</sup>
信太村	7,233人	6.71 k m <sup>2</sup>



## (2) 人口・世帯数の推移

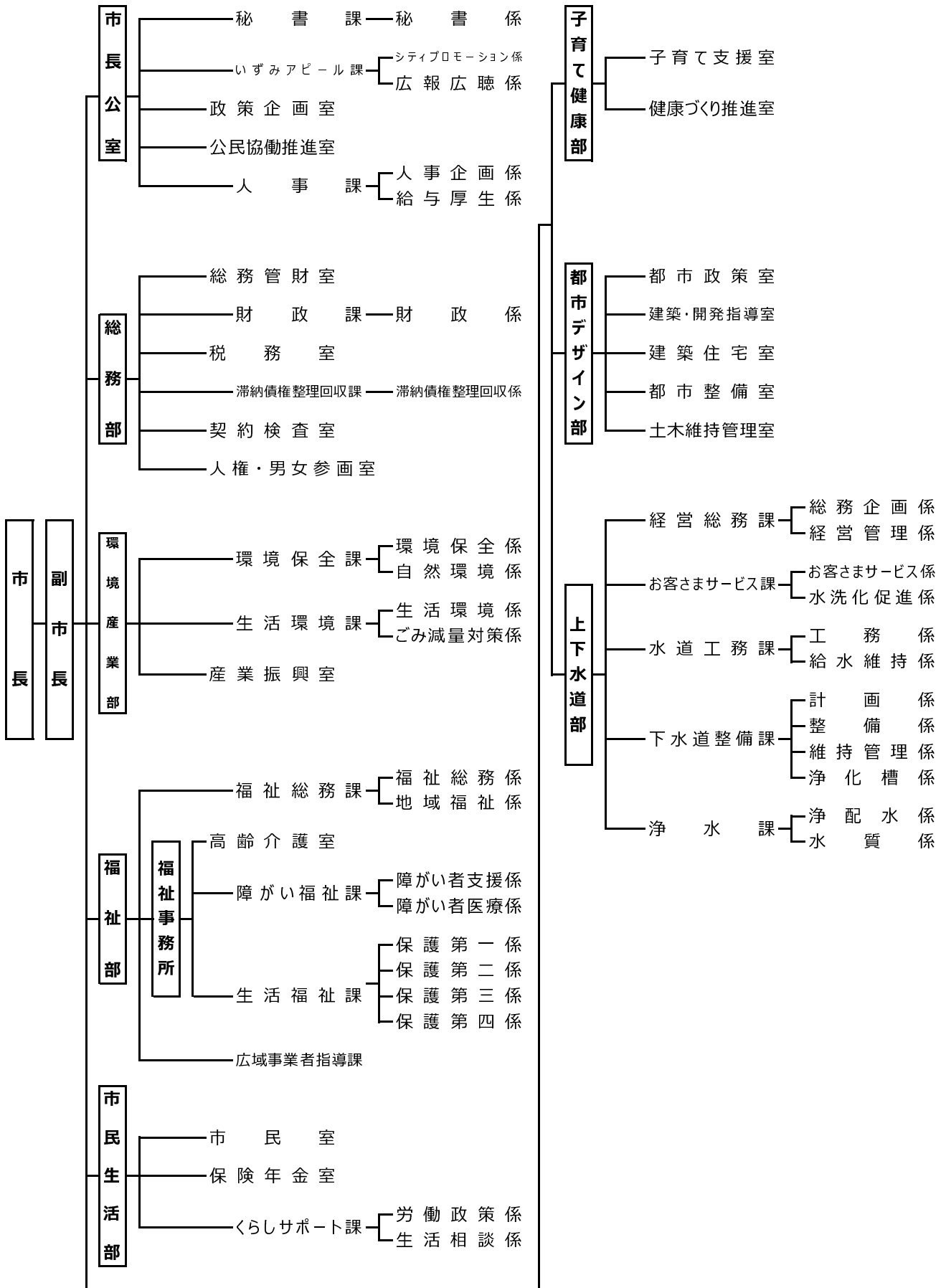
(単位：人、世帯、%)

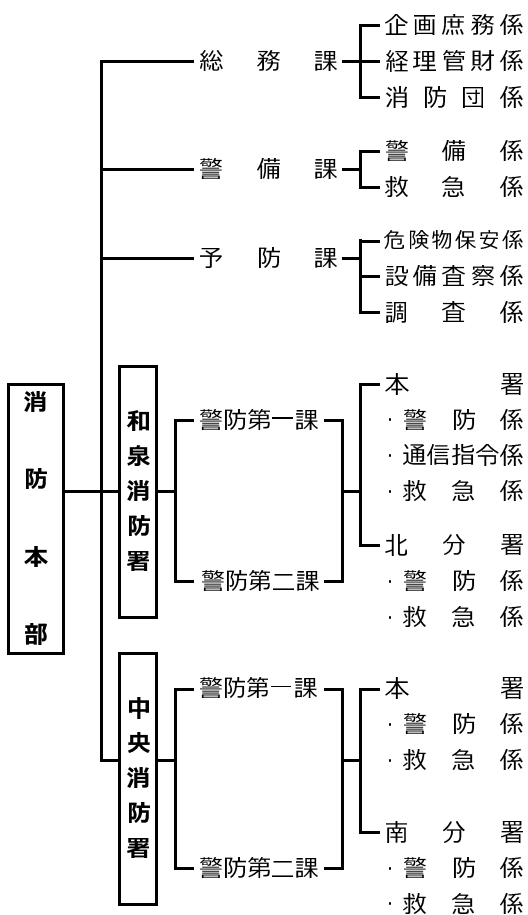
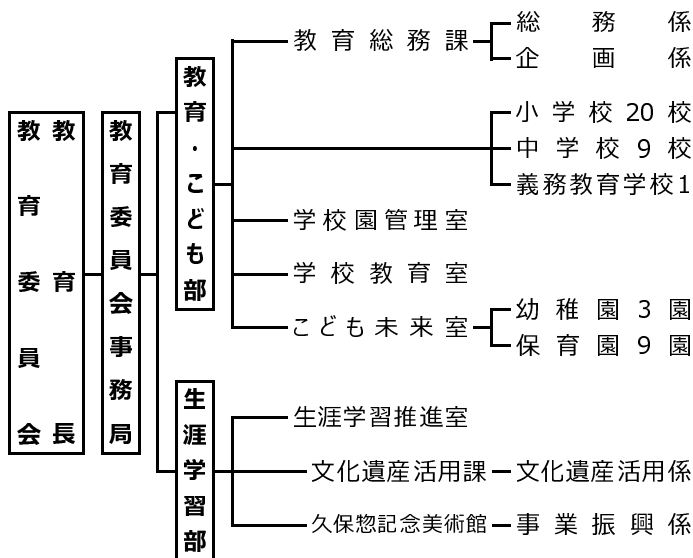
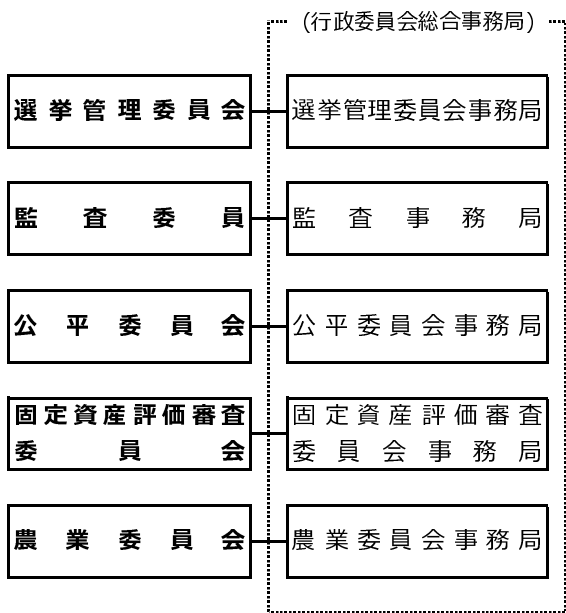
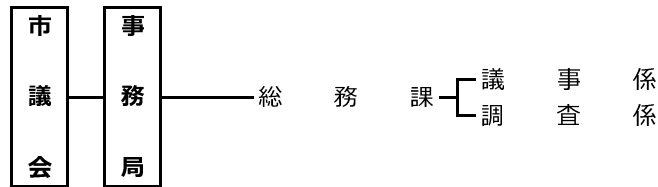
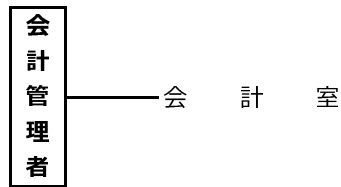
区分		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口	男	90,925	91,046	90,905	90,992	90,855	90,481	90,324	90,050	90,017	89,869
	女	96,028	96,288	96,203	96,287	96,311	96,120	96,046	95,886	95,873	95,921
	計	186,953	187,334	187,108	187,279	187,166	186,601	186,370	185,936	185,890	185,790
世帯数		72,537	73,547	74,092	74,921	75,771	76,396	77,122	77,809	78,823	79,885
人口伸率		100.4	100.2	99.9	100.1	99.9	99.7	99.9	99.8	100.0	99.9
人口密度		2,200	2,204	2,202	2,204	2,202	2,196	2,193	2,188	2,187	2,186

(注) 各年3月末現在

(3) 行政機構図

(令和2年4月1日現在)





(一部事務組合)

- 泉北環境整備施設組合
- 泉北水道企業団
- 泉大津市、和泉市墓地組合
- 大阪広域水道企業団
- 泉州北部小児初期救急医療協議会
- 大阪府後期高齢者医療広域連合



## (4) 税務職員数

(令和2年4月1日現在)

担当	グループ	職 員 数								
		室長	課長	参事 (総括参事含む)	総括主幹	総括主査	主査	主任 (再任用含む)	主事	小計
資産 税	家屋・償却	1	0	0	1	1	0	0	6	14
	土地					1	0	1	3	
	計	1	0	0	1	2	0	1	9	
市 民 税	市民税	0	1	0	2	1	0	1	3	13
	特徴・諸税					0	0	2	3	
	計	0	1	0	2	1	0	3	6	
納 税	納税管理	0	1	0	1	1	0	2	2	7
	計	0	1	0	1	1	0	2	2	
合 計		1	2	0	4	4	0	6	17	34

## (5) 事務分掌規則

(和泉市事務分掌規則抜粋)

## 税務室

- (1) 税制度の総合的な調査及び研究に関すること。
- (2) 税収の確保及び向上に係る企画立案に関すること。
- (3) 市税及び府民税（以下「市税等」という。）の賦課、徴収等に関すること。
- (4) 市税等の審査請求及び減免に関すること。
- (5) 市税等に係る証明及び閲覧に関すること。
- (6) 固定資産評価審査委員会との連絡に関すること。
- (7) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (8) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市税に関すること。
- (10) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (11) 罹災証明（火災に係るものを除く。）に関すること。

## (6) 令和元年度一般会計予算額及び決算額

ア 歳 入

(単位：円、%)

科 目	予算現額 A	決 算 額			
		収入済額 B	構成比	B - A	B / A
1 市 税	23,619,350,000	24,089,651,693	37.76	470,301,693	1.02
2 地 方 譲 与 税	329,953,000	325,609,032	0.51	△ 4,343,968	0.99
3 利 子 割 交 付 金	80,000,000	35,216,000	0.06	△ 44,784,000	0.44
4 配 当 割 交 付 金	180,000,000	162,499,000	0.25	△ 17,501,000	0.90
5 株式等譲渡所得割交付金	160,000,000	93,528,000	0.15	△ 66,472,000	0.58
6 地方消費税交付金	3,200,000,000	2,886,969,000	4.53	△ 313,031,000	0.90
7 ゴルフ場利用税交付金	38,000,000	29,552,880	0.05	△ 8,447,120	0.78
8 自動車取得税交付金	70,000,000	92,081,316	0.14	22,081,316	1.32
9 環境性能割交付金	40,000,000	28,663,000	0.04	△ 11,337,000	0.72
10 国有提供助成交付金*1	217,584,000	218,643,000	0.34	1,059,000	1.00
11 地方特例交付金	230,000,000	214,228,000	0.34	△ 15,772,000	0.93
12 地方交付税	7,350,000,000	7,648,345,000	11.99	298,345,000	1.04
13 交通安全交付金*2	23,174,000	21,303,000	0.03	△ 1,871,000	0.92
14 分担金及び負担金	322,861,000	336,784,723	0.53	13,923,723	1.04
15 使用料及び手数料	1,189,156,000	1,143,789,248	1.79	△ 45,366,752	0.96
16 国庫支出金	15,157,235,000	14,162,956,405	22.20	△ 994,278,595	0.93
17 府 支 出 金	5,650,490,000	5,129,909,901	8.04	△ 520,580,099	0.91
18 財 産 収 入	524,907,000	536,326,796	0.84	11,419,796	1.02
19 寄 附 金	1,007,360,000	196,107,913	0.31	△ 811,252,087	0.19
20 繰 入 金	2,559,276,000	814,197,575	1.28	△ 1,745,078,425	0.32
21 諸 収 入	1,314,347,000	978,043,916	1.53	△ 336,303,084	0.74
22 市 債	6,682,100,000	4,305,600,000	6.75	△ 2,376,500,000	0.64
23 繰 越 金	345,021,000	345,021,238	0.54	238	1.00
<b>合 計</b>	<b>70,290,814,000</b>	<b>63,795,026,636</b>	<b>100.00</b>	<b>△ 6,495,787,364</b>	<b>0.91</b>

(注) \*1 国有提供施設等所在市町村助成交付金の略

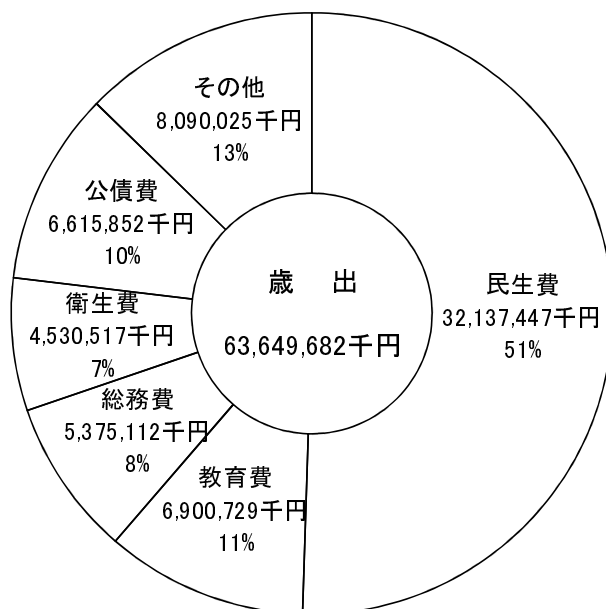
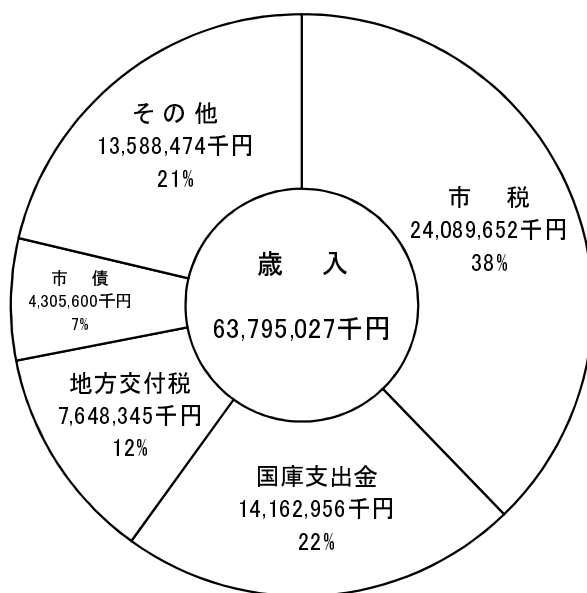
\*2 交通安全対策特別交付金の略

イ 歳 出

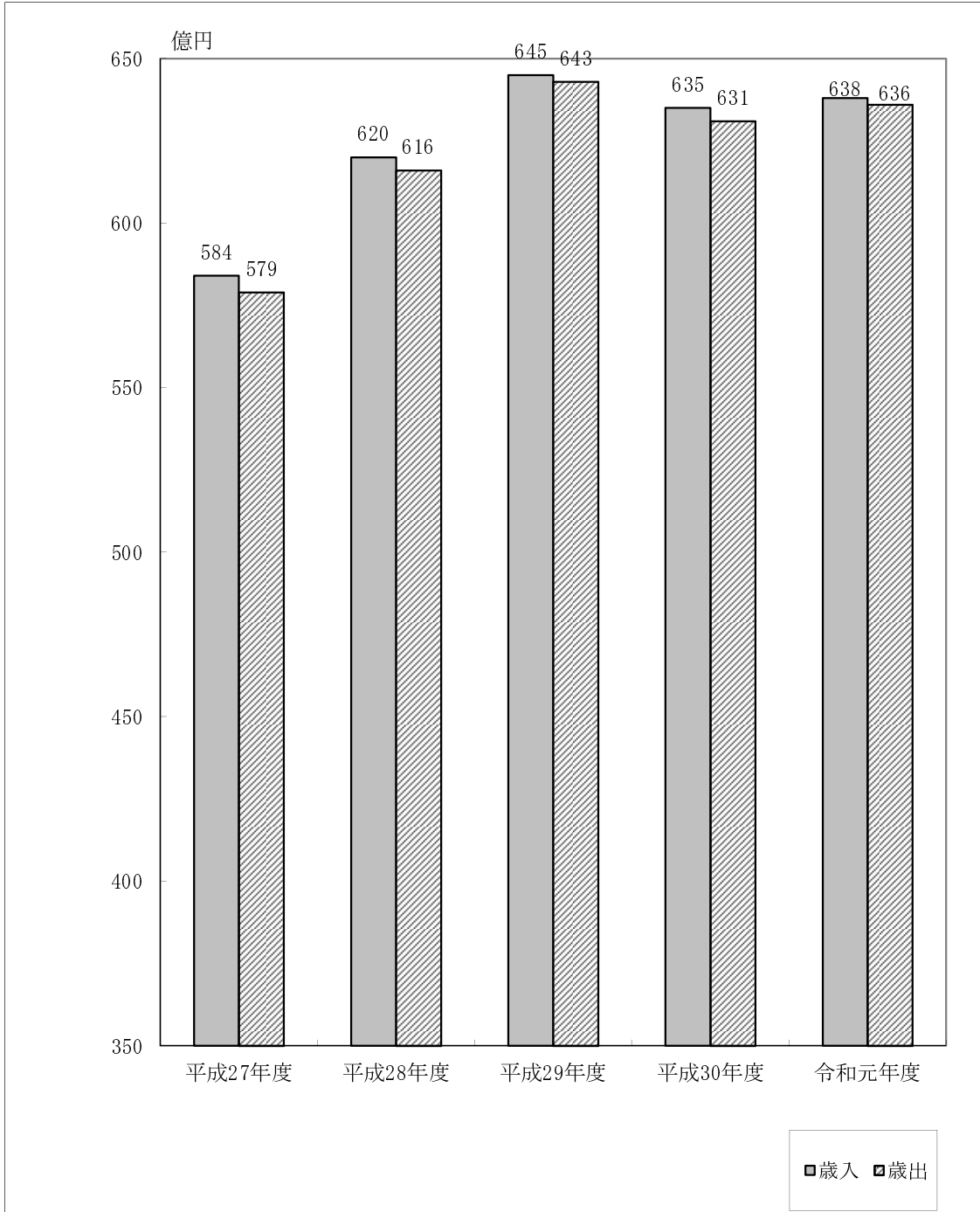
科 目	予算現額 C	決 算 額			
		支出済額 D	構成比	D - C	D / C
1 議 会 費	415,119,000	401,471,485	0.63	△ 13,647,515	0.97
2 総 務 費	6,665,154,000	5,375,111,882	8.45	△ 1,290,042,118	0.81
3 民 生 費	34,201,484,000	32,137,446,652	50.49	△ 2,064,037,348	0.94
4 衛 生 費	4,979,601,000	4,530,516,858	7.12	△ 449,084,142	0.91
5 農 林 水 産 業 費	1,123,746,000	741,300,929	1.16	△ 382,445,071	0.66
6 商 工 費	319,379,000	294,125,747	0.46	△ 25,253,253	0.92
7 土 木 費	3,733,999,000	3,288,778,178	5.17	△ 445,220,822	0.88
8 消 防 費	2,231,604,000	2,157,625,955	3.39	△ 73,978,045	0.97
9 教 育 費	8,252,152,000	6,900,729,416	10.84	△ 1,351,422,584	0.84
10 災 害 復 旧 費	61,304,000	56,465,360	0.09	△ 4,838,640	0.92
11 公 債 費	6,693,711,000	6,615,851,981	10.39	△ 77,859,019	0.99
12 諸 支 出 金	1,577,839,000	1,150,257,279	1.81	△ 427,581,721	0.73
13 予 備 費	35,722,000	0	0.00	△ 35,722,000	0.00
<b>合 計</b>	<b>70,290,814,000</b>	<b>63,649,681,722</b>	<b>100.00</b>	<b>△ 6,641,132,278</b>	<b>0.91</b>

〔決算書より〕

ウ 令和元年度一般会計決算額の構成比



エ 一般会計歳入歳出決算額の推移図



## (7) 一般会計歳入歳出予算現額の推移

## ア 歳 入

区 分 科 目	平成 27 年度			平成 28 年度		
	予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比
1 市 税	22,413,026	35.84	100.78	22,789,564	33.42	101.68
2 地 方 譲 与 税	300,001	0.48	100.00	300,001	0.44	100.00
3 利 子 割 交 付 金	100,000	0.16	100.00	80,000	0.12	80.00
4 配 当 割 交 付 金	180,000	0.29	128.57	260,000	0.38	144.44
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	200,000	0.32	1000.00	160,000	0.23	80.00
6 地 方 消 費 税 交 付 金	3,350,000	5.36	191.43	2,900,000	4.25	86.57
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	38,000	0.06	100.00	38,000	0.06	100.00
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	80,000	0.13	114.29	90,000	0.13	112.50
9 環 境 性 能 割 交 付 金	—	—	—	—	—	—
10 国 有 提 供 助 成 交 付 金 *1	217,932	0.35	98.96	217,779	0.32	99.93
11 地 方 特 例 交 付 金	150,000	0.24	83.33	150,000	0.22	100.00
12 地 方 交 付 税	8,200,000	13.11	98.20	7,850,000	11.51	95.73
13 交 通 安 全 交 付 金 *2	26,740	0.04	95.50	27,140	0.04	101.50
14 分 担 金 及 び 負 担 金	802,969	1.29	100.32	654,875	0.96	81.56
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,095,360	1.75	115.84	1,182,108	1.73	107.92
16 国 庫 支 出 金	12,932,930	20.68	100.34	14,358,177	21.05	111.02
17 府 支 出 金	4,880,872	7.81	102.04	5,065,271	7.43	103.78
18 財 産 収 入	294,051	0.47	330.12	573,084	0.84	194.89
19 寄 附 金	104,464	0.17	434.51	326,124	0.48	312.19
20 繰 入 金	1,909,614	3.05	55.24	3,441,483	5.05	180.22
21 諸 収 入	483,932	0.77	71.38	503,186	0.74	103.98
22 市 債	4,636,100	7.41	70.37	6,727,500	9.86	145.11
23 繰 越 金	135,773	0.22	114.67	505,217	0.74	372.10
<b>合 計</b>	<b>62,531,764</b>	<b>100.00</b>	<b>98.00</b>	<b>68,199,509</b>	<b>100.00</b>	<b>109.06</b>

(注) \*1 国有提供施設等所在市町村助成交付金の略

\*2 交通安全対策特別交付金の略

## イ 歳 出

区 分 科 目	平成 27 年度			平成 28 年度		
	予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比
1 議 会 費	431,784	0.69	100.13	408,848	0.60	94.69
2 総 務 費	5,581,663	8.93	83.77	6,257,899	9.18	112.12
3 民 生 費	29,680,958	47.47	99.97	31,238,559	45.80	105.25
4 衛 生 費	6,001,204	9.60	93.06	5,295,327	7.76	88.24
5 農 林 水 産 業 費	493,080	0.79	99.27	556,458	0.82	112.85
6 商 工 費	542,082	0.87	105.91	318,213	0.47	58.70
7 土 木 費	3,339,964	5.34	88.73	3,719,000	5.45	111.35
8 消 防 費	1,404,237	2.24	62.44	1,724,199	2.53	122.79
9 教 育 費	7,243,809	11.58	94.81	9,890,550	14.50	136.54
10 災 害 復 旧 費	7,964	0.01	199,100.00	4	0.01	0.05
11 公 債 費	6,494,893	10.39	113.42	6,250,398	9.16	96.24
12 諸 支 出 金	1,272,165	2.03	778.66	2,490,054	3.65	195.73
13 予 備 費	37,961	0.06	160.32	50,000	0.07	131.71
<b>合 計</b>	<b>62,531,764</b>	<b>100.00</b>	<b>98.00</b>	<b>68,199,509</b>	<b>100.00</b>	<b>109.06</b>

〔決算書より〕

(単位：千円、%)

平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比
23,208,296	33.39	101.84	23,217,057	32.24	100.04	23,619,350	33.60	101.73
300,001	0.43	100.00	320,000	0.44	106.67	329,953	0.47	103.11
50,000	0.07	62.50	50,000	0.07	100.00	80,000	0.11	160.00
190,000	0.27	73.08	150,000	0.21	78.95	180,000	0.26	120.00
110,000	0.16	68.75	160,000	0.22	145.45	160,000	0.23	100.00
3,100,000	4.46	106.90	3,050,000	4.24	98.39	3,200,000	4.55	104.92
38,000	0.05	100.00	38,000	0.05	100.00	38,000	0.05	100.00
120,000	0.17	133.33	150,000	0.21	125.00	70,000	0.10	46.67
—	—	—	—	—	—	40,000	0.06	—
217,650	0.31	99.94	217,584	0.30	99.97	217,584	0.31	100.00
150,000	0.22	100.00	180,000	0.25	120.00	230,000	0.33	127.78
7,300,000	10.50	92.99	7,100,000	9.86	97.26	7,350,000	10.46	103.52
26,670	0.04	98.27	26,483	0.04	99.30	23,174	0.03	87.51
487,364	0.70	74.42	471,747	0.66	96.80	322,861	0.46	68.44
1,215,972	1.75	102.86	1,234,898	1.72	101.56	1,189,156	1.69	96.30
15,051,830	21.65	104.83	15,560,470	21.61	103.38	15,157,235	21.56	97.41
4,786,418	6.89	94.49	5,617,707	7.80	117.37	5,650,490	8.04	100.58
560,037	0.81	97.72	12,994	0.02	2.32	524,907	0.75	4039.61
1,902,700	2.74	583.43	2,249,200	3.12	118.21	1,007,360	1.43	44.79
3,390,617	4.88	98.52	3,288,889	4.57	97.00	2,559,276	3.64	77.82
502,216	0.72	99.81	507,692	0.70	101.09	1,314,347	1.87	258.89
6,440,500	9.26	95.73	8,207,100	11.40	127.43	6,682,100	9.51	81.42
368,354	0.53	72.91	195,045	0.27	52.95	345,021	0.49	176.89
<b>69,516,625</b>	<b>100.00</b>	<b>101.93</b>	<b>72,004,866</b>	<b>100.00</b>	<b>103.58</b>	<b>70,290,814</b>	<b>100.00</b>	<b>97.62</b>

平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比
413,195	0.60	101.06	413,401	0.60	100.05	415,119	0.59	100.42
5,996,179	8.63	95.82	6,484,875	9.01	108.15	6,665,154	9.48	102.78
30,621,241	44.05	98.02	31,945,923	44.37	104.33	34,201,484	48.66	107.06
5,378,213	7.74	101.57	5,526,843	7.68	102.76	4,979,601	7.08	90.10
534,768	0.77	96.10	1,279,308	1.78	239.23	1,123,746	1.60	87.84
397,453	0.57	124.90	391,781	0.54	98.57	319,379	0.45	81.52
4,604,936	6.62	123.82	5,363,883	7.45	116.48	3,733,999	5.31	69.61
1,564,022	2.25	90.71	1,792,392	2.49	114.60	2,231,604	3.18	124.50
10,601,684	15.25	107.19	10,735,386	14.91	101.26	8,252,152	11.74	76.87
125,004	0.18	3.125.100.00	375,884	0.52	300.70	61,304	0.09	16.31
6,634,338	9.54	106.14	6,499,057	9.03	97.96	6,693,711	9.52	103.00
2,609,310	3.75	104.79	1,193,161	1.66	45.73	1,577,839	2.25	132.24
36,282	0.05	72.56	2,972	0.00	8.19	35,722	0.05	1,201.95
<b>69,516,625</b>	<b>100.00</b>	<b>101.93</b>	<b>72,004,866</b>	<b>100.00</b>	<b>103.58</b>	<b>70,290,814</b>	<b>100.00</b>	<b>97.62</b>

## (8) 一般会計歳入歳出決算額の推移

## ア 歳 入

区 分 科 目	平成 27 年度			平成 28 年度		
	決 算 額	構 成 比	前 年 比	決 算 額	構 成 比	前 年 比
1 市 税	23,019,575	39.41	102.30	23,199,590	37.43	100.78
2 地 方 譲 与 税	322,927	0.55	105.55	322,193	0.52	99.77
3 利 子 割 交 付 金	79,239	0.14	84.41	34,271	0.06	43.25
4 配 当 割 交 付 金	186,608	0.32	73.49	124,948	0.20	66.96
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	205,259	0.35	153.24	73,788	0.12	35.95
6 地 方 消 費 税 交 付 金	3,366,939	5.76	175.96	3,052,369	4.92	90.66
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	33,408	0.06	98.94	33,448	0.05	100.12
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	117,952	0.20	157.01	128,222	0.21	108.71
9 環 境 性 能 割 交 付 金	—	—	—	—	—	—
10 国 有 提 供 助 成 交 付 金 *1	217,779	0.37	99.93	217,650	0.35	99.94
11 地 方 特 例 交 付 金	156,537	0.27	73.76	148,035	0.24	94.57
12 地 方 交 付 税	8,142,259	13.94	98.32	7,623,751	12.30	93.63
13 交 通 安 全 交 付 金 *2	27,513	0.05	109.06	26,262	0.04	95.45
14 分 担 金 及 び 負 担 金	722,837	1.24	87.50	593,614	0.96	82.12
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,121,028	1.92	125.70	1,180,251	1.90	105.28
16 国 庫 支 出 金	12,062,811	20.65	102.02	12,703,324	20.49	105.31
17 府 支 出 金	4,333,727	7.42	96.12	4,446,119	7.17	102.59
18 財 産 収 入	87,920	0.15	125.02	298,169	0.48	339.14
19 寄 附 金	99,223	0.17	409.12	313,492	0.51	315.95
20 繰 入 金	83,140	0.14	6.08	1,562,068	2.52	1,878.84
21 諸 収 入	685,238	1.17	84.62	831,058	1.34	121.28
22 市 債 金	3,204,800	5.49	57.09	4,573,100	7.38	142.70
23 繰 越 金	135,774	0.23	114.67	505,217	0.81	372.10
<b>合 計</b>	<b>58,412,493</b>	<b>100.00</b>	<b>97.19</b>	<b>61,990,939</b>	<b>100.00</b>	<b>106.13</b>

(注) \*1 国有提供施設等所在市町村助成交付金の略

\*2 交通安全対策特別交付金の略

## イ 歳 出

区 分 科 目	平成 27 年度			平成 28 年度		
	決 算 額	構 成 比	前 年 比	決 算 額	構 成 比	前 年 比
1 議 会 費	424,219	0.71	104.06	389,066	0.63	92.25
2 総 務 費	6,389,090	10.65	123.03	5,783,245	9.39	110.28
3 民 生 費	28,510,435	47.54	105.77	28,800,664	46.74	101.98
4 衛 生 費	5,829,582	9.72	74.69	4,869,355	7.90	89.52
5 農 林 水 産 業 費	463,381	0.77	99.95	512,568	0.83	113.14
6 商 工 費	325,841	0.54	108.03	292,034	0.47	58.98
7 土 木 費	3,385,320	5.65	93.81	3,161,596	5.13	104.47
8 消 防 費	2,057,697	3.43	130.48	1,675,274	2.72	122.68
9 教 育 費	6,736,964	11.23	111.13	7,728,929	12.54	133.73
10 災 害 復 旧 費	0	0.00	0.00	0	0.00	-
11 公 債 費	5,696,245	9.50	82.28	6,236,315	10.12	100.21
12 諸 支 出 金	148,135	0.25	14.36	2,173,536	3.53	179.20
13 予 備 費	0	0.00	0	0	0.00	0.00
<b>合 計</b>	<b>59,966,909</b>	<b>100.00</b>	<b>99.38</b>	<b>61,622,584</b>	<b>100.00</b>	<b>106.42</b>

〔決算書より〕

(単位：千円、%)

平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
23,559,046	36.52	101.55	23,680,435	37.31	100.52	24,089,652	37.76	101.73
313,928	0.49	97.43	318,709	0.50	101.52	325,609	0.51	102.16
61,135	0.09	178.39	57,770	0.09	94.50	35,216	0.06	60.96
173,406	0.27	138.78	137,502	0.22	79.29	162,499	0.25	118.18
175,665	0.27	238.07	116,532	0.18	66.34	93,528	0.15	80.26
3,096,251	4.80	101.44	3,026,816	4.77	97.76	2,886,969	4.53	95.38
32,208	0.05	96.29	30,899	0.05	95.94	29,553	0.05	95.64
160,168	0.25	124.91	172,868	0.27	107.93	92,081	0.14	53.27
—	—	—	—	—	—	28,663	0.04	—
217,584	0.34	99.97	217,584	0.34	100.00	218,643	0.34	100.49
157,972	0.24	106.71	176,120	0.28	111.49	214,228	0.34	121.64
7,211,292	11.18	94.59	7,456,715	11.75	103.40	7,648,345	11.99	102.57
24,256	0.04	92.36	22,130	0.03	91.24	21,303	0.03	96.26
438,054	0.68	73.79	422,073	0.66	96.35	336,785	0.53	79.79
1,179,368	1.83	99.93	1,160,123	1.83	98.37	1,143,789	1.79	98.59
14,169,837	21.97	111.54	13,633,242	21.48	96.21	14,162,956	22.20	103.89
4,380,350	6.79	98.52	4,602,026	7.25	105.06	5,129,910	8.04	111.47
567,904	0.88	190.46	39,657	0.06	6.98	536,327	0.84	1,352.41
1,722,114	2.67	549.33	1,711,473	2.70	99.38	196,108	0.31	11.46
1,056,516	1.64	67.64	798,953	1.26	75.62	814,198	1.28	101.91
594,778	0.92	71.57	624,395	0.98	104.98	978,044	1.53	156.64
4,844,000	7.51	105.92	4,871,100	7.67	100.56	4,305,600	6.75	88.39
368,354	0.57	72.91	195,045	0.31	52.95	345,021	0.54	176.89
<b>64,504,186</b>	<b>100.00</b>	<b>104.05</b>	<b>63,472,168</b>	<b>100.00</b>	<b>98.40</b>	<b>63,795,027</b>	<b>100.00</b>	<b>100.51</b>

平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
401,956	0.62	103.31	398,010	0.63	99.02	401,471	0.63	100.87
5,711,268	8.88	98.76	6,033,275	9.56	105.64	5,375,112	8.45	89.09
29,124,929	45.29	101.13	28,858,000	45.71	99.08	32,137,447	50.49	111.36
4,876,118	7.58	100.14	4,940,134	7.82	101.31	4,530,517	7.12	91.71
505,610	0.79	98.64	496,835	0.79	98.26	741,301	1.16	149.20
363,712	0.57	124.54	355,806	0.56	97.83	294,126	0.46	82.66
4,041,891	6.28	127.84	4,866,005	7.71	120.39	3,288,778	5.17	67.59
1,495,756	2.33	89.28	1,702,222	2.70	113.80	2,157,626	3.39	126.75
8,855,851	13.77	114.58	7,752,181	12.28	87.54	6,900,729	10.84	89.02
9,020	0.01	-	208,766	0.33	-	56,465	0.09	-
6,533,011	10.16	104.76	6,464,011	10.24	98.94	6,615,852	10.39	102.35
2,390,018	3.72	109.96	1,051,902	1.67	44.01	1,150,257	1.81	109.35
0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
<b>64,309,141</b>	<b>100.00</b>	<b>104.36</b>	<b>63,127,147</b>	<b>100.00</b>	<b>98.16</b>	<b>63,649,682</b>	<b>100.00</b>	<b>100.83</b>



## (9) 市税決算額等の推移

区 分 税 目			平成 27 年 度			
			調 定 額 A	収 入 額 B	徴収率 B/A	Bの 前年比
市 民 税	個 人	均 等 割	275,874	273,113	99.0	101.4
		所 得 割	8,978,000	8,888,073	99.0	102.0
		うち退職分	70,265	70,265	100.0	71.2
		小 計	9,253,874	9,161,186	99.0	102.0
		滞納繰越分	383,308	138,844	36.2	106.0
	法 人	均 等 割	414,195	412,351	99.6	106.8
		法 人 税 割	1,003,828	999,360	99.6	109.3
		小 計	1,418,023	1,411,711	99.6	108.6
		滞納繰越分	22,692	4,079	18.0	91.2
	計		11,077,897	10,715,820	96.7	102.8
固 定 資 産 税	土 地	3,403,732	3,373,319	99.1	100.7	
	家 屋	4,411,069	4,371,683	99.1	101.7	
	償 却 資 産	1,116,339	1,106,337	99.1	117.6	
	小 計	8,931,140	8,851,339	99.1	103.0	
	滞 納 繰 越 分	424,850	120,726	28.4	81.5	
	交 付 金	109,426	109,426	100.0	81.0	
	計	9,355,990	9,081,491	97.1	102.3	
軽 自 動 車 税		266,920	259,193	97.1	102.7	
滞 納 繰 越 分		22,492	7,203	32.0	107.0	
市 た ば こ 税		1,110,132	1,110,132	100.0	99.1	
特 別 土 地 保 有 税		0	0	—	—	
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	
都 市 計 画 税		1,836,804	1,820,382	99.1	101.3	
滞 納 繰 越 分		89,153	25,354	28.4	81.6	
現 年 課 税 分 合 計		22,926,319	22,723,369	99.1	102.5	
滞 納 繰 越 分 合 計		942,495	296,206	31.4	92.2	
<b>市 税 合 計</b>		<b>23,868,814</b>	<b>23,019,575</b>	<b>96.4</b>	<b>102.3</b>	

〔地方財政状況調査表第6表による〕

(単位：千円、%)

平成 28 年 度				平成 29 年 度			
調 定 額 A	収 入 額 B	徴収率 B/A	Bの 前年比	調 定 額 A	収 入 額 B	徴収率 B/A	Bの 前年比
280,550	277,891	99.1	101.7	286,249	283,786	99.1	102.1
9,047,274	8,961,431	99.1	100.8	9,153,916	9,075,304	99.1	101.3
84,601	84,601	100.0	120.4	71,712	71,712	100.0	84.8
9,327,824	9,239,322	99.1	100.9	9,440,165	9,359,090	99.1	101.3
317,419	106,122	33.4	76.4	282,681	101,776	36.0	95.9
454,982	453,722	99.7	110.0	449,244	448,244	99.8	98.8
922,299	919,745	99.7	92.0	1,040,530	1,038,214	99.8	112.9
1,377,281	1,373,467	99.7	97.3	1,489,774	1,486,458	99.8	108.2
17,736	5,588	31.5	137.0	14,623	4,634	31.7	82.9
11,040,260	10,724,499	97.1	100.1	11,227,243	10,951,958	97.5	102.1
3,410,922	3,386,584	99.3	100.4	3,400,202	3,378,037	99.3	99.7
4,509,110	4,476,919	99.3	102.4	4,672,264	4,641,781	99.3	103.7
1,093,570	1,085,793	99.3	98.1	1,124,884	1,117,569	99.3	102.9
9,013,602	8,949,296	99.3	101.1	9,197,350	9,137,387	99.3	102.1
363,015	134,961	37.2	111.8	281,510	97,036	34.5	71.9
101,430	101,430	100.0	92.7	84,621	84,621	100.0	83.4
9,478,047	9,185,687	96.9	101.1	9,563,481	9,319,044	97.4	101.5
326,065	317,003	97.2	122.3	340,884	331,543	97.3	104.6
20,775	6,171	29.7	85.7	21,622	6,434	29.8	104.3
1,092,968	1,092,968	100.0	98.5	1,052,361	1,052,361	100.0	96.3
0	0	—	—	0	0	—	—
0	0	—	—	0	0	—	—
1,858,224	1,844,953	99.3	101.3	1,889,774	1,877,485	99.3	101.8
75,846	28,309	37.3	111.7	58,523	20,221	34.6	71.4
23,097,394	22,918,439	99.2	100.9	23,494,929	23,328,945	99.3	101.8
794,791	281,151	35.4	94.9	658,959	230,101	34.9	81.8
<b>23,892,185</b>	<b>23,199,590</b>	<b>97.1</b>	<b>100.8</b>	<b>24,153,888</b>	<b>23,559,046</b>	<b>97.5</b>	<b>101.5</b>

税 目		区 分	平 成 30 年 度			
			調 定 額 A	収 入 額 B	徴収率 B/A	Bの 前年比
市 民 税	個 人	均 等 割	289,605	287,377	99.2	101.3
		所 得 割	9,303,510	9,231,872	99.2	101.7
		うち退職分	91,159	91,159	100.0	127.1
		小 計	9,593,115	9,519,249	99.2	101.7
		滞納繰越分	240,297	91,800	38.2	90.2
	法 人	均 等 割	463,204	462,973	100.0	103.3
		法 人 税 割	1,070,331	1,069,797	100.0	103.0
		小 計	1,533,535	1,532,770	100.0	103.1
		滞納繰越分	13,200	4,546	34.4	98.1
	計		11,380,147	11,148,365	98.0	101.8
固 定 資 産 税	土 地	3,386,992	3,370,488	99.5	99.8	
	家 屋	4,590,441	4,568,043	99.5	98.4	
	償 却 資 産	1,170,219	1,164,548	99.5	104.2	
	小 計	9,147,652	9,103,079	99.5	99.6	
	滞 納 繰 越 分	233,160	69,112	29.6	71.2	
	交 付 金	83,352	83,352	100.0	98.5	
	計	9,464,164	9,255,543	97.8	99.3	
軽 自 動 車 税		355,868	347,597	97.7	104.8	
滞 納 繰 越 分		22,964	7,624	33.2	118.5	
市 た ば こ 税		1,043,398	1,043,398	100.0	99.1	
特 別 土 地 保 有 税		0	0	—	—	
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	
都 市 計 画 税		1,872,718	1,863,561	99.5	99.3	
滞 納 繰 越 分		48,244	14,347	29.7	71.0	
現 年 課 税 分 合 計		23,629,638	23,493,006	99.4	100.7	
滞 納 繰 越 分 合 計		557,865	187,429	33.6	81.5	
<b>市 税 合 計</b>		<b>24,187,503</b>	<b>23,680,435</b>	<b>97.9</b>	<b>100.5</b>	

[地方財政状況調査表第6表による]

(単位：千円、%)

令和元年度			
調定額 A	収入額 B	徴収率 B/A	Bの 前年比
294,705	292,393	99.2	101.7
9,409,093	9,335,288	99.2	101.1
64,339	64,339	100.0	70.6
9,703,798	9,627,681	99.2	101.1
206,482	86,533	41.9	94.3
473,763	473,083	99.9	102.2
1,107,502	1,105,912	99.9	103.4
1,581,265	1,578,995	99.9	103.0
10,568	3,117	29.5	68.6
11,502,113	11,296,326	98.2	101.3
3,375,390	3,357,519	99.5	99.6
4,782,555	4,757,234	99.5	104.1
1,204,151	1,197,776	99.5	102.9
9,362,096	9,312,529	99.5	102.3
182,869	57,793	31.6	83.6
82,369	82,369	100.0	98.8
9,627,334	9,452,691	98.2	102.1
374,359	365,598	97.7	105.2
21,839	6,497	29.7	85.2
1,048,815	1,048,815	100.0	100.5
0	0	—	—
0	0	—	—
1,917,999	1,907,791	99.5	102.4
37,709	11,934	31.6	83.2
24,070,701	23,923,778	99.4	101.8
459,467	165,874	36.1	88.5
<b>24,530,168</b>	<b>24,089,652</b>	<b>98.2</b>	<b>101.7</b>

## (10) 市税税目別収入額と構成比の推移

## ア 市税税目別収入額の推移

(単位：千円)

税目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市 民 税		10,715,820	10,724,499	10,951,958	11,148,365	11,296,326
固 定 資 産 税		9,081,491	9,185,687	9,319,044	9,255,543	9,452,691
市 た ば こ 税		1,110,132	1,092,968	1,052,361	1,043,398	1,048,815
軽 自 動 車 税		266,396	323,174	337,977	355,221	372,095
特別土地保有税		0	0	0	0	0
都 市 計 画 税		1,845,736	1,873,262	1,897,706	1,877,908	1,919,725
<b>合 計</b>		<b>23,019,575</b>	<b>23,199,590</b>	<b>23,559,046</b>	<b>23,680,435</b>	<b>24,089,652</b>

## イ 市税税目別構成比の推移

(単位：%)

(単位：%)

税目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市 民 税	個 人	40.4	40.3	40.1	40.6	40.3
	法 人	6.2	5.9	6.3	6.5	6.6
	小 計	46.6	46.2	46.4	47.1	46.9
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	39.0	39.2	39.2	38.7	38.9
	交 付 金	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3
	小 計	39.5	39.6	39.6	39.1	39.2
軽 自 動 車 税 ①		1.1	1.4	1.4	1.5	1.5
市 た ば こ 税 ②		4.8	4.7	4.5	4.4	4.4
特別土地保有税 ③		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都 市 計 画 税 ④		8.0	8.1	8.1	7.9	8
小 計 (①～④)		13.9	14.2	14.0	13.8	13.9
<b>合 計</b>		<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

〔各年度とも収入額（滞納繰越分含む。）である。〕



## 2. 市民税

### (1) 納税義務者数の推移（課税状況等の調）

ア 個人

(単位：人)

区分 年度	均 等 割			所 得 割
	人	家 屋 敷	計	
平成28年度	79,553	92	79,645	75,701
平成29年度	81,238	88	81,326	77,260
平成30年度	82,092	95	82,187	77,988
令和元年度	83,662	85	83,747	79,468
令和2年度	84,868	95	84,963	80,496

## イ 法 人

(単位：社)

年度 区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資本金等の金額が50億円を超える法人で、従業者数の合計が50人を超えるもの(A)	23	25	23	25	25
資本金等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で、従業者数の合計が50人を超えるもの(B)	9	9	8	8	7
資本金等の金額が10億円を超える法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの(c)	189	187	177	173	160
資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの(D)	17	14	15	16	13
資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの(E)	147	156	153	149	144
資本金等の金額が1000万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの(F)	40	48	49	51	53
資本金等の金額が1000万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの(G)	523	534	520	526	511
資本金等の金額が1000万円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの(H)	26	19	21	24	22
(A)～(H)の法人等以外の法人等をいうもの(法人でない社団等を除く)	2,610	2,677	2,743	2,858	2,874
計	3,584	3,669	3,709	3,830	3,809
法人税割	3,489	3,571	3,610	3,728	3,809



(2) 所得区分別所得割額等の推移（課税状況等の調）

ア 給与所得者

区分 年度	納 税 義 務 者 数			総 所 得 金 額 等		
	人	構成比	前年比	金 額	構成比	前年比
平成28年度	61,174	80.8	101.8	207,302,344	85.4	101.7
平成29年度	62,595	81.0	102.3	212,188,336	85.7	102.4
平成30年度	63,326	81.2	101.2	216,014,385	85.8	101.8
令和元年度	64,709	81.4	102.2	223,263,185	86.3	103.4
令和2年度	65,814	81.8	101.7	227,651,330	86.3	102.0

イ 営業所得者

区分 年度	納 税 義 務 者 数			総 所 得 金 額 等		
	人	構成比	前年比	金 額	構成比	前年比
平成28年度	3,026	4.0	103.1	9,928,466	4.1	101.2
平成29年度	3,017	3.9	99.7	10,076,020	4.1	101.5
平成30年度	2,994	3.8	99.2	9,837,685	3.9	97.6
令和元年度	3,046	3.8	101.7	10,126,075	3.9	102.9
令和2年度	3,140	3.9	103.1	10,788,058	4.1	106.5

平成14年度より「営業所得者」は「営業等所得者」となっています。

ウ 農業所得者

区分 年度	納 税 義 務 者 数			総 所 得 金 額 等		
	人	構成比	前年比	金 額	構成比	前年比
平成28年度	58	0.1	123.4	168,904	0.1	135.0
平成29年度	64	0.1	110.3	185,266	0.1	109.7
平成30年度	56	0.1	87.5	167,115	0.1	90.2
令和元年度	48	0.1	85.7	140,674	0.1	84.2
令和2年度	44	0.1	91.7	123,181	0.0	87.6

(単位：千円、%)

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
73,933,035	83.4	102.1	7,650,990	85.7	100.6
75,950,041	83.7	102.7	7,736,573	85.3	101.1
77,377,178	83.9	101.9	7,806,784	84.8	100.9
79,444,963	84.1	102.7	8,009,490	86.0	102.6
81,247,606	84.3	102.3	8,136,064	85.7	101.6

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
3,493,427	3.9	101.3	367,042	4.1	99.7
3,514,218	3.9	100.6	371,476	4.0	101.2
3,517,409	3.8	100.1	356,389	3.9	95.9
3,571,858	3.8	101.5	366,866	3.9	102.9
3,778,581	3.9	105.8	393,591	4.1	107.3

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
65,572	0.1	118.2	6,051	0.1	149.5
74,386	0.1	113.4	6,402	0.1	105.8
73,137	0.1	98.3	5,339	0.1	83.4
61,059	0.1	83.5	4,342	0.0	81.3
54,913	0.1	89.9	3,741	0.0	86.2

エ その他の所得者

区分 年度	納 税 義 務 者 数			総 所 得 金 額 等		
	人	構成比	前年比	金 額	構成比	前年比
平成28年度	10,748	14.2	102.4	21,821,597	9.0	102.3
平成29年度	10,978	14.2	102.1	21,847,201	8.8	100.1
平成30年度	10,820	13.9	98.6	21,789,004	8.6	99.7
令和元年度	10,953	13.8	101.2	21,901,005	8.4	100.5
令和2年度	10,823	13.4	98.8	21,694,434	8.2	99.1

オ 短期・長期譲渡所得、土地等に係る事業所得等、超短期所有土地等に係る事業所得等、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の所得者

区分 年度	納 税 義 務 者 数			総 所 得 金 額 等		
	人	構成比	前年比	金 額	構成比	前年比
平成28年度	695	0.9	102.1	3,381,311	1.4	120.6
平成29年度	606	0.8	87.2	3,194,529	1.3	94.5
平成30年度	792	1.0	130.7	3,939,074	1.6	123.3
令和元年度	712	0.9	89.9	3,324,069	1.3	84.4
令和2年度	675	0.8	94.8	3,610,690	1.4	108.6

合 計

区分 年度	納 税 義 務 者 数			総 所 得 金 額 等		
	人	構成比	前年比	金 額	構成比	前年比
平成28年度	75,701	100.0	101.9	242,602,622	100.0	102.0
平成29年度	77,260	100.0	102.1	247,491,352	100.0	102.0
平成30年度	77,988	100.0	100.9	251,747,263	100.0	101.7
令和元年度	79,468	100.0	101.9	258,755,008	100.0	102.8
令和2年度	80,496	100.0	101.3	263,867,693	100.0	102.0

(単位：千円、%)

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
10,186,351	11.5	101.5	656,894	7.4	102.6
10,276,431	11.3	100.9	651,041	7.2	99.1
10,162,054	11.0	98.9	651,557	7.1	100.1
10,388,846	11.0	102.2	642,057	6.9	98.5
10,305,951	10.7	99.2	635,342	6.7	99.0

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
950,485	1.1	102.1	243,771	2.7	101.5
864,686	1.0	91.0	305,990	3.4	125.5
1,101,846	1.2	127.4	381,515	4.1	124.7
974,168	1.0	88.4	289,858	3.1	76.0
951,696	1.0	97.7	321,014	3.4	110.7

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
88,628,870	100.0	102.0	8,924,748	100.0	100.7
90,679,762	100.0	102.3	9,071,482	100.0	101.6
92,231,624	100.0	101.7	9,201,584	100.0	101.4
94,440,894	100.0	102.4	9,312,613	100.0	101.2
96,338,747	100.0	102.0	9,489,752	100.0	101.9

(3) 令和2年度課税標準額段階別所得割額等に関する調

課税標準額の段階		10万円以下 の金額	10万円を超え 100万円以下	100万円を超え 200万円以下	200万円を超え 300万円以下
区 分					
納 税 義 務 者 数 (人)		3,520	25,851	22,238	13,283
総所得金額等	総 所 得 金 額	2,239,507	35,774,707	56,551,738	51,135,816
	山 林 所 得 金 額	0	0	0	0
	分 離 長 期 譲 渡 所 得 金 額	1,278,301	655,624	294,419	151,269
	分 離 短 期 譲 渡 所 得 金 額	14,631	3,659	891	891
	土地等に係る事業所得等の金額等				
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	1,310	117,215	62,954	51,358
	上場株式等に係る譲渡所得等の金額	32,180	177,291	21,265	14,440
	上場株式等に係る配当所得金額	1,751	8,136	19,867	6,356
	先物取引に係る雑所得等の金額	9,337	215	3,090	7,951
	計 A	3,577,017	36,736,847	56,954,224	51,368,081
所得控除	雑 損 費	3,753	26,729	10,798	11,971
	医 療 費	82,266	519,968	375,289	243,550
	社 会 保 険 料	427,393	7,450,913	11,644,069	10,220,660
	小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金	15,298	146,280	182,219	167,436
	生 命 保 険 料	63,954	663,252	768,306	588,361
	地 震 保 険 料	3,349	31,703	34,734	31,619
	障 害 者	51,620	346,520	228,200	126,060
	寡 婦	19,760	257,480	131,720	52,020
	寡 夫	1,300	15,340	12,220	13,260
	勤 労 学 生	4,160			
	配 偶 者	147,710	1,827,570	1,551,870	1,276,030
	配 偶 者 特 別 扶 養	25,420	267,090	310,040	276,780
	同 居 特 障 加 算 分 (23 万 円 ) 基 礎	128,880	1,372,210	1,391,110	1,228,040
計 B	2,144,743	21,506,025	24,022,355	18,646,777	
課税標準額	総 所 得 金 額 等 C	168,242	14,268,741	32,529,444	32,489,075
	分 離 長 期 譲 渡 所 得 金 額	1,217,299	655,597	294,400	151,262
	分 離 短 期 譲 渡 所 得 金 額	11,977	3,659	891	891
	土地等に係る事業所得等の金額				
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	913	117,215	62,953	51,357
	上場株式等に係る譲渡所得等の金額	25,733	177,276	21,245	14,426
	上場株式等に係る配当所得金額	1,299	8,120	19,850	6,347
	先物取引に係る雑所得等の金額	6,811	214	3,086	7,946
算出税額	総 所 得 分 等 D	9,954	855,081	1,950,848	1,948,793
	分 離 長 期 譲 渡 所 得 分	36,466	19,409	8,825	4,534
	分 離 短 期 譲 渡 所 得 分	646	198	48	48
	土地等に係る事業所得等分				
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	27	3,516	1,889	1,541
	上場株式等に係る譲渡所得等分	772	5,318	637	433
	上場株式等に係る配当所得金額	39	244	596	190
	先物取引に係る雑所得等分	204	6	93	238
計 E	48,108	883,772	1,962,936	1,955,777	
税 額 控 除 額 等 F	4,548	79,597	157,754	158,318	
市 民 税 所 得 割 額 (E - F)	43,560	804,175	1,805,182	1,797,459	
平 均 税 率 (D / C)(%)	5.9	6.0	6.0	6.0	

(注) 令和2年度課税状況等の調による。

(単位：千円)

300万円を超え 400万円以下	400万円を超え 550万円以下	550万円を超え 700万円以下	700万円を超え 1000万円以下	1000万円を 超える金額	合計
6,762	4,720	1,643	1,222	1,257	80,496
34,975,306	31,067,641	13,585,313	12,718,196	25,817,769	263,865,993
0	1,700	0	0	0	1,700
102,399	256,235	139,660	179,254	981,552	4,038,713
164	0	0	625	12,534	33,395
1,719	39,127	522,500	110,682	883,927	1,790,792
30,803	4,683	5,757	27,607	22,599	336,625
5,188	2,818	8,369	1,601	28,953	83,039
1,683	2,628	23,564	85	20,100	68,653
35,117,262	31,374,832	14,285,163	13,038,050	27,767,434	270,218,910
5,371	1,253	2,301	1,838	5,198	69,212
171,892	150,353	84,859	88,212	129,484	1,845,873
6,774,792	5,624,169	2,084,950	1,622,682	1,852,973	47,702,601
143,872	136,371	102,167	90,701	204,941	1,189,285
336,705	249,104	87,209	64,299	63,149	2,884,339
20,317	16,452	6,364	5,780	6,989	157,307
70,020	49,100	20,560	16,440	15,080	923,600
18,220	6,760	1,040	1,560	1,820	490,380
1,560	0				43,680
805,690	639,410	213,830	31,260	0	4,160
150,430	116,670	34,610	3,680		6,493,370
905,280	734,110	312,750	278,610	269,720	1,184,720
13,570	11,270	4,370	3,450	3,910	6,620,710
2,231,460	1,557,600	542,190	403,260	414,810	165,830
11,649,179	9,292,622	3,497,200	2,611,772	2,968,074	26,563,680
23,326,153	21,775,042	10,088,124	10,106,433	22,849,734	96,338,747
102,392	256,227	139,656	179,251	981,542	167,600,988
163	0	0	624	12,534	3,977,626
1,718	39,126	522,500	110,681	883,924	30,739
30,794	4,677	5,754	27,605	22,590	1,790,387
5,181	2,813	8,366	1,599	28,939	330,100
1,682	2,625	23,563	85	20,097	82,514
1,399,286	1,306,398	605,216	606,333	1,370,930	66,109
3,070	7,686	4,187	5,016	29,443	10,052,839
9	0	0	34	677	118,636
52	1,174	15,675	3,320	26,518	1,660
924	140	173	828	678	53,712
155	84	251	48	868	9,903
50	79	707	3	603	2,475
1,403,546	1,315,561	626,209	615,582	1,429,717	1,983
80,071	71,371	35,774	40,202	123,821	10,241,208
1,323,475	1,244,190	590,435	575,380	1,305,896	751,456
6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	9,489,752
					6.0

(4) 市民税の調定額等の推移（決算）

ア 納税義務者数の推移

(単位：人)

区分		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
個人	普徴	均等割	29,674	29,265	28,850	25,096	25,344
		所得割	26,461	26,054	25,603	21,960	22,067
		計	29,674	29,265	28,850	25,096	25,344
	特徴	均等割	49,194	50,902	52,940	57,645	58,868
		所得割	48,418	50,107	52,036	56,503	57,760
		計	49,194	50,902	52,940	57,645	58,868
	計	均等割	78,868	80,167	81,790	82,741	84,212
		所得割	74,879	76,161	77,639	78,463	79,827
		計	78,868	80,167	81,790	82,741	84,212
	特別徴収義務者	14,740	15,236	16,134	18,419	18,843	
法人	均等割	3,584	3,669	3,709	3,830	3,809	
	法人税割	3,489	3,571	3,610	3,728	3,809	
	計	3,584	3,669	3,709	3,830	3,809	

イ 調定額の推移

(単位：千円)

区分		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
個人	普徴	均等割	103,922	102,595	101,214	88,117	89,004
		所得割	2,360,967	2,264,354	2,204,771	1,999,927	1,945,213
		計	2,464,889	2,366,949	2,305,985	2,088,044	2,034,217
	特徴	均等割	171,952	177,955	185,035	201,488	205,701
		所得割	6,617,033	6,782,920	6,949,145	7,303,583	7,463,880
		計	6,788,985	6,960,875	7,134,180	7,505,071	7,669,581
	計	均等割	275,874	280,550	286,249	289,605	294,705
		所得割	8,978,000	9,047,274	9,153,916	9,303,510	9,409,093
		計	9,253,874	9,327,824	9,440,165	9,593,115	9,703,798
法人	均等割	414,195	454,982	449,244	463,204	473,763	
	法人税割	1,003,827	922,300	1,040,530	1,070,331	1,107,502	
	計	1,418,022	1,377,282	1,489,774	1,533,535	1,581,265	

### 3. 固定資産税・都市計画税

#### (1) 固定資産税の課税状況調（概要調書）

ア 納税義務者数の推移

(単位：人)

区分 年度	免税点以上のもの					
	土地			家屋		
	個人	法人	計	個人	法人	計
平成28年度	45,680	1,237	46,917	53,639	1,308	54,947
平成29年度	41,555	1,098	42,653	54,021	1,330	55,351
平成30年度	41,875	1,113	42,988	54,430	1,341	55,771
令和元年度	42,227	1,165	43,392	54,972	1,393	56,365
令和2年度	42,514	1,194	43,708	55,226	1,432	56,658

区分 年度	免税点以上のもの			免税点未満のもの		
	償却資産			土地	家屋	償却資産
	個人	法人	計			
平成28年度	115	1,075	1,190	4,560	2,915	1,480
平成29年度	120	1,109	1,229	4,570	2,875	1,505
平成30年度	142	1,110	1,252	4,578	2,831	2,964
令和元年度	136	1,125	1,261	4,551	2,781	3,070
令和2年度	143	1,164	1,307	4,530	2,656	3,162



イ 土 地

区 分		地 積			決 定		
		評価総地積 (a)	法定免税点 未満のもの (b)	法定免税点 以上のもの (a) - (b) (c)	総 額 (d)	法定免税点 未満のもの (e)	
平成 28 年 度		m <sup>2</sup> 42,862,893	m <sup>2</sup> 3,419,540	m <sup>2</sup> 39,443,353	千円 668,829,438	千円 1,722,169	
平成 29 年 度		42,809,147	3,444,910	39,364,237	669,056,866	1,740,603	
平成 30 年 度		42,259,181	3,440,296	38,818,885	675,143,621	1,736,879	
令和 元 年 度		42,187,243	3,410,318	38,776,925	675,304,085	1,721,369	
令和 2 年 度		42,119,710	3,383,938	38,735,772	675,707,994	1,710,621	
令和 2 年 度 地 目 の 内 訳	田	一 般 田	5,119,338	595,977	4,523,361	682,997	81,303
		介在田・市街化 区 域 田	503,106	1,661	501,445	7,475,469	11,356
	畑	一 般 畑	5,410,430	823,746	4,586,684	372,886	57,564
		介在畑・市街化 区 域 畑	158,887	1,253	157,634	2,291,508	3,754
	宅 地	小 規 模 住 宅 用 地	8,411,847	91,642	8,320,205	370,130,936	1,342,633
		一 般 住 宅 用 地	1,912,388	4,087	1,908,301	64,773,930	40,377
		商 業 地 等 (非住宅用地)	4,721,059	2,467	4,718,592	187,091,499	30,129
		計	15,045,294	98,196	14,947,098	621,996,365	1,413,139
	山 林	一 般 山 林	12,430,918	1,723,075	10,707,843	308,820	48,290
		介 在 山 林	245,455	2,450	243,005	913,092	9,744
	上記以外のもの		3,206,282	137,580	3,068,702	41,666,857	85,471

価 格		筆 数			平 均 格
法定免税点 以上のもの ((d)-(e)) (f)	(f)に係る課税 標 準 額 (g)	評価総筆数 (h)	法定免税点 未満のもの (i)	法定免税点 以上のもの ((h)-(i)) (j)	(d)/(a)
千円	千円	筆	筆	筆	円
667,316,263	246,111,149	124,827	7,959	116,868	15,629
673,406,742	245,343,857	124,816	7,994	116,822	15,976
673,406,742	244,067,336	125,897	8,013	117,884	15,976
673,582,716	243,198,083	126,191	7,988	118,203	16,007
673,997,373	243,248,918	126,476	7,945	118,531	16,043
601,694	601,616	10,723	1,349	9,374	133
7,464,113	2,612,460	1,473	35	1,438	14,859
315,322	315,287	8,233	1,518	6,715	69
2,287,754	981,377	700	18	682	14,422
368,788,303	61,428,189	56,723	1,544	55,179	44,001
64,733,553	21,549,013	20,670	226	20,444	33,871
187,061,370	127,083,205	12,059	203	11,856	39,629
620,583,226	210,060,407	89,452	1,973	87,479	41,342
260,530	259,899	7,429	1,939	5,490	25
903,348	613,355	513	47	466	3,720
41,581,386	27,804,517	7,953	1,066	6,887	12,995

ウ 家 屋

区 分	棟 数			床 面 積				
	総 数 (d)	法定免税点 未満のもの (e)	法定免税点 以上のもの ((d)-(e))(f)	総 数 (g)	法定免税点 未満のもの (h)	法定免税点 以上のもの ((g)-(h))(i)		
	棟	棟	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
平成 28 年 度	69,309	4,247	65,062	9,896,626	157,167	9,739,459		
平成 29 年 度	69,428	4,180	65,248	10,008,457	154,143	9,854,314		
平成 30 年 度	69,567	4,084	65,483	10,068,230	149,759	9,918,471		
令和 元 年 度	69,724	4,015	65,709	10,159,588	147,188	10,012,400		
令和 2 年 度	69,471	3,801	65,670	10,221,865	138,841	10,083,024		
令和 2 年 度 家 屋 の 種 類	木 造	専 用 住 宅	38,326	1,383	36,943	3,907,795	70,611	3,837,184
		共同住宅・寄宿舎	539	7	532	157,108	403	156,705
		併 用 住 宅	771	112	659	70,654	6,034	64,620
		事務所・銀行・店舗	465	62	403	37,209	1,420	35,789
		病 院	33	0	33	4,012	0	4,012
		工 場 ・ 倉 庫	1,655	205	1,450	176,669	10,972	165,697
		土 蔵	255	48	207	7,112	1,078	6,034
		附 属 家	6,359	1,663	4,696	189,321	41,062	148,259
		そ の 他	36	1	35	4,894	28	4,866
		計	48,439	3,481	44,958	4,554,774	131,608	4,423,166
	非 木 造	事務所・店舗・ 百貨店・銀行	1,429	6	1,423	988,921	175	988,746
		住宅・アパート	11,021	18	11,003	2,960,924	428	2,960,496
		病院・ホテル	132	0	132	119,946	0	119,946
		工 場 ・ 倉 庫	3,628	53	3,575	1,274,731	2,183	1,272,548
そ の 他		4,822	243	4,579	322,569	4,447	318,122	
計		21,032	320	20,712	5,667,091	7,233	5,659,858	

決 定 価 格			単位当 り 価 格
総 数 (j)	法定免税点 未満のもの (k)	法定免税点 以上のもの ((j)-(k))(l)	
千円 335,512,380	千円 247,399	千円 335,264,981	千円 33,902
347,707,212	243,602	347,463,610	34,741
341,051,765	239,807	340,811,958	33,874
351,908,376	235,830	351,672,546	34,638
364,122,182	224,245	363,897,937	35,622
110,062,908	113,950	109,948,958	28,165
6,233,678	621	6,233,057	39,678
1,214,763	9,705	1,205,058	17,193
1,223,132	3,164	1,219,968	32,872
173,140	0	173,140	43,156
514,901	15,639	499,262	2,914
16,627	1,203	15,424	2,338
613,610	47,341	566,269	3,241
58,405	46	58,359	11,934
120,111,164	191,669	119,919,495	26,370
60,865,837	841	60,864,996	61,548
134,019,147	2,666	134,016,481	45,263
11,470,286	0	11,470,286	95,629
31,084,759	6,092	31,078,667	24,385
6,570,989	22,977	6,548,012	20,371
244,011,018	32,576	243,978,442	43,058

エ 償却資産

(単位：千円)

区 分		決 定 価 格	課税標準額	
平成 28 年 度		80,517,465	77,290,626	
平成 29 年 度		82,307,244	79,915,617	
平成 30 年 度		85,024,834	82,819,683	
令和 元 年 度		86,953,129	84,229,959	
令和 2 年 度		83,032,846	80,165,513	
令和 2 年 度 償 却 資 産 の 種 類	市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	18,669,819	18,620,187
		機 械 及 び 装 置	27,402,201	25,671,509
		船 舶	1,811	1,811
		航 空 機	0	0
		車 輛 及 び 運 搬 具	293,116	293,116
		工 具、器 具 及 び 備 品	11,815,555	11,789,440
		調 整 額	0	0
		計	58,182,502	56,376,063
	法第 389 条 関 係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	21,197,124	20,319,709
		道府県知事が価格等を決定し配分したもの	3,653,220	3,469,741
		計	24,850,344	23,789,450
	法第 743 条第 1 項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの		0	0

(2) 都市計画税の課税状況調（概要調書）

ア 納税義務者数の推移

（免税点以上のもの）

（単位：人）

区分 年度	土 地			家 屋			実 数		
	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計
平成28年度	37,534	924	38,458	49,425	1,175	50,600	55,681	1,419	57,100
平成29年度	37,806	957	38,763	49,811	1,194	51,005	56,004	1,454	57,458
平成30年度	38,094	969	39,063	50,221	1,205	51,426	56,320	1,457	57,777
令和元年度	38,505	1,015	39,520	50,768	1,246	52,014	56,847	1,500	58,347
令和2年度	38,797	1,043	39,840	51,048	1,287	52,335	57,091	1,537	58,628

イ 課税標準額等の推移

（免税点以上のもの）

区分 年度	地 積 (千㎡)	床 面 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)
平成28年度	15,631	8,630	946,660,411	624,126,013
平成29年度	15,591	8,744	958,839,581	635,413,518
平成30年度	15,537	8,811	958,695,129	628,824,951
令和元年度	15,533	8,896	968,988,424	638,256,424
令和2年度	15,560	8,978	982,368,963	651,241,944

## (3) 国有資産等所在市町村交付金（決算）

区 分		台 帳 価 格	算 定 標 準 額	交 付 金	前 年 比
年 度					
平成 27 年度	国 有 資 産	1,886,875 <sup>千円</sup>	571,422 <sup>千円</sup>	7,999,700 <sup>円</sup>	96.1 <sup>%</sup>
	公 有 資 産	15,229,774 <sup>千円</sup>	7,244,749 <sup>千円</sup>	101,426,300 <sup>円</sup>	80.0 <sup>%</sup>
	計	17,116,649 <sup>千円</sup>	7,816,171 <sup>千円</sup>	109,426,000 <sup>円</sup>	81.0 <sup>%</sup>
平成 28 年度	国 有 資 産	1,618,105 <sup>千円</sup>	493,775 <sup>千円</sup>	6,912,600 <sup>円</sup>	86.4 <sup>%</sup>
	公 有 資 産	14,563,647 <sup>千円</sup>	6,751,222 <sup>千円</sup>	94,516,900 <sup>円</sup>	93.2 <sup>%</sup>
	計	16,181,752 <sup>千円</sup>	7,244,997 <sup>千円</sup>	101,429,500 <sup>円</sup>	92.7 <sup>%</sup>
平成 29 年度	国 有 資 産	1,541,098 <sup>千円</sup>	456,703 <sup>千円</sup>	6,393,600 <sup>円</sup>	92.5 <sup>%</sup>
	公 有 資 産	13,246,301 <sup>千円</sup>	5,587,729 <sup>千円</sup>	78,228,100 <sup>円</sup>	82.8 <sup>%</sup>
	計	14,787,399 <sup>千円</sup>	6,044,432 <sup>千円</sup>	84,621,700 <sup>円</sup>	83.4 <sup>%</sup>
平成 30 年度	国 有 資 産	1,204,744 <sup>千円</sup>	367,776 <sup>千円</sup>	5,148,600 <sup>円</sup>	80.5 <sup>%</sup>
	公 有 資 産	13,242,154 <sup>千円</sup>	5,585,998 <sup>千円</sup>	78,230,900 <sup>円</sup>	100.0 <sup>%</sup>
	計	14,446,898 <sup>千円</sup>	5,953,774 <sup>千円</sup>	83,379,500 <sup>円</sup>	98.5 <sup>%</sup>
令 和 元 年 度	国 有 資 産	1,163,167 <sup>千円</sup>	358,202 <sup>千円</sup>	5,014,700 <sup>円</sup>	97.4 <sup>%</sup>
	公 有 資 産	13,177,634 <sup>千円</sup>	5,525,336 <sup>千円</sup>	77,354,600 <sup>円</sup>	98.9 <sup>%</sup>
	計	14,340,801 <sup>千円</sup>	5,883,538 <sup>千円</sup>	82,369,300 <sup>円</sup>	98.8 <sup>%</sup>

## (4) 固定資産税等の調定額の推移（決算）

(単位：千円)

区 分		年 度				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
固 定 資 産 税	土 地	3,403,732	3,410,922	3,400,202	3,386,992	3,375,390
	家 屋	4,411,069	4,509,110	4,672,264	4,590,441	4,782,555
	土地・家屋 (計)	7,814,801	7,920,032	8,072,466	7,977,433	8,157,945
	償 却 資 産	1,116,339	1,093,570	1,124,884	1,170,219	1,204,151
	計	8,931,140	9,013,602	9,197,350	9,147,652	9,362,096
交 付 金 ・ 基 地 交 付 金	交 付 金	109,426	101,430	84,622	83,380	82,369
	基 地 交 付 金	217,779	217,650	217,584	217,584	218,643
	計	327,205	319,080	302,206	300,964	301,012
都 市 計 画 税	土 地	923,947	925,833	924,243	922,746	921,371
	家 屋	912,857	932,391	965,531	949,972	996,628
	計	1,836,804	1,858,224	1,889,774	1,872,718	1,917,999
<b>合 計</b>		<b>11,095,149</b>	<b>11,190,906</b>	<b>11,389,330</b>	<b>11,321,334</b>	<b>11,581,107</b>

(注) 各年度とも現年課税分に係るものである。



## 4. 諸税

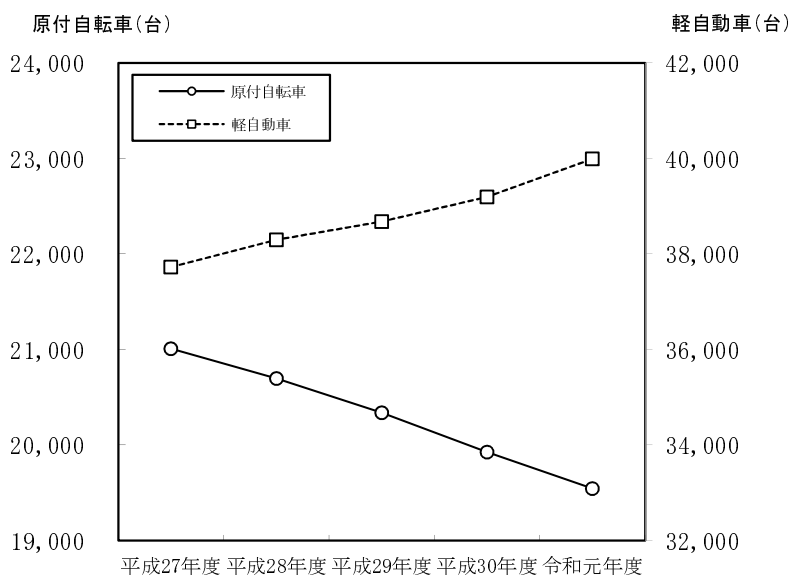
### (1) 軽自動車税の推移（決算）

ア 課税台数の推移

（単位：台）

区分		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
原動機付自転車	50cc以下		17,401	16,980	16,557	16,101	15,584	
	50cc超～90cc		663	638	589	562	561	
	90cc超～125cc		2,753	2,894	3,010	3,095	3,215	
	ミニカー		191	185	183	168	184	
	小計		21,008	20,697	20,339	19,926	19,544	
軽自動車	軽二輪車		2,213	2,198	2,203	2,210	2,260	
	軽三輪車		3	3	3	3	3	
	軽四輪車	乗用	営業用	13	16	18	14	15
		乗用	自家用	27,775	28,441	28,900	29,448	30,123
	軽四輪車	貨物	営業用	274	282	329	356	386
		貨物	自家用	7,447	7,358	7,226	7,165	7,202
小計		37,725	38,298	38,679	39,196	39,989		
小型特殊	農耕用		102	105	113	124	125	
	その他		176	179	178	180	175	
	小計		278	284	291	304	300	
二輪の小型自動車			1,717	1,756	1,749	1,775	1,825	
<b>合計</b>			<b>60,728</b>	<b>61,035</b>	<b>61,058</b>	<b>61,201</b>	<b>61,658</b>	

（注）各年度とも現年課税分に係るものである。



## イ 調定額の推移

(単位：千円)

区分		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
原動機付自転車	50cc以下		17,401	33,960	33,114	32,202	31,168	
	50cc超～90cc		796	1,276	1,178	1,124	1,122	
	90cc超～125cc		4,405	6,945	7,224	7,428	7,716	
	ミニカー		478	685	677	622	681	
	小計		23,080	42,866	42,193	41,376	40,687	
軽自動車	軽二輪車		5,311	7,912	7,931	7,955	8,136	
	軽三輪車		9	14	14	14	14	
	軽四輪車	乗用	営業用	72	93	107	83	92
		乗用	自家用	199,980	228,575	243,718	258,900	273,247
	軽四輪車	貨物	営業用	822	911	1,083	1,193	1,334
		貨物	自家用	29,789	33,859	34,025	34,337	35,041
小計		235,983	271,364	286,878	302,482	317,864		
小型特殊	農耕用		163	252	271	298	300	
	その他		827	1,056	1,050	1,062	1,033	
	小計		990	1,308	1,321	1,360	1,333	
二輪の小型自動車			6,868	10,528	10,492	10,650	10,950	
<b>合計</b>			<b>266,921</b>	<b>326,066</b>	<b>340,884</b>	<b>355,868</b>	<b>370,834</b>	

(注) 各年度とも現年課税分に係るものである。

## (2) 市たばこ税の推移(決算)

## ア 令和元年度月別調定額等の推移

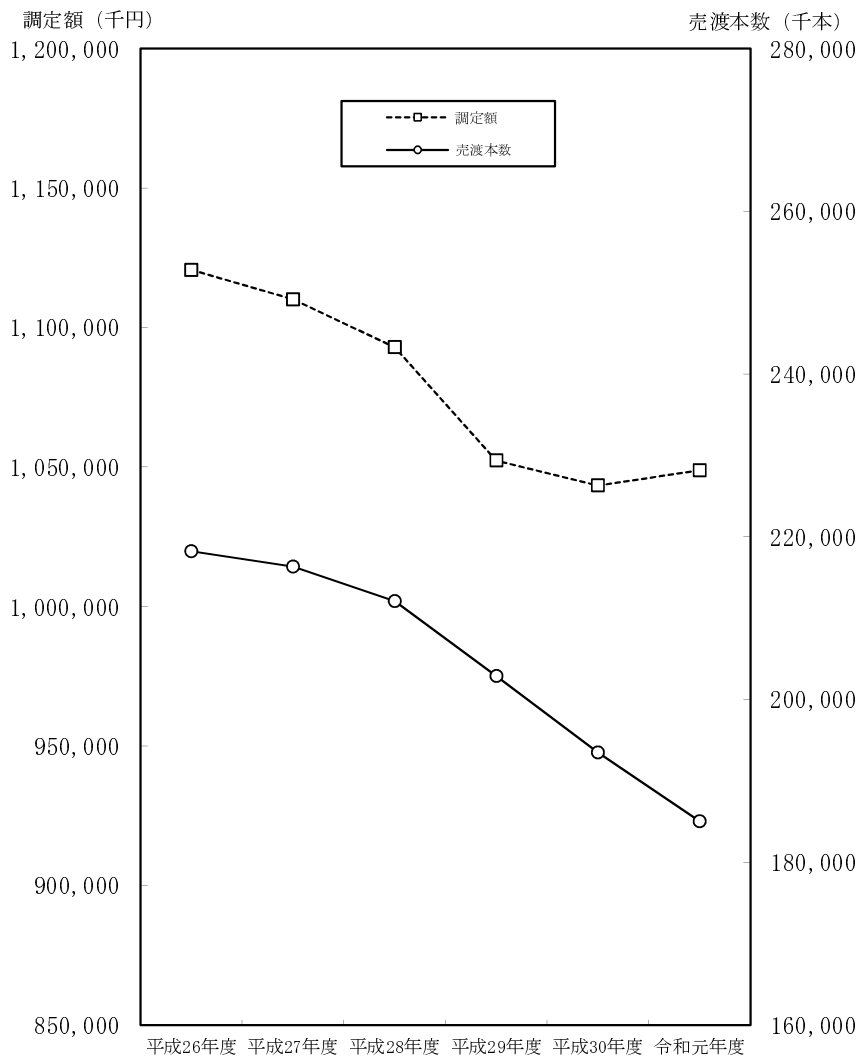
(単位：本、円、%)

区分 月別	売渡本数		調定額	
	本数	構成比	金額	構成比
4月	15,647,838	8.5	88,930,131	8.5
5月	16,101,872	8.7	90,867,012	8.7
6月	15,774,946	8.5	88,997,850	8.5
7月	15,574,560	8.4	87,887,202	8.4
8月	16,003,260	8.6	90,281,441	8.6
9月	16,101,837	8.7	90,878,446	8.7
10月	16,569,152	8.9	93,866,682	8.9
11月	14,383,661	7.8	81,890,136	7.8
12月	14,645,930	7.9	83,372,872	7.9
1月	15,842,930	8.6	90,179,073	8.6
2月	14,237,999	7.7	81,045,431	7.7
3月	14,157,903	7.7	80,618,724	7.7
<b>合計</b>	<b>185,041,888</b>	<b>100.0</b>	<b>1,048,815,000</b>	<b>100.0</b>

イ 売渡本数等の推移

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
売 渡 本 数 (本)	216,351,883	212,090,909	202,880,543	193,470,950	185,041,888
調 定 額 (円)	1,110,132,041	1,092,968,248	1,052,360,915	1,043,398,505	1,048,815,000
一人当り本数 (本)	1,159	1,138	1,091	1,041	996
一人当り税額 (円)	5,949	5,865	5,658	5,613	5,645
年 度 末 人 口 (人)	186,601	186,370	185,980	185,890	185,790

売渡本数等の推移



## 5. 納税

### (1) 納期前納付報奨金の推移

(単位：件、円)

年度	区分	市・府民税に係る報奨金		固定資産税に係る報奨金		合 計	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成19年度		11,163	9,383,300	34,768	30,705,700	45,931	40,089,000
平成20年度		11,090	9,200,200	34,635	31,000,900	45,725	40,201,100

※平成21年度から廃止

### (2) 督促手数料及び延滞金収入額の推移

(単位：件、円)

年度	区分	督促手数料		延滞金（府民税除く）	
		件 数	金 額	件 数	金 額
平成27年度		39,560	3,600,454	5,300	20,167,454
平成28年度		38,060	3,468,110	4,717	25,055,534
平成29年度		36,810	3,294,415	4,638	17,744,286
平成30年度		34,880	3,079,540	4,440	16,031,449
令和元年度		33,289	2,906,345	4,060	16,933,375

(3) 口座振替利用状況の推移

区 分 年 度		市・府民税（普通徴収）			固 定 市 資 産 税 税		
		税 額	振替件数	納税者数	税 額	振替件数	納税者数
平成 27 年度	調 定	3,529,841	—	29,682	10,767,944	—	63,420
	口座振替	953,305	12,296	4,513	3,482,847	61,052	24,852
	利用率%	27.0	—	15.2	32.3	—	39.2
平成 28 年度	調 定	3,352,371	—	29,278	10,871,826	—	63,697
	口座振替	831,974	11,720	4,399	3,681,048	61,274	24,887
	利用率%	24.8	—	15.0	33.9	—	39.1
平成 29 年度	調 定	3,213,710	—	28,859	11,087,123	—	64,048
	口座振替	813,656	11,249	4,140	3,869,270	61,534	24,970
	利用率%	25.3	—	14.3	34.9	—	39.0
平成 30 年度	調 定	2,837,590	—	25,100	11,020,370	—	64,399
	口座振替	775,643	9,277	3,477	3,886,474	61,603	24,966
	利用率%	27.3	—	13.9	35.3	—	38.8
令和 元 年度	調 定	2,744,865	—	25,346	11,280,095	—	64,912
	口座振替	622,005	9,108	3,415	4,036,870	61,578	24,909
	利用率%	22.7	—	13.5	35.8	—	38.4

(注) 調定は、決算時における税額、振替件数及び納税者数である。

軽自動車税			合計		
税額	振替件数	納税者数	税額	振替件数	納税者数
千円 266,920	件 —	人 61,746	千円 266,920	件 —	人 61,746
32,050	7,489	7,680	32,050	7,489	7,680
12.0	—	12.4	30.7	—	23.9
326,065	—	62,105	14,550,262	—	155,080
38,006	7,335	7,575	4,551,028	80,329	36,861
11.7	—	12.2	31.3	—	23.8
340,884	—	62,174	14,641,717	—	151,673
38,790	7,162	7,366	4,721,716	78,042	35,809
11.4	—	11.8	32.2	—	23.5
355,868	—	62,384	14,213,828	—	62,384
39,802	7,053	7,240	4,701,919	77,933	35,683
11.2	—	11.6	33.1	—	23.5
370,833	—	62,887	14,395,793	—	153,145
40,219	6,916	7,103	4,699,094	77,602	35,427
10.8	—	11.3	32.6	—	23.1

## (4) 市税証明発行件数等の推移

(単位：件、円)

区分 年度	市民税関係		資産税関係		納税関係		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成26年度	39,955	6,671,200	3,191	2,287,150	7,875	295,200	47,830	6,966,400
平成27年度	42,395	7,096,000	3,220	2,333,300	9,813	397,050	55,428	9,826,350
平成28年度	41,238	10,363,500	3,132	3,038,800	8,609	516,200	52,979	13,918,500
平成29年度	42,789	10,751,700	3,276	3,162,000	9,853	688,800	55,918	14,602,500
平成30年度	35,239	9,205,300	3,095	2,967,500	9,105	547,200	47,439	12,720,000
令和元年度	29,393	7,565,400	3,213	3,056,200	9,759	749,500	42,365	11,371,100

## 令和元年度 市税証明の月別収入状況

(単位：件、円)

区分 月別	市民税関係		資産税関係		納税関係		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4月	1,699	418,900	428	391,400	819	38,700	2,946	849,000
5月	1,344	341,600	270	235,200	640	31,600	2,254	608,400
6月	5,680	1,264,800	278	288,600	573	42,200	6,531	1,595,600
7月	5,723	1,570,100	275	257,600	756	64,000	6,754	1,891,700
8月	2,602	658,200	239	230,300	558	39,500	3,399	928,000
9月	2,337	622,700	269	236,800	756	30,100	3,362	889,600
10月	2,581	699,700	228	219,200	806	74,600	3,615	993,500
11月	1,702	444,500	254	229,600	697	28,500	2,653	702,600
12月	1,253	338,200	240	239,200	757	58,300	2,250	635,700
1月	1,489	413,700	205	191,400	1,379	185,000	3,073	790,100
2月	1,310	344,900	240	238,700	1,049	101,500	2,599	685,100
3月	1,673	448,100	287	298,200	969	55,500	2,929	801,800
合計	29,393	7,565,400	3,213	3,056,200	9,759	749,500	42,365	11,371,100

## (5) 差押処分状況の推移

(単位：件、円)

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
差押財産						
電話加入権	差 押 件 数	0	0	0	0	0
	参加差押件数	0	0	0	0	0
	差 押 税 額	0	0	0	0	0
	参加差押税額	0	0	0	0	0
不 動 産	差 押 件 数	171	96	89	128	73
	参加差押件数	51	41	67	64	25
	差 押 税 額	121,805,826	17,110,046	22,723,538	27,283,448	18,761,331
	参加差押税額	11,619,066	13,756,165	22,292,197	18,966,567	6,854,500
債 権	差 押 件 数	346	385	527	594	660
	参加差押件数	—	—	—	—	—
	差 押 税 額	123,678,353	122,208,439	114,991,751	126,394,061	120,859,064
	参加差押税額	—	—	—	—	—
そ の 他 財 産	差 押 件 数	0	0	0	0	0
	参加差押件数	—	—	—	—	—
	差 押 税 額	0	0	0	0	0
	参加差押税額	—	—	—	—	—
合 計	差 押 件 数	517	481	616	722	733
	参加差押件数	51	41	67	64	25
	差 押 税 額	245,484,179	139,318,485	137,715,289	153,677,509	139,620,395
	参加差押税額	11,619,066	13,756,165	22,292,197	18,966,567	6,854,500



## (6) 不納欠損処分状況の推移

(単位：件、円)

年度	税 目	地方税法第18条該当分		地方税法第15条の7該当分		合 計	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成 27 年度	市 民 税	0	0	519	30,136,711	519	30,136,711
	固定資産税 都市計画税	0	0	220	25,647,136	220	25,647,136
	そ の 他	0	0	682	2,200,280	682	2,200,280
	合 計	0	0	1421	57,984,127	1421	57,984,127
平成 28 年度	市 民 税	0	0	422	22,095,902	422	22,095,902
	固定資産税 都市計画税	0	0	205	14,326,781	205	14,326,781
	そ の 他	0	0	606	2,069,640	606	2,069,640
	合 計	0	0	1233	38,492,323	1233	38,492,323
平成 29 年度	市 民 税	0	0	408	25,201,043	408	25,201,043
	固定資産税 都市計画税	0	0	223	13,829,118	223	13,829,118
	そ の 他	0	0	509	1,598,085	509	1,598,085
	合 計	0	0	1140	40,628,246	1140	40,628,246
平成 30 年度	市 民 税	0	0	356	20,808,388	356	20,808,388
	固定資産税 都市計画税	0	0	207	31,912,441	207	31,912,441
	そ の 他	0	0	495	1,747,375	495	1,747,375
	合 計	0	0	1058	54,468,204	1058	54,468,204
令和 元 年度	市 民 税	0	0	265	10,527,471	265	10,527,471
	固定資産税 都市計画税	0	0	178	14,270,143	178	14,270,143
	そ の 他	0	0	494	1,643,060	494	1,643,060
	合 計	0	0	937	26,440,674	937	26,440,674



## 6. 税制

### (1) 令和2年度和泉市税の税率

税目	区分	課 税 客 体	納 税 義 務 者	賦 課 期 日
市 民 税	個 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内に住所を有する個人（均等割・所得割）</li> <li>○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者（均等割）</li> </ul>		1 月 1 日
	法 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内に事務所や事業所を有する法人（均等割・法人税割）</li> <li>○市内に寮・保養所などを有する法人で、その市内に事務所、事業所を有しないもの（均等割）</li> <li>○市内に事務所や事業所などを有する法人でない社団等で、収益事業を行わないもの（均等割）</li> </ul> <p>（注）法人格のない社団または財団等で収益事業を行う場合は、均等割だけでなく法人税割も課税されます。</p>		
固 定 資 産 税		固定資産 土 地 家 屋 償却資産	固定資産の所有者	1 月 1 日

課税標準及び税率			申告期限	納期限																												
○均等割 市民税 3,500円・府民税 1,800円 ○所得割			○市府民税申告書 4月15日 ○給与支払報告書 1月31日 ○公的年金支払報告書 1月31日 ○異動届出書 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日	○普通徴収 第1期 令和2年 6月30日 第2期 令和2年 8月31日 第3期 令和2年11月02日 第4期 令和2年12月25日 ○特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分 徴収の翌月10日																												
課税総所得金額	市民税	府民税																														
一律	6%	4%																														
合わせて10%																																
○均等割			○中間申告 各事業年度開始の日以降6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内	申告期限と同じ																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市内事務所等の従業員数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円を超える法人</td> <td>50人超</td> <td>3,600千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>492千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下である法人</td> <td>50人超</td> <td>2,100千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>492千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下である法人</td> <td>50人超</td> <td>480千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>192千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下である法人</td> <td>50人超</td> <td>180千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>156千円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>144千円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>60千円</td> </tr> </tbody> </table>			区分		市内事務所等の従業員数	税率(年額)	50億円を超える法人	50人超	3,600千円	50人以下	492千円	10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100千円	50人以下	492千円	1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480千円	50人以下	192千円	1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180千円	50人以下	156千円	1千万円以下の法人	50人超	144千円	上記以外の法人等		60千円
区分	市内事務所等の従業員数	税率(年額)																														
50億円を超える法人	50人超	3,600千円																														
	50人以下	492千円																														
10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100千円																														
	50人以下	492千円																														
1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480千円																														
	50人以下	192千円																														
1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180千円																														
	50人以下	156千円																														
1千万円以下の法人	50人超	144千円																														
上記以外の法人等		60千円																														
○法人税割																																
			税率																													
平成26年9月30日以前に開始する事業年度分			14.7%																													
平成26年10月1日以後に開始する事業年度分			12.1%																													
令和元年10月1日以後に開始する事業年度分			8.4%																													
○土地又は家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 ○償却資産 賦課期日における価格			○償却資産の申告 2月1日	第1期 令和2年6月1日 第2期 令和2年7月31日 第3期 令和2年9月30日 第4期 令和2年11月30日																												
○免税点 <table border="1"> <tr> <td>土地</td> <td>30万円未満</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>20 "</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>150 "</td> </tr> </table>			土地	30万円未満	家屋	20 "	償却資産	150 "	1.4%																							
土地	30万円未満																															
家屋	20 "																															
償却資産	150 "																															

税目	区分	課 税 客 体	納 税 義 務 者	賦 課 期 日
軽自動車税（種別割）		<ul style="list-style-type: none"> <li>○原動機付自転車</li> <li>○軽自動車</li> <li>○小型特殊自動車</li> <li>○二輪の小型自動車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原動機付自転車、</li> <li>軽自動車、</li> <li>小型特殊自動車及び、</li> <li>二輪の小型自動車の所有者</li> <li>（使用者）</li> </ul>	4 月 1 日
市 た ば こ 税		売渡した製造たばこ	卸売販売業者等	
都 市 計 画 税	市街化区域内の土地・家屋	土地・家屋の所有者		1 月 1 日

課税標準及び税率		申告期限	納期限																																																																															
<p>○二輪車等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽二輪 (125cc超250cc以下)</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小型二輪 (250cc超)</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○軽自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">車種区分</th> <th colspan="3">標準税率</th> <th colspan="3">軽課</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">旧税率</th> <th rowspan="2">新税率</th> <th rowspan="2">重課</th> <th colspan="3">軽課</th> </tr> <tr> <th>25%軽減</th> <th>50%軽減</th> <th>75%軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td>3,000円</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td>8,100円</td> <td>5,400円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td>5,200円</td> <td>3,500円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>2,900円</td> <td>1,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>3,800円</td> <td>2,500円</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分		税率	原動機付自転車	50cc以下	2,000円	50cc超90cc以下	2,000円	90cc超125cc以下	2,400円	ミニカー	3,700円	小型特殊自動車	農耕用	2,400円	その他	5,900円	軽二輪 (125cc超250cc以下)		3,600円	小型二輪 (250cc超)		6,000円	車種区分		標準税率			軽課			旧税率	新税率	重課	軽課			25%軽減	50%軽減	75%軽減	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	8,100円	5,400円	2,700円	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	2,900円	1,900円	1,000円	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	3,800円	2,500円	1,300円	<p>○取得申告 所有者等となった日から15日以内</p> <p>○廃車申告 所有者等ではなくなった日から30日以内</p>	令和2年6月1日
車種区分		税率																																																																																
原動機付自転車	50cc以下	2,000円																																																																																
	50cc超90cc以下	2,000円																																																																																
	90cc超125cc以下	2,400円																																																																																
	ミニカー	3,700円																																																																																
小型特殊自動車	農耕用	2,400円																																																																																
	その他	5,900円																																																																																
軽二輪 (125cc超250cc以下)		3,600円																																																																																
小型二輪 (250cc超)		6,000円																																																																																
車種区分		標準税率			軽課																																																																													
		旧税率	新税率	重課	軽課																																																																													
					25%軽減	50%軽減	75%軽減																																																																											
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円																																																																											
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	8,100円	5,400円	2,700円																																																																										
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円																																																																										
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	2,900円	1,900円	1,000円																																																																										
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	3,800円	2,500円	1,300円																																																																										
<p>売渡し本数1,000本につき5,692円(10/1から6,122円) 旧3級品は、1,000本につき5,692円)</p>		<p>当月の販売分につき翌月末日までに申告納付 手持品課税：申告期限11月2日、納付期限3月31日</p>																																																																																
<p>原則として、土地及び家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の0.3% 免税点 固定資産税が免税となるもの</p>			<p>固定資産税と併せて賦課 徴収するため固定資産税 の納期と同一</p>																																																																															

(2) 和泉市税の税率の推移（昭和58年度以降）

税目		年度	昭和58年度	昭和59年度	
市	個人	均等割(円)	1,500	同 左	
		所得割	200万円以下 簡易税額表による 200万円超 7% 230万円〃 8% 370万円〃 9% 570万円〃 10% 950万円〃 11% 1,900万円〃 12% 2,900万円〃 13% 4,900万円〃 14%	同 左	
民	法人	均等割(円)	○資本等の金額50億円超 { 従業者 50人超 1,500,000 { 〃 50人以下 270,000 ○資本等の金額10億円超50億円以下 { 従業者 50人超 1,000,000 { 〃 50人以下 270,000 ○資本等の金額1億円超10億円以下 { 従業者 50人超 270,000 { 〃 50人以下 100,000 ○資本等の金額1千万円超1億円以下 { 従業者 50人超 100,000 { 〃 50人以下 80,000 ○資本等の金額1千万円以下 従業者 50人超 80,000 ○上記以外 27,000	○資本等の金額50億円超 { 従業者 50人超 3,600,000 { 〃 50人以下 480,000 ○資本等の金額10億円超50億円以下 { 従業者 50人超 2,100,000 { 〃 50人以下 480,000 ○資本等の金額1億円超10億円以下 { 従業者 50人超 480,000 { 〃 50人以下 180,000 ○資本等の金額1千万円超1億円以下 { 従業者 50人超 180,000 { 〃 50人以下 144,000 ○資本等の金額1千万円以下 従業者 50人超 144,000 ○上記以外 48,000	
		法人税割	14.7%	同 左	
固定資産税			1.4%	同 左	
軽自動車税（種別割） （令和元年度以前の分については軽自動車税） （円）		○原付自転車 50cc以下 700 90cc以下 1,100 90cc超 1,450 ○小型・特殊 農耕作業用 1,450 その他 4,300 ○二輪の小型 3,650	○軽自動車 二輪 2,200 三輪 2,850 四輪以上 乗用 営業用 5,200 自家用 6,500 貨物用 営業用 2,900 自家用 3,650	○原付自転車 50cc以下 1,000 90cc以下 1,200 90cc超 1,600 ○小型・特殊 農耕作業用 1,600 その他 4,700 ○二輪の小型 4,000	○軽自動車 二輪 2,400 三輪 3,100 四輪以上 乗用 営業用 5,500 自家用 7,200 貨物用 営業用 3,000 自家用 4,000
市たばこ税			18.1%	同 左	
電気税			5%	同 左	
ガス税			2%	同 左	
特別土地保有税			保有分 1.4% 取得分 3%	同 左	
都市計画税			0.3%	同 左	





昭和60年度		昭和61・62年度	
2,000		同	左
400万円以下 簡易税額表による		20万円以下	2.5%
400万円超 9%		20万円超	3
570万円〃 10〃		45万円〃	4
950万円〃 11〃		70万円〃	5
1,900万円〃 12〃		95万円〃	6
2,900万円〃 13〃		120万円〃	7
4,900万円〃 14〃		220万円〃	8
		370万円〃	9
		570万円〃	10
		950万円〃	11
		1,900万円〃	12
		2,900万円〃	13
		4,900万円〃	14
同	左	同	左
同	左	同	左
同	左	同	左
○原付自転車	○軽自動車		
50cc以下 1,000	二輪 2,400		
90cc以下 1,200	三輪 3,100		
90cc超 1,600	四輪以上		
ミニカー 2,500	乗用	同	左
○小型・特殊	営業用 5,500		
農耕作業用 1,600	自家用 7,200		
その他 4,700	貨物用		
○二輪の小型 4,000	営業用 3,000		
	自家用 4,000		
従価割 14.3%		従価割 14.3%	
従量割 1,000本につき350円		従量割 1,000本につき640円	
同	左	5%	
同	左	2%	
同	左	保有分 1.4%	
		取得分 3%	
同	左	0.3%	

税目		年度	昭和63年度	平成元年度	
		均等割(円)	2,000	同 左	
市	個人	所得割	60万円以下 3%	120万円以下 3%	
			60万円超 5"	120万円超 8"	
			130万円" 7"	500万円" 11"	
			260万円" 8"		
			460万円" 10"		
			950万円" 11"		
			1,900万円" 12"		
民	法人	均等割(円)	○資本等の金額50億円超		
			{ 従業者 50人超 3,600,000		
			{ " 50人以下 480,000		
			○資本等の金額10億円超50億円以下		
			{ 従業者 50人超 2,100,000		
			{ " 50人以下 480,000		
			○資本等の金額1億円超10億円以下	同 左	
			{ 従業者 50人超 480,000		
			{ " 50人以下 180,000		
			○資本等の金額1千万円超1億円以下		
			{ 従業者 50人超 180,000		
			{ " 50人以下 144,000		
			○資本等の金額1千万円以下		
			従業者 50人超 144,000		
			○上記以外 48,000		
		法人税割	14.7%	同 左	
固定資産税			1.4%	同 左	
軽自動車税 (令和元年度以前の分 については軽自動車税) (円)	○原付自転車	○軽自動車	50cc以下 1,000 二輪 2,400	同 左	
			90cc以下 1,200 三輪 3,100		
			90cc超 1,600 四輪以上 乗用		
	ミニカー 2,500	営業用 5,500			
	○小型・特殊	農耕作業用 1,600	自家用 7,200		
	その他 4,700	貨物用			
	○二輪の小型 4,000	営業用 3,000			
		自家用 4,000			
市たばこ税		従価割 14.3%		市たばこ税	
		従量割 1,000本につき640円		1,000本につき1,997円	
電気税		5%		廃止	
ガス税		2%		廃止	
特別土地保有税		保有分 1.4%		同 左	
		取得分 3%			
都市計画税		0.3%		同 左	

平成2年度	平成3・4・5年度	平成6年度
同 左	同 左	同 左
同 左	160万円以下 3% 160万円超 8" 550万円" 11"	同 左
同 左	同 左	○資本等の金額50億円超 従業者 50人超 3,600,000 ○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人超 2,100,000 ○資本等の金額10億円超 従業者 50人以下 492,000 ○資本等の金額1億円超10億円以下 { 従業者 50人超 480,000 " 50人以下 192,000 ○資本等の金額1千万円超1億円以下 { 従業者 50人超 180,000 " 50人以下 156,000 ○資本等の金額1千万円以下 従業者 50人超 144,000 ○上記以外 60,000
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
—	—	—
—	—	—
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

税目		年度	平成7年度	平成8年度	平成9・10年度																													
市 民 税	個 人	均等割(円)	2,000	2,500	同 左																													
		所 得 割	200万円以下 3%	同 左	200万円以下 3%																													
			200万円超 8 "		200万円超 8 "																													
	700万円 " 11 "		700万円 " 12 "																															
	法 人	均 等 割 (円)	○資本等の金額50億円超 従業者 50人超 3,600,000	同 左	同 左																													
			○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人超 2,100,000																															
			○資本等の金額10億円超 従業者 50人以下 492,000																															
			○資本等の金額1億円超10億円以下 <table border="0"> <tr><td>{</td><td>従業者 50人超</td><td>480,000</td></tr> <tr><td>{</td><td>" 50人以下</td><td>192,000</td></tr> </table>			{	従業者 50人超	480,000	{	" 50人以下	192,000																							
	{	従業者 50人超	480,000																															
	{	" 50人以下	192,000																															
法 人	均 等 割 (円)	○資本等の金額1千万円超1億円以下 <table border="0"> <tr><td>{</td><td>従業者 50人超</td><td>180,000</td></tr> <tr><td>{</td><td>" 50人以下</td><td>156,000</td></tr> </table>	{	従業者 50人超	180,000	{	" 50人以下	156,000	同 左	同 左																								
		{	従業者 50人超	180,000																														
		{	" 50人以下	156,000																														
		○資本等の金額1千万円以下 従業者 50人超 144,000																																
○上記以外 60,000																																		
法人税割	14.7%	同 左	同 左																															
固定資産税			1.4%	同 左	同 左																													
軽自動車税(種別割) (令和元年度以前の分については軽自動車税) (円)		<table border="0"> <tr> <td>○原付自転車</td> <td>○軽自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50cc以下 1,000</td> <td>二 輪</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,200</td> <td>三 輪</td> <td>3,100</td> </tr> <tr> <td>90cc超 1,600</td> <td>四輪以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500</td> <td>乗 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○小型・特殊</td> <td>営業用</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用 1,600</td> <td>自家用</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 4,700</td> <td>貨物用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○二輪の小型 4,000</td> <td>営業用</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>4,000</td> </tr> </table>	○原付自転車	○軽自動車		50cc以下 1,000	二 輪	2,400	90cc以下 1,200	三 輪	3,100	90cc超 1,600	四輪以上		ミニカー 2,500	乗 用		○小型・特殊	営業用	5,500	農耕作業用 1,600	自家用	7,200	そ の 他 4,700	貨物用		○二輪の小型 4,000	営業用	3,000		自家用	4,000	同 左	同 左
○原付自転車	○軽自動車																																	
50cc以下 1,000	二 輪	2,400																																
90cc以下 1,200	三 輪	3,100																																
90cc超 1,600	四輪以上																																	
ミニカー 2,500	乗 用																																	
○小型・特殊	営業用	5,500																																
農耕作業用 1,600	自家用	7,200																																
そ の 他 4,700	貨物用																																	
○二輪の小型 4,000	営業用	3,000																																
	自家用	4,000																																
市 た ば こ 税			1,000本につき1,997円	同 左	1,000本につき2,434円																													
電 気 税			廃 止	—	—																													
ガ ス 税			廃 止	—	—																													
特別土地保有税			保 有 分 1.4% 取 得 分 3 %	同 左	同 左																													
都 市 計 画 税			0.3%	同 左	同 左																													

平成11・12・13・14年度	平成15年度	平成16・17年度	平成18年度
同 左	同 左	3,000	同 左
200万円以下 3% 200万円超 8〃 700万円〃 10〃	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
1,000本につき2,668円	1,000本につき2,977円	同 左	1,000本につき3,298円
—	—	—	—
—	—	—	—
同 左	課 税 停 止	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左

税目		年度	平成19・20・21年度	平成22・23・24年度	平成25年度	平成26年度
		均等割(円)	3,000	同 左	100	3,500
市	個人	所得割	一律 6%	同 左	一律 5.85%	一律 6%
		均等割(円)	○資本金等の額50億円超 従業者 50人超 3,600,000 ○資本金等の額10億円超50億円以下 従業者 50人超 2,100,000 ○資本金等の額10億円超 従業者 50人以下 492,000 ○資本金等の額1億円超10億円以下 { 従業者 50人超 480,000 " 50人以下 192,000 ○資本金等の額1千万円超1億円以下 { 従業者 50人超 180,000 " 50人以下 156,000 ○資本金等の額1千万円以下 従業者 50人超 144,000 ○上記以外 60,000	同 左	同 左	同 左
	法人税割	14.7%	同 左	同 左	同 左	
	固定資産税	1.4%	同 左	同 左	同 左	
市民	個人	均等割(円)	○原付自転車 50cc以下 1,000 90cc以下 1,200 90cc超 1,600 ミニカー 2,500 ○軽自動車 二輪 2,400 三輪 3,100 四輪以上 乗用 ○小型・特殊 営業用 5,500 農耕作業用 1,600 自家用 7,200 その他 4,700 貨物用 ○二輪の小型 4,000 営業用 3,000 自家用 4,000	同 左	同 左	同 左
		軽自動車税(種別割) (令和元年度以前の分については軽自動車税) (円)				
市たばこ税		1,000本につき3,298円	1,000本につき4,618円	1,000本につき5,262円	1,000本につき5,262円	
電気税		—	—	—	—	
ガス税		—	—	—	—	
特別土地保有税		課 税 停 止	同 左	同 左	同 左	
都市計画税		0.3%	同 左	同 左	同 左	

平成27年度			
同		左	
同		左	
同		左	
14.7%			
(H26.10.1以後に開始する事業年度分から12.1%)			
同		左	
○原付自転車	○軽自動車	○四輪以上及び三輪（平成27年4月1日以降に新車登録した車両）	
50cc以下 1,000	二輪 2,400	三輪	3,900
90cc以下 1,200	三輪 3,100		
90cc超 1,600	四輪以上		
ミニカー 2,500	乗用		
○小型・特殊	営業用 5,500	営業用	6,900
農耕作業用 1,600	自家用 7,200	自家用	10,800
その他 4,700	貨物用		
○二輪の小型 4,000	営業用 3,000	営業用	3,800
	自家用 4,000	自家用	5,000
同		左	
—		—	
同		左	
同		左	

税目		年度	平成28年度	平成29年度																															
市	個人	均等割(円)	3,500円	同左																															
	個人	所得割	一律 6%	同左																															
民	法人	均等割(円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">税 率 (年額)</th> </tr> <tr> <th>「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額</th> <th>市内事務所等の従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円を超える法人</td> <td>50人超</td> <td>3,600千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>492千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下である法人</td> <td>50人超</td> <td>2,100千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>492千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下である法人</td> <td>50人超</td> <td>480千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>192千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下である法人</td> <td>50人超</td> <td>180千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>156千円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>144千円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>60千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		税 率 (年額)	「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額	市内事務所等の従業員数	50億円を超える法人	50人超	3,600千円	50人以下	492千円	10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100千円	50人以下	492千円	1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480千円	50人以下	192千円	1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180千円	50人以下	156千円	1千万円以下の法人	50人超	144千円	上記以外の法人等		60千円	同左
		区分		税 率 (年額)																															
	「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額	市内事務所等の従業員数																																	
50億円を超える法人	50人超	3,600千円																																	
	50人以下	492千円																																	
10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100千円																																	
	50人以下	492千円																																	
1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480千円																																	
	50人以下	192千円																																	
1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180千円																																	
	50人以下	156千円																																	
1千万円以下の法人	50人超	144千円																																	
上記以外の法人等		60千円																																	
法人	法人税割		12.1%	同左																															
固定資産税			1.4%	同左																															
軽自動車税(種別割) (令和元年度以前の分については軽自動車税) (円)			<p>○原動機付自転車</p> <p>50cc以下 2,000円</p> <p>50cc超 90cc以下 2,000円</p> <p>90cc超 125cc以下 2,400円</p> <p>ミニカー 3,700円</p> <p>○軽自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧税率</th> <th>新税率</th> <th>重課</th> <th>軽課(75%・50%・25%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td>1,000円・2,000円・3,000円</td> </tr> <tr> <td>四輪乗用営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td>1,800円・3,500円・5,200円</td> </tr> <tr> <td>＃ 自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td>2,700円・5,400円・8,100円</td> </tr> <tr> <td>四輪貨物営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>1,000円・1,900円・2,900円</td> </tr> <tr> <td>＃ 自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>1,300円・2,500円・3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>小型特殊自動車</p> <p>農 耕 用 2,400円</p> <p>そ の 他 5,900円</p> <p>○二輪(250cc以下) 3,600円</p> <p>○二輪の小型自動車(250cc超) 6,000円</p>		旧税率	新税率	重課	軽課(75%・50%・25%)	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円・2,000円・3,000円	四輪乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円・3,500円・5,200円	＃ 自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円・5,400円・8,100円	四輪貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円・1,900円・2,900円	＃ 自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円・2,500円・3,800円	同左	
	旧税率	新税率	重課	軽課(75%・50%・25%)																															
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円・2,000円・3,000円																															
四輪乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円・3,500円・5,200円																															
＃ 自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円・5,400円・8,100円																															
四輪貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円・1,900円・2,900円																															
＃ 自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円・2,500円・3,800円																															
市たばこ税			1,000本につき5,262円 旧3級品は1,000本につき2,925円	1,000本につき5,262円 旧3級品は1,000本につき3,355円																															
電気税			-	-																															
ガス税			-	-																															
特別土地保有税			課税停止	同左																															
都市計画税			0.3%	同左																															



平成30年度	令和元年度
同左	同左
同左	同左
同左	同左
同左	同左
同左	同左
同左	同左
同左	同左
同左	同左
1,000本につき5,262円(9/30迄), 5,692円(10/1以降) 旧3級品は1,000本につき4,000円	1,000本につき5,692円 旧3級品は1,000本につき4,000円(9/30迄), 10/1以降は在庫品の販売を 以って終了
-	-
-	-
同左	同左
同左	同左

令和2年度																																	
3,500円																																	
一律 6%																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税 率</th> </tr> <tr> <th>「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額</th> <th>市内事務所等の従業員数</th> <th>(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円を超える法人</td> <td>50人超</td> <td>3,600千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>492千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下である法人</td> <td>50人超</td> <td>2,100千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>492千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下である法人</td> <td>50人超</td> <td>480千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>192千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下である法人</td> <td>50人超</td> <td>180千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>156千円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>144千円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>60千円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		税 率	「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額	市内事務所等の従業員数	(年額)	50億円を超える法人	50人超	3,600千円	50人以下	492千円	10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100千円	50人以下	492千円	1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480千円	50人以下	192千円	1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180千円	50人以下	156千円	1千万円以下の法人	50人超	144千円	上記以外の法人等		60千円
区分		税 率																															
「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額	市内事務所等の従業員数	(年額)																															
50億円を超える法人	50人超	3,600千円																															
	50人以下	492千円																															
10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100千円																															
	50人以下	492千円																															
1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480千円																															
	50人以下	192千円																															
1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180千円																															
	50人以下	156千円																															
1千万円以下の法人	50人超	144千円																															
上記以外の法人等		60千円																															
8.4%																																	
1.4%																																	
○原動機付自転車																																	
50cc以下	2,000円																																
50cc超 90cc以下	2,000円																																
90cc超 125cc以下	2,400円																																
ミニカー	3,700円																																
○軽自動車																																	
	旧税率 新税率 重課 軽課(75%・50%・25%)																																
三輪	3,100円 3,900円 4,600円 1,000円・2,000円・3,000円																																
四輪乗用営業用	5,500円 6,900円 8,200円 1,800円・3,500円・5,200円																																
〃 自家用	7,200円 10,800円 12,900円 2,700円・5,400円・8,100円																																
四輪貨物営業用	3,000円 3,800円 4,500円 1,000円・1,900円・2,900円																																
〃 自家用	4,000円 5,000円 6,000円 1,300円・2,500円・3,800円																																
小型特殊自動車																																	
農 耕 用	2,400円																																
そ の 他	5,900円																																
○二輪 (250cc以下)	3,600円																																
○二輪の小型自動車 (250cc超)	6,000円																																
1,000本につき5,692円(9/30迄), 6,122円(10/1～)																																	
-																																	
-																																	
課税停止																																	
0.3%																																	

(3) 市町村税の税率等の推移

ア 市町村民税

(ア) 個人

項目	年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度
基礎控除		所得税に同じ				
配偶者控除						
扶養控除		所得税に同じ				
税率		均等割 400円～800円  所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20%  (2) 第二課税方式 制限税率 10%  (3) 第三課税方式 制限税率 20%  ただし、昭和25年 度に限り(1)方式のみ しかとれない。	均等割 300円～700円  所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20%  (2) 第二課税方式 本文 制限税率 10%  (3) 第二課税方式 但書 制限税率 10%  (4) 第三課税方式 本文 制限税率 20%  (5) 第三課税方式 但書 制限税率 20%	所得割 (1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10%  (2) 第二課税方式 制限税率 10%  (3) 第三課税方式 制限税率 20%	均等割 200円～600円  所得割 (1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.50%  (2) 第二課税方式 本文 制限税率 7.50%  (3) 第二課税方式 但書 制限税率 15%  (4) 第三課税方式 本文 制限税率 15%  (5) 第三課税方式 但書 制限税率 15%	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18%  (2) 以下左に同じ

昭和32年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和35年度
所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率法定 3万円以下の金額 2.2% 3万円を超える金額 3.0% 8万円 " 3.7% 15万円 " 4.5% 30万円 " 5.2% 50万円 " 6.0% 80万円 " 6.7% 120万円 " 7.5% 200万円 " 8.2% 300万円 " 9.0%  (4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率法定 3万円以下の金額 2.6% 3万円を超える金額 3.7% 7万円 " 5.0% 12万円 " 6.4% 20万円 " 8.1% 35万円 " 10.0% 50万円 " 12.3% 80万円 " 15.0% 120万円 " 18.3% 160万円 " 22.5%	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22% (2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率 3万円以下の金額 2.0% 3万円を超える金額 2.2% 5万円 " 3.0% 8万円 " 3.1% 15万円 " 3.5% 20万円 " 4.1% 30万円 " 4.4% 50万円 " 5.4% 80万円 " 5.5% 100万円 " 6.3% 120万円 " 6.5% 150万円 " 7.2% 200万円 " 7.4% 250万円 " 8.1% 300万円 " 8.3% 400万円 " 9.1% 500万円 " 9.2%  (4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率 3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5% 4万円 " 3.5% 7万円 " 3.8% 13万円 " 4.3% 17万円 " 5.2% 25万円 " 5.8% 40万円 " 7.5% 60万円 " 7.9% 75万円 " 9.5% 90万円 " 10.0% 110万円 " 11.8% 140万円 " 12.3% 170万円 " 14.5% 200万円 " 15.1% 250万円 " 17.8% 300万円 " 18.5% 350万円 " 21.7%	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24% (2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率 5万円以下の金額 2% 5万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10%  (4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率 3万円以下の金額 2% 3万円を超える金額 3% 8万円 " 4% 20万円 " 5% 40万円 " 6% 60万円 " 7% 80万円 " 8% 110万円 " 9% 140万円 " 11% 180万円 " 13% 270万円 " 16% 380万円 " 20% 580万円 " 24%	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24% (2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率 10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 以下左に同じ  (4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率 5万円以下の金額 2% 5万円を超える金額 3% 10万円を超える金額 4% 以下左に同じ

(市町村民税「個人」つづき)

項目	年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和41年度	昭和42年度
基礎控除		9万円			10万円	
配偶者控除					(新設) 8万円	
扶養控除		1人目7万円 2人目以降3万円 前年の合計所得金額が5万円を超える配偶者がある場合1人目5万円		前年の合計所得金額が5万円を超える配偶者がある場合1人目 6万円	扶養控除1人4万円 控除対象配偶者がいない場合1人目7万円 前年の合計所得金額が5万円を超える配偶者がある場合1人目 6万円	扶養親族1人4万円 控除対象配偶者がいない場合1人目 7万円
税率		<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } 準                   } 拠                   } 税 (2) 但書方式 } 率</p> <p>10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 20万円 // 4% 50万円 // 5% 100万円 // 6% 150万円 // 7% 250万円 // 8% 400万円 // 9% 600万円 // 10% 1,000万円 // 11% 2,000万円 // 12% 3,000万円 // 13% 5,000万円 // 14%</p>	<p>15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 // 4% 70万円 // 5% 以下左に同じ</p>	<p>所得割の不均衡是正 1 40年度適用 (1) 本文方式へ統一 (但書方式の廃止) (2) 標準税率の法定 (段階、税率は左に同じ) (3) 制限税率の法定 (標準税率の1.5倍の率) 2 39年度適用 但書方式 (1) 扶養控除を所得控除とした。 (2) 専従者の税額控除の最低限の法定 3 上記1、2による減取については市町村民税臨時減税補てん債により元利とも補てんすることとされた。</p>	<p>所得割 退職所得については、42年1月1日から現年分離課税額は、当分の間算出税額の90%</p>	

昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度
11万円	12万円	13万円	14万円	15万円
9万円	10万円	11万円	13万円	14万円
扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者が ない場合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者が ない場合 1人目 11万円	扶養親族 1人 11万円 配偶者が ない場合 1人目 12万円
		<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する 税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 (イ) 45, 46, 47年度 2.7%</p> <p>(ロ) 48, 49年度 3.4%</p> <p>(ハ) 50, 51年度 4.0%</p> <p>(2) 短期譲渡所得 (イ) 又は (ロ) のいずれか多い金額 (イ) 8%</p> <p>(ロ) 総合課税で計算した場合の 課税短期譲渡所得金額に対する 税額の110%相当額</p>		

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度
基礎控除	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族1人 12万円 配偶者が不在の場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族1人 14万円 老人扶養親族1人 6万円 配偶者が不在の場合 16万円	扶養親族1人 17万円 老人扶養親族1人 19万円 配偶者が不在の場合 19万円	
税率	所得割 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4" 80万円 " 5" 110万円 " 6" 150万円 " 7" 250万円 " 8" 400万円 " 9" 600万円 " 10" 1,000万円 " 11" 2,000万円 " 12" 3,000万円 " 13" 5,000万円 " 14"	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る 事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した 場合の課税事業所得等の 金額に対する税額の110% 相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得 に対する税率  長期譲渡所得のうち特定 市街化区域内農地等の譲渡 所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得 税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)		均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 1,700円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 1,200円 (3) その他の市町村 年額 700円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200円 (2) 年額 1,600円 (3) 年額 1,000円

昭和52年度		昭和54年度	
20万円		21万円	
20万円		21万円	
扶養親族1人	19万円	扶養親族1人	20万円
老人扶養親族1人	20万円	老人扶養親族1人	21万円
配偶者が不在の場合	20万円	配偶者が不在の場合	21万円
<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得 (52～56年度)</p> <p>(i) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ii) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得 (52～54年度)</p> <p>(i) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4%</p> <p>(ii) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p>			

(注) 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。



(市町村民税「個人」つづき)

項目	年度	昭和55年度
基礎控除		22万円
配偶者控除		22万円
扶養控除		扶養親族1人 22万円 老人扶養親族1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族1人 26万円
税率		均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 2,000円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 1,500円 (3) その他の市町村 年額 1,000円 制限税率 上記区分による (1) 年 額 2,600円 (2) 年 額 2,000円 (3) 年 額 1,400円 所得割 (1) 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得(55～57年度) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額

(注) 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。

昭和56年度	昭和58年度
(新設) 老人控除対象配偶者 23万円	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円
	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族1人 25万円
<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超え 8,000万円以下の金額の2分の1の額と8,000万円を超える金額 の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円 を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金 額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える 部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60年度)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の金額が優良住宅地等の譲渡に係るもので ある場合</p> <p>イ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>ロ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える 金額の5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るもので ある場合</p> <p>イ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万 円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率</p> <p>ロ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万 円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額 と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の 税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1 の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得 (58～60年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金 額の4%に相当する金額との合計額</p>

(注) 1. 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。  
2. 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

項目	年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度
基礎控除		25万3千円	26万円	
配偶者控除		控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円
扶養控除		扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円	扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である 扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円
税 率		均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 2,500円 (2) 人口5万以上50万未満 年額 2,000円 (3) その他の市町村 年額 1,500円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,200円 (2) 年額 2,600円 (3) 年額 2,000円 所得割 20万円以下の金額 20万円を超える金額 45万円 〃 70万円 〃 95万円 〃 120万円 〃 220万円 〃 370万円 〃 570万円 〃 950万円 〃 1,900万円 〃 2,900万円 〃 4,900万円 〃	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (61～63年度) (イ) 長期譲渡所得の金額が優良住宅地等の譲渡に係る ものである場合 イ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ロ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万 円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期課税所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係る ものである場合 イ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額 が4,000万円以下である場合 (a) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (b) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を 超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該 4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ロ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額 が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額 から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を 加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額 を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課 税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場 合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲 渡所得 (61～63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を 控除した金額の5%に相当する金額との合計額	

(注) 1. 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除 について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。  
2. 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和59年度改正によるものである。

昭和63年度	平成元年度
28万円	
控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円  (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)	
扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円	
所得割 (1) 60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率(昭和63～平成3年度) (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(昭和63～平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得(昭和63～平成3年度)	所得割 (1) 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 イ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ロ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年度～3年度) 4% (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特別の適用を受けるものを除く。) イ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ロ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金額が4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額

(市町村民税「個人」つづき)

項目	年度	
	昭和63年12月改正による	平成2年度
基礎控除	30万円	
配偶者控除	控除対象配偶者 30万円 老人控除対象配偶者 35万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 44万円 配偶者特別控除 30万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)	老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円 (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円
扶養控除	扶養親族 1人 30万円 老人扶養親族 1人 35万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 44万円 同居老親等扶養親族 1人 42万円 (新設)特定扶養親族 1人 35万円 (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 49万円	老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円 (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円 (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円
税率	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4% (2) 資産合算課税制度の廃止	

平成3年度	平成4・5年度
31万円	
控除対象配偶者 31万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む） 36万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57万円 配偶者特別控除 31万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される）	
扶養親族 1人 31万円 老人扶養親族（障害者を含む） 1人 36万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 52万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 57万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む） 1人 43万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 64万円 特定扶養親族 1人 36万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 57万円	
所得割 (1) 160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円                    " 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、その適用期間を平成10年度まで延長。 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち、優良住宅地等の譲渡所得（平成4年度～9年度） 3.4% (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得、平成4年度限りで廃止。なお、平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡については、5.8%で課税。 (ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産を譲渡した場合の課税の特例について、平成5年度から2.7%の税率が適用される特別控除後の譲渡益を4,000万円から6,000万円に引き上げる。 (ニ) 長期譲渡所得のうち、上記(イ)、(ロ)、(ハ)以外の譲渡所得（平成5年度～）	みなし法人課税を選択した場合の課税の特例措置を平成5年度限りで廃止。

(市町村民税「個人」つづき)

項目	年度	平成6年度	平成7・8年度
基礎控除		31万円	33万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33 老人控除対象配偶者（障害者を含む） 38 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59 配偶者特別控除 33 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される）
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 特定扶養親族 1人 41万円 老人扶養親族（障害者を含む） 1人 38万円 同居老親扶養親族（障害者を含む） 1人 45万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円
税率		所得割 ○特別減税 所得割額の20%を減税。 （ただし、府民税と合わせて20万円が限度。） (イ) 特別徴収 6月及び7月分を徴収せず、特別減税額を控除した後の年税額を8月から翌年5月までの10ヶ月間で徴収。 (ロ) 普通徴収 第1期分で特別減税額を控除。	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11% (2) 特別減税 所得割額の15%を減税。 （ただし、府民税と合わせて2万円が限度。） (イ) 特別徴収 6月分を徴収せず、特別減税額を控除した後の年税額から翌年5月までの11ヶ月間で徴収。 (ロ) 普通徴収 第1期分で特別減税額を控除。 (3) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する税率 （平成8年度） (イ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円以下の部分 5.5% (ロ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える部分 6%

平成9年度	平成10年度
<p>所得割</p> <p>(1) 200万円以下の金額 3%  200万円を超える金額 8%  700万円 " 12%</p> <p>(2) 特別減税の廃止</p> <p>(3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 9%</p> <p>(4) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得に対する税率12%、その適用期間を平成15年度まで延長。</p> <p>(5) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円以下の部分 3%  (ロ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超え8,000万円以下の部分 5.5%  (ハ) 課税長期譲渡所得金額のうち8,000万円を超える部分 6%</p> <p>(6) 土地等の譲渡に係る短期譲渡所得に対する税率 9%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 特別減税  納税者……………17,000円  扶養親族等1人につき…………… 8,500円</p> <p>(イ) 特別徴収  6月分の市・府民税を徴収しないで、特別減税額を控除したあとの年税額を7月から翌年5月までの11か月間で徴収。</p> <p>(ロ) 普通徴収  第1期分で特別減税額を控除。第1期分で控除しきれない分は、第2期以降順次控除。</p> <p>(2) 土地建物等の長期譲渡所得のうち、優良住宅地等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円以下の部分 3.4%  (ロ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える部分 4%</p>



(市町村民税「個人」つづき)

項目	年度	平成11年度	平成12年度
基礎控除			
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 61万円	
扶養控除		特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特別障害者控除 30万円	特定扶養親族 1人 45万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 68万円
税率		<p>所得割</p> <p>(1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 " 10%</p> <p>(2) 定率の税額控除 所得割額の15%を減税。 (ただし、府民税と合わせて4万円が限度。)</p> <p>(3) 土地等の譲渡等に係る事業所得等に対する課税の特例 11年度より3年間適用しない。</p> <p>(4) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得に対する課税の特例 11年度より廃止。</p> <p>(5) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する税率 (イ) 課税長期譲渡所得金額のうち6,000万円以下の部分 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額のうち6,000万円を超える部分 5.5%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する税率 4%</p>

平成13年度	平成14・15年度
<p>(1) 所得割の非課税限度額の引上げ 低所得者層の税負担に配慮するため、総所得金額等の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円（改正前31万円）を加算した金額）以下である者については、所得割を課さないこととした。</p> <p>(2) 均等割の非課税限度額の引上げ 合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円（改正前18万円）を加算した金額）以下である者については、均等割を課さないこととした。</p>	<p>(1) 所得割の非課税限度額の引上げ 低所得者層の税負担に配慮するため、総所得金額等の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に36万円（改正前32万円）を加算した金額）以下である者については、所得割を課さないこととした。</p> <p>(2) 均等割の非課税限度額の引上げ 合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に24万円（改正前19万円）を加算した金額）以下である者については、均等割を課さないこととした。</p> <p>(3) 商品先物取引による所得に対する個人の市民税の申告分離課税制度を創設する。 平成13年4月1日から平成15年3月31日までの間に、商品先物取引をした場合における一定の個人の所得については、他の所得と分離して市民税100の4（府民税100分の2）の税率により申告を通じて課税する。</p>

(市町村民税「個人」つづき)

項目	年度 平成16年度	平成17年度
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除 (配偶者の所得379,999円以下に対する上乗せ部分の廃止)
扶養控除		
税率	<p>(1) 所得割の非課税限度額の引下げ 総所得金額等の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に35万円(改正前36万円)を加算した金額)以下である者については、所得割を課さないこととした。</p> <p>(2) 均等割の非課税限度額の引下げ 合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者は扶養親族を有する場合には、当該金額に22万円24万円)を加算した金額)以下である者についてを課さないこととした。</p> <p>(3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2%</p> <p>(4) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%</p>	<p>(1) 上場株式等以外の株式譲渡所得に対する税率 3.4%</p> <p>(2) 分離長期譲渡所得 (イ) 一般の長期譲渡所得に対する税率 3.4% (ロ) 優良住宅地等に係る長期譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の部分 2.7% ② " 2,000万円を超える部分 3.4%</p> <p>(3) 分離短期譲渡所得 (イ) (ロ)以外の短期譲渡所得に対する税率 6% (ロ) 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に対する税率 3.4%</p>

平成18年度	平成19年度
<p>(1) 65歳以上の人の非課税措置の廃止 65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止されました。ただし、昭和15年1月2日以前の生まれで、かつ前年の合計所得金額が125万円以下の人には、経過措置が講じられます。</p> <p>(2) 公的年金等控除額の見直し 平成17年度まで65歳以上の人の公的年金等に対しては最低140万円の控除がありましたが、この控除は平成18年度から最低120万円までに引き下げられました。</p> <p>(3) 老年者控除の廃止 平成17年度まで65歳以上で前年の合計所得金額が1000万円以下の人に老年者控除（48万円）が適用されていましたが、この控除が廃止されました。</p> <p>(4) 均等割および所得割が非課税となる所得限度額の引下げ ア、所得割の非課税限度額の引上げ 総所得金額等の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円（改正前22万円）を加算した金額）以下である者については所得割を課さないことにした。 イ、均等割の非課税限度額の引下げ 合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円（改正前22万円）を加算した金額）以下である者については、均等割を課さないことにした。</p> <p>(5) 定率減税の見直し 平成17年度まで所得割額の15%相当額（4万円）が減税されていましたが、平成18年度から所得割7.5%の相当額（上限2万円）に減税額が引き下げられました。</p> <p>(6) 生計同一の妻に対する均等割非課税措置の廃止 平成16年度まで均等割の納税義務者を負う夫と生計を一にし同じ市内に住所を有する妻に対する均等割は非課税をされていましたが、その措置は廃止され、平成17年度は経過措置として2分の1の減額となっていました。 平成18年度からは全額課税されます。</p>	<p>(1) 税率を10%に統一（市民税6%、府民税4%） 市・府民税所得割の税率が3段階から一律10%に統一されました。</p> <p>(2) 定率減税の廃止</p> <p>(3) 老年者の市・府民税の非課税措置が廃止されましたが経過措置がとられています。 昭和15年1月2日以前生まれで、かつ合計所得金額が125万円以下の方は税額の3分の1を減額</p> <p>(4) 人的控除の差額が調整されます。 所得税と市・府民税の人的控除に差があるため、税源移譲による負担増を調整するため市・府民税所得割額から減額されます。</p> <p>(5) 分離課税等の税率割合の変更 総合課税を行わない分離課税に係る都道府県分と市町村分の税率割合を税源移譲後の割合に合わせ一部を除き、市民税：府民税＝3：2とされます。</p> <p>(ア) 一般の譲渡の場合 3%</p> <p>(イ) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合 2000万円以下の部分 2.4% 2000万円超の部分 3%</p> <p>(ウ) 所有期間が10年超の居住用財産を譲渡した場合 6000万円以下の部分 2.4% 6000万円超の部分 3%</p> <p>(エ) 短期譲渡所得に対する税率の計算 国または地方公共団体に対する土地等の譲渡に対する税率 3% 国または地方公共団体以外に対する土地等の譲渡に対する税率 5.4%</p> <p>(オ) 株式等に係る譲渡の場合 3%</p> <p>(カ) 上場株式等を譲渡した場合 1.8%</p> <p>(キ) 先物取引に係る雑所得等に係る課税の場合 3%</p> <p>(6) 配当控除の控除率の変更 株式の配当所得がある人の算出所得割から差し引く配当控除の控除率が変更されます。</p>

(市町村民税「個人」つづき)

項目	年度	平成21年度	平成22年度
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
税 率		<p>(1) 市民税・府民税の公的年金等からの特別徴収制度の導入 公的年金等にかかる市民税・府民税の納税義務者(均等割・所得割)のうち、平成21年4月1日現在において老齢基礎年金等の給付を受けている65歳以上の人を対象に10月支給分の公的年金等から特別徴収されます。</p> <p>(2) 市民税・府民税における寄附金税制の拡充 (イ)これまでの寄附金控除(基本控除)の見直し 市民税・府民税における寄附金控除の寄附金対象額が5千円超に引き下げられ、上限は総所得金額等の30%に引き上げられました。 (ロ)地方公共団体に対する寄附金税制の拡充(ふるさと納税) 個人が地方公共団体に対し、年間で5千円を超える寄付をされた場合、上記(基礎控除)と、下記(特控除)の合計額が市・府民税(所得割)から控除されます。 (基礎控除) [寄附金-5千円] × 10% (特例控除) [寄附金-5千円] × [90%-所得税の限界税率] ※(特例控除)の額については、市・府民税(所得割)の1割が上限です。 ※所得税の限界税率とは、納税者に適用される所得税の最高税率のことです。 ※日本赤十字社・共同募金会に対する寄附金については上記の(基本控除)のみの適用で(特例控除)は適用されません。</p>	<p>(1) 平成22年度分市・府民税より、市・府民税住宅ローン控除申告書の提出が不要となります。 住宅ローン控除の算定については、事業所より提出される給与支払報告書または、確定申告書等により算出。</p> <p>(2) 上場株式等に係る配当・譲渡所得に対する軽減税率の延長 平成15年1月1日から平成20年12月31日までの間に行われる譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して、申告分離課税により課される個人市・府民税所得割の税率については、3% (市民税1.8%、府民税1.2%)の軽減税率とする措置が平成23年12月31日まで延長されました。</p> <p>(3) 上場株式等に係る配当所得の申告分離課税制度の創設 平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等を有する場合において、当該上場株式等に係る配当所得の金額については申告分離課税を選択できる制度が創設されました。 この場合において、申告する上場株式等に係る配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択適用とすることとし、総合課税を選択した場合には配当控除の適用を受けることができません。 ※平成21年1月1日から23年12月31日まで 総合課税：市・府民税10% 所得税5~40% 分離課税：市・府民税3% (市民税1.8%、府民税1.2%) 所得税7%</p> <p>(4) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算特例の創設 平成22年度分以後の個人市・府民税については、前年分の上場株式等の譲渡損失または前年以内3年の譲渡損失があるとき「申告分離課税」を選択した上場株式等の配当所得との間で、損益通算ができる特例が創設されました。また、源泉徴収選択取選択を活用した方式については、平成22年1月1日から適用となります。</p>

平成24年度	平成25年度		
<p>(1) 年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除廃止  (2) 年齢16歳以上19歳未満の控除上乗せ部分(12万円)が廃止、扶養控除の額が33万円に変更。</p>			
<p>(1) 同居の特別障害者に係る障害者控除の見直し  扶養親族か控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合、扶養控除か配偶者控除の額に23万円を加算する措置を、特別障害者控除に23万円を加算する措置に変更。</p> <p>(2) 公的年金等を受給されている方の確定申告の手続が変更  所得税法の一部が改正されたことにより、平成23年分の確定申告から、公的年金の収入の合計金額が400万円以下で、なおかつ、それ以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告書の提出が不要。</p> <p>(3) 寄附金税額控除の拡充  平成23年1月1日以降に支出する寄附金について、寄附金税額控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられ、より少額の寄付でも税額控除の対象となります。</p> <p>【基本控除】対象：全国の都道府県、市町村、特別区に対する寄附金、日本赤十字社大阪府支部又は大阪府共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認を得たもの。  計算方法：(寄附金－2千円)×10%</p> <p>【特例控除(ふるさと納税)】対象：全国の都道府県、市町村、特別区に対する寄附金。  計算方法：(寄附金－2千円)×(90%－所得税の限界税率)  ※特例控除については、市・府民税(所得割)の1割が上限</p> <p>※所得税の限界税率とは、納税者に適用される所得税の最高税率のことです。  ※寄附金控除対象限度額は、総所得金額等の合計額の30%です。</p> <p>(4) 分離所得に係る特例措置の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る課税の特例の延長  平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する3%の軽減措置(府民税1.2%市民税1.8%)の特例を2年延長。</li> <li>・上場株式等の配当等に係る特別徴収税率の特例の延長  平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の3%の軽減税率の特例を2年延長。</li> <li>・源泉徴収選択口座における特別徴収税率の特例の延長  平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の3%軽減税率の特例を2年延長。</li> <li>・非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例の施行日の延長</li> <li>・非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を2年延長し、平成27年1月1日としました。</li> </ul>	<p>(1) 減税  平成25年度に限り、個人市民税平均5%の減税を実施。  市民税均等割額を3,000円から100円とし、市民税所得割の税率は6%から5.85%に変更。</p> <p>(2) 生命保険料控除の見直し  平成24年1月1日以後に締結した保険契約等については今までの生命保険料控除とは別に、介護保障・医療保障を内容とする保険について新たに介護医療保険料控除が設けられ、一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除のそれぞれ適用限度額が28,000円、合計適用額が70,000円となります。  ※平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に関しては、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除(それぞれ適用限度額35,000円)が適用されます。</p> <p>・新契約にかかる生命保険料控除額の計算方法</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 年間支払保険料等12,000円まで  " 12,001円から32,000円まで  " 32,001円から56,000円まで  " 56,001円以上 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 支払保険料等の全額  ×1/2+6,000円  ×1/4+14,000円  一律28,000円 </td> </tr> </table>	年間支払保険料等12,000円まで " 12,001円から32,000円まで " 32,001円から56,000円まで " 56,001円以上	支払保険料等の全額 ×1/2+6,000円 ×1/4+14,000円 一律28,000円
年間支払保険料等12,000円まで " 12,001円から32,000円まで " 32,001円から56,000円まで " 56,001円以上	支払保険料等の全額 ×1/2+6,000円 ×1/4+14,000円 一律28,000円		

(市町村民税「個人」つづき)

項目	年度	平成26年度	平成27年度
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
税 率		<p>(1)市・府民税の均等割額の見直し 東日本大震災からの復興に関し自治体を実施する防災施策に必要な財源確保のための臨時措置として、平成26年度から平成35年度までの10年間、市民税・府民税均等割額にそれぞれ500円が加算。</p> <p>(2)公的年金所得者の寡婦（寡夫）控除の手續の簡素化 公的年金等に係る所得以外の所得（給与所得等）を有しなかった人で、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合、年金保険者に扶養控除申請書を提出（寡婦（寡夫）欄を記入）することにより、市・府民税申告書の提出が不要。</p> <p>(3)ふるさと寄附金税額控除（特例控除額）の見直し 平成25年から平成49年までの復興特別所得税（2.1%）が課税されることに伴い、所得税で寄附金控除の適用を受ける場合は、所得税を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることとなります。これにより地方公共団体への寄附金（ふるさと寄附金）に係る市・府民税の税額控除（特例控除）について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、復興特別所得税分（2.1%）に対応する率が調整されます。 ○改正後の特例控除額 ＝（寄附金額-2,000円）×（90%-（0～40%の所得税率×1.021））</p> <p>(4)給与所得控除の見直し 給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられた。</p>	<p>(1)住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除) 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について、居住日の適用期間が平成25年12月31日から平成29年12月31日まで4年間延長。市・府民税から控除される控除限度額は、以下のとおり。 ・居住年が平成26年3月31日までは、所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円) ・居住年が平成26年4月1日から平成29年12月31日まで(注)は、所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円) (注)住宅に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合に限る。</p> <p>(2)上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率の廃止 上場株式等の配当・譲渡所得の税率については、10%軽減税率(市民税1.8%、府民税1.2%、所得税7%)が平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降は本則税率である20%(市民税3%、府民税2%、所得税15%)が適用される。</p> <p>(3)市・府民税配当割額・株式等譲渡所得割額控除額の変更 上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率の廃止にともない、市・府民税の配当割額・株式等譲渡所得割額控除額も変更。上場株式の配当・譲渡所得(源泉徴収がある特定口座)については所得税とあわせて市・府民税が源泉徴収されるが、市・府民税の税率は、平成25年12月31日までは3%、平成26年1月1日以降は5%となる。当該所得については、確定申告は不要であるが、納税者自身の選択により確定申告した場合は、翌年度の市・府民税から配当割額・株式等譲渡所得割額を税額控除する。</p>

平成28年度	平成29年度
<p>(1)ふるさと納税の特例控除限度額の引上げ 地方団体に対する寄附金に係る特例控除額について、道府県民税及び市町村民税の所得割の100分の20に相当する金額を限度とする。</p> <p>(2)住宅ローン減税制度の適用期限の延長 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度の適用期限を1年半延長（平成31年6月末）。</p> <p>(3)森林環境税の創設 大阪府では、平成28年度から平成31年度までの4年間、森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る施策に必要な財源（森林環境税）を確保するため、府民税均等割額に300円を加算。</p>	<p>(1)給与所得控除の見直し 給与収入            給与所得控除額（上限額） 1,200万円            230万円</p> <p>(2)市民税・府民税申告書等のマイナンバーの記入 平成29年度市民税・府民税申告（平成28年分確定申告）から、申告書へのマイナンバーを記入</p> <p>(3)金融所得課税の一体化等の見直し 特定公社債等の利子所得及び譲渡所得を申告分離課税とし、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得との損益通算と繰越控除が可能となる。</p> <p>(4)日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける人は、申告書等を提出する際に、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付又は提示が必要</p> <p>(5)公的年金からの市・府民税の特別徴収制度の変更 平成29年4・6・8月（仮徴収税額）から、税制改正により「前年度年間市・府民税額の6分の1の額」に変更</p>



(市町村民税「個人」つづき)

項目	年度	平成30年度	令和元年度				
基礎控除							
配偶者控除			<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者控除及び配偶者特別控除の適用範囲・控除額の見直し</li> <li>(1) 配偶者控除および配偶者特別控除の控除額が納税者自身の合計所得金額に応じて適用。</li> <li>(2) 配偶者特別控除の適用を受けられる配偶者の合計所得金額の上限が76万円から123万円に拡大。</li> </ul>				
扶養控除							
税率		<p>(1) 給与所得控除の見直し</p> <table border="0"> <tr> <td>給与収入</td> <td>給与所得控除額(上限額)</td> </tr> <tr> <td>1,000万円</td> <td>220万円</td> </tr> </table> <p>(2) 医療費控除の手続きの改正 医療費の領収書の添付が不要となり、医療費の明細書の作成及び添付が必要。医療費の領収書は申告期間から5年間、自身で保管が必要。</p> <p>(3) 医療費控除の特例の創設 スイッチOTC医薬品を、年間12,000円を超えて購入した場合、購入費用のうち12,000円を超える額を所得控除することが可能。</p>	給与収入	給与所得控除額(上限額)	1,000万円	220万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅借入金等特別控除の適用手続きの要件緩和</li> </ul> <p>令和元年度以後の市・府民税において、納税通知書送達後に確定申告書を提出した場合にも、住宅ローン控除が適用されることとなる。</p>
給与収入	給与所得控除額(上限額)						
1,000万円	220万円						

令和2年度

(1) 住宅借入金等特別控除の拡充

令和元年10月1日から令和2年12月31日までに入居した場合、消費税率10%が適用される住宅取得等について、所得税の住宅ローン控除の適用期間が3年間延長。（10年間→13年間）

(2) 寄付金税額控除の見直し

令和元年6月1日以後に指定対象外の団体に対して支出された寄付金はふるさと納税の対象外となる。市・府民税に係る寄付金控除の特例控除額部分は対象外であるが、所得税の所得控除及び市・府民税の基本控除額部分は対象となり控除される。

(3) 森林環境税の延長

大阪府において府民税均等割に300円加算する措置が令和5年度まで延長。

(イ) 法人

年度 項目	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度
税率	均等割 標準税率 (制限税率) 人口50万以 上の市 2,400円 (4,000円) 人口5万以 上50万未満 の市 1,800円 (3,000円) 上記以外の 市並びに 町村 1,200円 (2,000円)	法人税割 標準税率 15% 制限税率 16%	法人税割 標準税率 12.5%	法人税割 標準税率 7.5% 制限税率 9%	法人税割 標準税率 8.1% 制限税率 9.7%	法人税割 標準税率 8.4% 制限税率 10.1%	法人税割 標準税率 8.9% 制限税率 10.7%	均等割 標準税率(制限税率) 1 資本の金額又は出資金 が1千万円を超える法人 及び保険業法に規定する 相互会社 年額4,000円(7,000円) 2 上記法人以外の法人等 年額2,400円(4,000円)

昭和45年度	昭和49年度	昭和51年度	昭和52年度
法人税割 標準税率 9.1%	法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%	均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億 円を超え、かつ、市町村内に有す る事務所等の従業者の数の合計数 が100人超の法人 (2) 資本の金額又は出資金額が1億 円を超える法人で(1)以外のもの及 び資本の金額又は出資金額が1千 万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円(20,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200円(12,000円)	均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億円 を超え、かつ、市町村内に有する事 務所等の従業者の数の合計数が100人 超の法人 年額 80,000円 (134,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円 を超える法人で(1)以外のもの及び資 本の金額又は出資金額が1千万円を 超え1億円以下の法人 年額 24,000円 (40,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000円 (13,000円)

昭和53年度	昭和56年度
<p>標準税率（制限税率）</p> <p>(1) 資本金の金額又は出資金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 800,000円 (1,000,000円)</p> <p>(2) 資本金の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 400,000円 (560,000円)</p> <p>(3) 資本金の金額又は出資金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人以下の法人及び資本金の金額又は出資金が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円 (134,000円)</p> <p>(4) 資本金の金額又は出資金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人以下の法人及び資本金の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円 (40,000円)</p> <p>(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000円 (13,000円)</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率（制限税率）</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 800,000円 (1,000,000円)</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 400,000円 (560,000円)</p> <p>(3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円 (134,000円)</p> <p>(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円 (40,000円)</p> <p>(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000円 (13,000円)</p> <p>法人税制 標準税率 12.3% 制限税率 14.7%</p>

昭和58年度	昭和59年度
<p>均等割</p> <p>標準税率（制限税率）</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,200,000円 (1,500,000円)</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 700,000円 (1,000,000円)</p> <p>(3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 160,000円 (270,000円)</p> <p>(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 60,000円 (100,000円)</p> <p>(5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 48,000円 (80,000円)</p> <p>(6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 16,000円 (27,000円)</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍）</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000円</p>

(市町村民税「法人」つづき)

年度	昭和60年度～平成17年度
項目	均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍） (1) 資本金等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の 年額 3,000,000円 (2) 資本金等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合 が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本金等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法 年額 410,000円 (4) 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合 が50人超の法人 年額 400,000円 (5) 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合 が50人以下の法人 年額 160,000円 (6) 資本金等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者 の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (7) 資本金等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の が50人以下の法人 年額 130,000円 (8) 資本金等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人 の法人 年額 120,000円 (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000円
税 率	

平成18年度	平成27年度
均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍） (1) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の 従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円 (2) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内 に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の 従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円 (4) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円 (5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円 (6) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内 に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (7) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内 に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円 (8) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務 所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000円	法人税割 標準税率 9.7% 制限税率 12.1%  ※新税率は平成26年10月1日以降 に開始する事業年度分から適用  均等割 平成27年4月1日以降に開始する事業 年度については、「資本金等の額」 が「資本金に資本準備金を加えた額」 を下回る場合は、「資本金に資本準備 金を加えた額」をもとに判断する。

令和2年度

法人税割

標準税率 6.0%

制限税率 8.4%

※新税率は令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から適用

イ 固定資産税

項目 \ 年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和34年度	昭和39年度
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1万円	免税点 償却資産 3万円	免税点 償却資産 5万円	大規模償却資産 に対する特例及 び基準年度制度 が創設された。	免税点 償却資産 10万円  国有資産等所在 市町村交付金、 公社有資産所在 市町村納付金制 度が創設され た。	免税点 土 地 2万円 家 屋 3万円 償却資産 15万円	(1) 新評価制度の実 施に伴い土地につ いて税額の激変緩 和の暫定措置が講 じられた。 (2) 免税点 暫定措置期間 (昭和39年度 ～ 昭和40年度) 土地 2万4千円

項目 \ 年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和48年度
そ の 他	大規模償却資産 に対する課税制 度額の引上げ措 置が講じられ た。	(1) 新評価制 度の実施に 伴う土地の 新たな負担 調整措置が 講じられた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産 に対する課税制 度額の引上げ措 置が講じられ た。	百分の1.7を超 える税率で課す 市町村は、一定 の場合を除き、 その旨を自治大 臣に届け出るこ ととされた。	評価替えに伴い 上昇率25倍以上 の宅地等につい て新たな負担調 整率が設けられ た。	市街化区域内 の農地につい て、税負担の 激変を緩和し つつ課税適正 化を図るため の措置が講じ られた。な お、昭和47年 度分限り特 例措置が講じ られた。	(1) 住宅用地の課税 標準を価格の2分 の1の額とする特 例を設けるととも に、税負担の激変 緩和のための調整 措置を講じながら 昭和50年度から評 価額を基礎として 課税する措置が講 じられた。 (2) 三大都市圏の特 定の都市の市街化 区域内に所在する A農地及びB農地 について課税の適 正化を図るための 措置が講じられ た。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円

(固定資産税つづき)

項目 \ 年度	昭和49年度	昭和51年度	昭和54年度	昭和57年度
そ の 他	<p>(1) 200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居1戸につき200㎡までの住宅用地）について、課税標準をその価格の4分の1の額とする措置が講じられた。</p> <p>(2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和49年度及び昭和50年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の1.5倍の額によって算定した税額とする措置が講じられた。</p> <p>(3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講じられた。</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和51年度から昭和53年度まで新たな負担調整措置が講じられた。</p> <p>(2) 農地 昭和39年度以来税額が据え置かれていたが、昭和51年度から昭和53年度まで段階的な課税の適正化措置が講じられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が1年据え置かれた。</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和54年度から昭和56年度ま昭和51年度と同様の負担調整措置が講じられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い昭和54年度から昭和56年度ま昭和51年度と同様の負担調整措置が講じられた。</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講じられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講じられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。</p> <p>(3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地(新適用市街化区域農地)について課税の適正化を図るとともに、A、B農地(既適用市街化区域農地)について宅地等と同様の負担調整措置が講じられた。</p>

項目 \ 年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
そ の 他	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講じられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講じられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講じられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講じられた。</p>	<p>日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。</p>	<p>日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の処置が講じられた。</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講じられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講じられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講じられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講じられた。</p>



項目 \ 年度	平成3年度	平成6年度								
その他	<p>(1) 宅地等 評価替に伴い、平成3年度から平成5年度まで、昭和63年度と同様の負担調整措置が講じられた。 尚、住宅用地と法人所有に係る非住宅用地について、全面的に負担調整率が改正された。</p> <p>(2) 農地 評価替に伴い、平成3年度から平成5年度まで、昭和63年度と同様の負担調整措置が講じられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 昭和63年度と同様の負担調整措置が講じられた。 尚、次の改正が行われた。 ○長期営農継続農地制度は、平成3年度限りで廃止される。 ○平成4年度以降、生産緑地の指定を受けたものを除き、三大都市圏の特定市の全ての市街化区域内農地が宅地並課税となる。</p> <p>(4) 免税点の引き上げが行われた。 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円</p>	<p>(1) 宅地等 ①評価替に伴い小規模住宅用地（200㎡以下）について、課税標準をその価格の6分の1に、また一般住宅用地（200㎡を超える部分）については3分の1とする措置が講じられた。 ②評価額（住宅用地については、①の特例率を乗じた額）の上昇割合が1.8倍を超える土地（宅地・宅地比準によるもの）については、評価の上昇割合に応じて暫定的な課税標準の特例措置（平成6年度～平成8年度）が講じられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価の上昇割合</th> <th>暫定特例率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.8倍を超え、4倍以下のもの</td> <td>価格の3/4</td> </tr> <tr> <td>4倍を超え、7.5倍以下のもの</td> <td>価格の2/3</td> </tr> <tr> <td>7.5倍を超えるもの</td> <td>価格の1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>③評価替に伴い平成6年度から平成8年度まで新たな負担調整措置が講じられた。</p> <p>(2) 一般農地 評価替に伴い平成6年度から平成8年度まで平成3年度と同様の負担調整措置が講じられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 評価替に伴い、税負担の増加を抑制するために、課税標準の特例措置の拡充（価格の1/3とする。）が図られた。</p>	評価の上昇割合	暫定特例率	1.8倍を超え、4倍以下のもの	価格の3/4	4倍を超え、7.5倍以下のもの	価格の2/3	7.5倍を超えるもの	価格の1/2
評価の上昇割合	暫定特例率									
1.8倍を超え、4倍以下のもの	価格の3/4									
4倍を超え、7.5倍以下のもの	価格の2/3									
7.5倍を超えるもの	価格の1/2									

項目 \ 年度	平成7年度・平成8年度								
その他	<p>(1) 宅地等 ① 地価の下落に対応するため、平成6年度からの特例措置に加え、平成7年度と平成8年度の2年間に限り、評価の上昇割合に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講じられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上昇割合</th> <th>臨時特</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.4倍を超え、4.8倍以下のもの</td> <td>価格の3/4</td> </tr> <tr> <td>4.8倍を超え、6倍以下のもの</td> <td>価格の3/5</td> </tr> <tr> <td>6倍を超えるもの</td> <td>価格の1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 平成7年度から平成8年度まで新たな負担調整措置が講じられた。</p> <p>(2) 特定市街化区域農地 宅地等と同様、暫定的な特別措置に加え、臨時的な課税標準の特例措置（平成7年度・平成8年度）が講じられた。</p>	上昇割合	臨時特	2.4倍を超え、4.8倍以下のもの	価格の3/4	4.8倍を超え、6倍以下のもの	価格の3/5	6倍を超えるもの	価格の1/2
上昇割合	臨時特								
2.4倍を超え、4.8倍以下のもの	価格の3/4								
4.8倍を超え、6倍以下のもの	価格の3/5								
6倍を超えるもの	価格の1/2								

(固定資産税つづき)

項目	年度	平成9年度	
そ の 他		宅地(宅地比準土地)については、負担水準(平成9年度評価額に占める平成8年度課税標準額の割合)の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。	
		① 非住宅用地(住宅用地以外)及び宅地比準土地(市街化区域農地を除く)	
		負担水準	負担調整率
		0.8を超えるもの	評価額を0.8まで引き下げた額
		0.6以上0.8以下	1.00(据置)
		0.45以上0.6未満(かつ評価下落率が0.25以上のもの)	1.00(据置)
		0.4以上0.6未満	1.025
		0.3以上0.4未満	1.05
		0.2以上0.3未満	1.075
		0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15		
② 小規模住宅用地			
負担水準	負担調整率		
0.8以上	1.00(据置)		
0.55以上0.8未満(かつ評価下落率が0.25以上のもの)	1.00(据置)		
0.4以上0.8未満	1.025		
0.3以上0.4未満	1.05		
0.2以上0.3未満	1.075		
0.1以上0.2未満	1.1		
0.1未満	1.15		
③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地			
負担水準	負担調整率		
0.8以上	1.00(据置)		
0.5以上0.8未満(かつ評価下落率が0.25以上のもの)	1.00(据置)		
0.4以上0.8未満	1.025		
0.3以上0.4未満	1.05		
0.2以上0.3未満	1.075		
0.1以上0.2未満	1.1		
0.1未満	1.15		

項目	年度	平成10年度	
そ の 他		宅地(宅地比準土地)については、負担水準(平成10年度評価額に占める平成9年度課税標準額の割合)の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。	
		① 非住宅用地(住宅用地以外)及び宅地比準土地(市街化区域農地を除く)	
		負担水準	負担調整率
		0.8を超えるもの	評価額を0.8まで引き下げた額
		0.6以上0.8以下	1.00(据置)
		0.45以上0.6未満(かつ評価下落率が0.25以上のもの)	1.00(据置)
		0.4以上0.6未満	1.025
		0.3以上0.4未満	1.05
		0.2以上0.3未満	1.075
		0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15		
② 小規模住宅用地			
負担水準	負担調整率		
0.8以上	1.00(据置)		
0.55以上0.8未満(かつ評価下落率が0.25以上のもの)	1.00(据置)		
0.4以上0.8未満	1.025		
0.3以上0.4未満	1.05		
0.2以上0.3未満	1.075		
0.1以上0.2未満	1.1		
0.1未満	1.15		
③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地			
負担水準	負担調整率		
0.8以上	1.00(据置)		
0.5以上0.8未満(かつ評価下落率が0.25以上のもの)	1.00(据置)		
0.4以上0.8未満	1.025		
0.3以上0.4未満	1.05		
0.2以上0.3未満	1.075		
0.1以上0.2未満	1.1		
0.1未満	1.15		

項目	年度	平成11年度	
そ の 他		宅地（宅地比準土地）については、負担水準（平成11年度評価額に占める平成10年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。	
		① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）	
		負担水準	負担調整率
		0.8を超えるもの	評価額を0.8まで引き下げた額
		0.6以上0.8以下	1.00（据置）
		0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）	1.00（据置）
		0.4以上0.6未満	1.025
		0.3以上0.4未満	1.05
		0.2以上0.3未満	1.075
		0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15		
② 小規模住宅用地			
負担水準	負担調整率		
0.8以上	1.00（据置）		
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）	1.00（据置）		
0.4以上0.8未満	1.025		
0.3以上0.4未満	1.05		
0.2以上0.3未満	1.075		
0.1以上0.2未満	1.1		
0.1未満	1.15		
③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地			
負担水準	負担調整率		
0.8以上	1.00（据置）		
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）	1.00（据置）		
0.4以上0.8未満	1.025		
0.3以上0.4未満	1.05		
0.2以上0.3未満	1.075		
0.1以上0.2未満	1.1		
0.1未満	1.15		

項目	年度	平成12年度	
そ の 他		宅地（宅地比準土地）については、負担水準（平成12年度評価額に占める平成11年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。	
		① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）	
		負担水準	負担調整率
		0.75を超えるもの	評価額を0.75まで引き下げた額
		0.6以上0.75以下	1.00（据置）
		0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）
		0.4以上0.6未満	1.025
		0.3以上0.4未満	1.05
		0.2以上0.3未満	1.075
		0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15		
② 小規模住宅用地			
負担水準	負担調整率		
0.8以上	1.00（据置）		
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）		
0.4以上0.8未満	1.025		
0.3以上0.4未満	1.05		
0.2以上0.3未満	1.075		
0.1以上0.2未満	1.1		
0.1未満	1.15		
③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地			
負担水準	負担調整率		
0.8以上	1.00（据置）		
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）		
0.4以上0.8未満	1.025		
0.3以上0.4未満	1.05		
0.2以上0.3未満	1.075		
0.1以上0.2未満	1.1		
0.1未満	1.15		

(固定資産税つづき)

項目	年度	平成13年度	
そ の 他		宅地（宅地比準土地）については、負担水準（平成13年度評価額に占める平成12年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。	
		① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）	
		負担水準	負担調整率
		0.75を超えるもの	評価額を0.75まで引き下げた額
		0.6以上0.75以下	1.00（据置）
		0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）
		0.4以上0.6未満	1.025
		0.3以上0.4未満	1.05
		0.2以上0.3未満	1.075
		0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15		
② 小規模住宅用地			
負担水準	負担調整率		
0.8以上	1.00（据置）		
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）		
0.4以上0.8未満	1.025		
0.3以上0.4未満	1.05		
0.2以上0.3未満	1.075		
0.1以上0.2未満	1.1		
0.1未満	1.15		
③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地			
負担水準	負担調整率		
0.8以上	1.00（据置）		
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）		
0.4以上0.8未満	1.025		
0.3以上0.4未満	1.05		
0.2以上0.3未満	1.075		
0.1以上0.2未満	1.1		
0.1未満	1.15		

項目	年度	平成14年度	
そ の 他		宅地（宅地比準土地）については、負担水準（平成14年度評価額に占める平成13年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。	
		① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）	
		負担水準	負担調整率
		0.70を超えるもの	評価額を0.70まで引き下げた額
		0.6以上0.70以下	1.00（据置）
		0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）
		0.4以上0.6未満	1.025
		0.3以上0.4未満	1.05
		0.2以上0.3未満	1.075
		0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15		
② 小規模住宅用地			
負担水準	負担調整率		
0.8以上	1.00（据置）		
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）		
0.4以上0.8未満	1.025		
0.3以上0.4未満	1.05		
0.2以上0.3未満	1.075		
0.1以上0.2未満	1.1		
0.1未満	1.15		
③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地			
負担水準	負担調整率		
0.8以上	1.00（据置）		
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）		
0.4以上0.8未満	1.025		
0.3以上0.4未満	1.05		
0.2以上0.3未満	1.075		
0.1以上0.2未満	1.1		
0.1未満	1.15		

項目	年度	平成15年度																																																		
そ の 他	<p>宅地（宅地比準土地）については、負担水準（平成15年度評価額に占める平成14年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。</p> <p>① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.70を超えるもの</td> <td>評価額を0.70まで引き下げた額</td> </tr> <tr> <td>0.6以上0.70以下</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.6未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 小規模住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>		負担水準	負担調整率	0.70を超えるもの	評価額を0.70まで引き下げた額	0.6以上0.70以下	1.00（据置）	0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.6未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00（据置）	0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00（据置）	0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15
	負担水準	負担調整率																																																		
	0.70を超えるもの	評価額を0.70まで引き下げた額																																																		
	0.6以上0.70以下	1.00（据置）																																																		
	0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）																																																		
	0.4以上0.6未満	1.025																																																		
	0.3以上0.4未満	1.05																																																		
	0.2以上0.3未満	1.075																																																		
	0.1以上0.2未満	1.1																																																		
	0.1未満	1.15																																																		
負担水準	負担調整率																																																			
0.8以上	1.00（据置）																																																			
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）																																																			
0.4以上0.8未満	1.025																																																			
0.3以上0.4未満	1.05																																																			
0.2以上0.3未満	1.075																																																			
0.1以上0.2未満	1.1																																																			
0.1未満	1.15																																																			
負担水準	負担調整率																																																			
0.8以上	1.00（据置）																																																			
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）																																																			
0.4以上0.8未満	1.025																																																			
0.3以上0.4未満	1.05																																																			
0.2以上0.3未満	1.075																																																			
0.1以上0.2未満	1.1																																																			
0.1未満	1.15																																																			

項目	年度	平成16年度																																																		
そ の 他	<p>宅地（宅地比準土地）については、負担水準（平成16年度評価額に占める平成15年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。</p> <p>又、制限税率（2.1%）が廃止された。</p> <p>① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.70を超えるもの</td> <td>評価額に0.70を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>0.6以上0.70以下</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.6未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 小規模住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>		負担水準	負担調整率	0.70を超えるもの	評価額に0.70を乗じて得た額	0.6以上0.70以下	1.00（据置）	0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.6未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00（据置）	0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00（据置）	0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15
	負担水準	負担調整率																																																		
	0.70を超えるもの	評価額に0.70を乗じて得た額																																																		
	0.6以上0.70以下	1.00（据置）																																																		
	0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）																																																		
	0.4以上0.6未満	1.025																																																		
	0.3以上0.4未満	1.05																																																		
	0.2以上0.3未満	1.075																																																		
	0.1以上0.2未満	1.1																																																		
	0.1未満	1.15																																																		
負担水準	負担調整率																																																			
0.8以上	1.00（据置）																																																			
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）																																																			
0.4以上0.8未満	1.025																																																			
0.3以上0.4未満	1.05																																																			
0.2以上0.3未満	1.075																																																			
0.1以上0.2未満	1.1																																																			
0.1未満	1.15																																																			
負担水準	負担調整率																																																			
0.8以上	1.00（据置）																																																			
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）																																																			
0.4以上0.8未満	1.025																																																			
0.3以上0.4未満	1.05																																																			
0.2以上0.3未満	1.075																																																			
0.1以上0.2未満	1.1																																																			
0.1未満	1.15																																																			

(固定資産税つづき)

項目	年度	平成17年度																																																		
そ の 他		<p>宅地（宅地比準土地）については、負担水準（平成17年度評価額に占める平成16年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。</p> <p>又、制限税率(2.1%)が廃止された。</p> <p>① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.70を超えるもの</td> <td>評価額に0.70を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>0.6以上0.70以下</td> <td>1.00 (据置)</td> </tr> <tr> <td>0.45以上0.6未満 (かつ評価下落率が0.15以上のもの)</td> <td>1.00 (据置)</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.6未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 小規模住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00 (据置)</td> </tr> <tr> <td>0.55以上0.8未満 (かつ評価下落率が0.15以上のもの)</td> <td>1.00 (据置)</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00 (据置)</td> </tr> <tr> <td>0.5以上0.8未満 (かつ評価下落率が0.15以上のもの)</td> <td>1.00 (据置)</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	0.70を超えるもの	評価額に0.70を乗じて得た額	0.6以上0.70以下	1.00 (据置)	0.45以上0.6未満 (かつ評価下落率が0.15以上のもの)	1.00 (据置)	0.4以上0.6未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00 (据置)	0.55以上0.8未満 (かつ評価下落率が0.15以上のもの)	1.00 (据置)	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00 (据置)	0.5以上0.8未満 (かつ評価下落率が0.15以上のもの)	1.00 (据置)	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15
	負担水準	負担調整率																																																		
	0.70を超えるもの	評価額に0.70を乗じて得た額																																																		
	0.6以上0.70以下	1.00 (据置)																																																		
0.45以上0.6未満 (かつ評価下落率が0.15以上のもの)	1.00 (据置)																																																			
0.4以上0.6未満	1.025																																																			
0.3以上0.4未満	1.05																																																			
0.2以上0.3未満	1.075																																																			
0.1以上0.2未満	1.1																																																			
0.1未満	1.15																																																			
負担水準	負担調整率																																																			
0.8以上	1.00 (据置)																																																			
0.55以上0.8未満 (かつ評価下落率が0.15以上のもの)	1.00 (据置)																																																			
0.4以上0.8未満	1.025																																																			
0.3以上0.4未満	1.05																																																			
0.2以上0.3未満	1.075																																																			
0.1以上0.2未満	1.1																																																			
0.1未満	1.15																																																			
負担水準	負担調整率																																																			
0.8以上	1.00 (据置)																																																			
0.5以上0.8未満 (かつ評価下落率が0.15以上のもの)	1.00 (据置)																																																			
0.4以上0.8未満	1.025																																																			
0.3以上0.4未満	1.05																																																			
0.2以上0.3未満	1.075																																																			
0.1以上0.2未満	1.1																																																			
0.1未満	1.15																																																			

項目	年度	平成18年度																		
そ の 他		<p>土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成18年度から平成20年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p> <p>① 住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>平成18年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%以上</td> <td>前年度(平成17年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成18年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「平成18年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%以上80%未満</td> <td>「前年度(平成17年度)の課税標準額+平成18年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成18年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「平成18年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「平成18年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準…前年度(平成17年度)課税標準額/平成18年度評価額×住宅用地特例率          ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3          200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p> <p>② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>平成18年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>「平成18年度評価額×70%」の額</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下</td> <td>前年度(平成17年度)の課税標準額に据置き</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満</td> <td>「前年度(平成17年度)の課税標準額+平成18年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成18年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成18年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「平成18年度評価額×20%」の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準…前年度(平成17年度)課税標準額/平成18年度評価額</p>	負担水準	平成18年度の課税標準額	80%以上	前年度(平成17年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成18年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「平成18年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】	20%以上80%未満	「前年度(平成17年度)の課税標準額+平成18年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成18年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「平成18年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】	20%未満	「平成18年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額	負担水準	平成18年度の課税標準額	70%超	「平成18年度評価額×70%」の額	60%以上70%以下	前年度(平成17年度)の課税標準額に据置き	20%以上60%未満	「前年度(平成17年度)の課税標準額+平成18年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成18年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成18年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】	20%未満	「平成18年度評価額×20%」の額
	負担水準	平成18年度の課税標準額																		
	80%以上	前年度(平成17年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成18年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「平成18年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】																		
	20%以上80%未満	「前年度(平成17年度)の課税標準額+平成18年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成18年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「平成18年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】																		
20%未満	「平成18年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額																			
負担水準	平成18年度の課税標準額																			
70%超	「平成18年度評価額×70%」の額																			
60%以上70%以下	前年度(平成17年度)の課税標準額に据置き																			
20%以上60%未満	「前年度(平成17年度)の課税標準額+平成18年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成18年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成18年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】																			
20%未満	「平成18年度評価額×20%」の額																			

項目	年度																		
	平成19年度																		
そ の 他	<p>土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成18年度から平成20年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p> <p>① 住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>平成19年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%以上</td> <td>前年度(平成18年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成19年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「平成19年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%以上80%未満</td> <td>「前年度(平成18年度)の課税標準額+平成19年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成19年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「平成19年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「平成19年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準…前年度(平成18年度)課税標準額/平成19年度評価額×住宅用地特例率 ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p> <p>② 商業地等の宅地(住宅用地以外の宅地)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>平成19年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>「平成19年度評価額×70%」の額</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下</td> <td>前年度(平成18年度)の課税標準額に据置き</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満</td> <td>「前年度(平成18年度)の課税標準額+平成19年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成19年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成19年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「平成19年度評価額×20%」の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準…前年度(平成18年度)課税標準額/平成19年度評価額</p>	負担水準	平成19年度の課税標準額	80%以上	前年度(平成18年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成19年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「平成19年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】	20%以上80%未満	「前年度(平成18年度)の課税標準額+平成19年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成19年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「平成19年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】	20%未満	「平成19年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額	負担水準	平成19年度の課税標準額	70%超	「平成19年度評価額×70%」の額	60%以上70%以下	前年度(平成18年度)の課税標準額に据置き	20%以上60%未満	「前年度(平成18年度)の課税標準額+平成19年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成19年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成19年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】	20%未満	「平成19年度評価額×20%」の額
	負担水準	平成19年度の課税標準額																	
	80%以上	前年度(平成18年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成19年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「平成19年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】																	
	20%以上80%未満	「前年度(平成18年度)の課税標準額+平成19年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成19年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「平成19年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】																	
	20%未満	「平成19年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額																	
	負担水準	平成19年度の課税標準額																	
	70%超	「平成19年度評価額×70%」の額																	
	60%以上70%以下	前年度(平成18年度)の課税標準額に据置き																	
	20%以上60%未満	「前年度(平成18年度)の課税標準額+平成19年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成19年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成19年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】																	
	20%未満	「平成19年度評価額×20%」の額																	

項目	年度																		
	平成20年度																		
そ の 他	<p>土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成18年度から平成20年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p> <p>① 住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>平成20年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%以上</td> <td>前年度(平成19年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成20年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「平成20年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%以上80%未満</td> <td>「前年度(平成19年度)の課税標準額+平成20年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成20年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「平成20年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「平成20年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準…前年度(平成19年度)課税標準額/平成20年度評価額×住宅用地特例率 ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p> <p>② 商業地等の宅地(住宅用地以外の宅地)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>平成20年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>「平成20年度評価額×70%」の額</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下</td> <td>前年度(平成19年度)の課税標準額に据置き</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満</td> <td>「前年度(平成19年度)の課税標準額+平成20年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成20年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成20年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「平成20年度評価額×20%」の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準…前年度(平成19年度)課税標準額/平成20年度評価額</p>	負担水準	平成20年度の課税標準額	80%以上	前年度(平成19年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成20年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「平成20年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】	20%以上80%未満	「前年度(平成19年度)の課税標準額+平成20年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成20年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「平成20年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】	20%未満	「平成20年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額	負担水準	平成20年度の課税標準額	70%超	「平成20年度評価額×70%」の額	60%以上70%以下	前年度(平成19年度)の課税標準額に据置き	20%以上60%未満	「前年度(平成19年度)の課税標準額+平成20年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成20年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成20年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】	20%未満	「平成20年度評価額×20%」の額
	負担水準	平成20年度の課税標準額																	
	80%以上	前年度(平成19年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成20年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「平成20年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】																	
	20%以上80%未満	「前年度(平成19年度)の課税標準額+平成20年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成20年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「平成20年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】																	
	20%未満	「平成20年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額																	
	負担水準	平成20年度の課税標準額																	
	70%超	「平成20年度評価額×70%」の額																	
	60%以上70%以下	前年度(平成19年度)の課税標準額に据置き																	
	20%以上60%未満	「前年度(平成19年度)の課税標準額+平成20年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成20年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成20年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】																	
	20%未満	「平成20年度評価額×20%」の額																	

(固定資産税つづき)

項目	年度																		
	平成21年度																		
そ の 他	<p>土地については、平成21年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成21年度から平成23年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p> <p>① 住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>平成21年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%以上</td> <td>前年度(平成20年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成21年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「平成21年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%以上80%未満</td> <td>「前年度(平成20年度)の課税標準額+平成21年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成21年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「平成21年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「平成21年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準…前年度(平成20年度)課税標準額/平成21年度評価額 ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p> <p>② 商業地等の宅地(住宅用地以外の宅地)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>平成21年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>「平成21年度評価額×70%」の額</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下</td> <td>前年度(平成20年度)の課税標準額に据置き</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満</td> <td>「前年度(平成20年度)の課税標準額+平成21年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成21年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成21年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「平成21年度評価額×20%」の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準…前年度(平成20年度)課税標準額/平成21年度評価額</p>	負担水準	平成21年度の課税標準額	80%以上	前年度(平成20年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成21年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「平成21年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】	20%以上80%未満	「前年度(平成20年度)の課税標準額+平成21年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成21年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「平成21年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】	20%未満	「平成21年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額	負担水準	平成21年度の課税標準額	70%超	「平成21年度評価額×70%」の額	60%以上70%以下	前年度(平成20年度)の課税標準額に据置き	20%以上60%未満	「前年度(平成20年度)の課税標準額+平成21年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成21年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成21年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】	20%未満	「平成21年度評価額×20%」の額
	負担水準	平成21年度の課税標準額																	
	80%以上	前年度(平成20年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成21年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「平成21年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】																	
	20%以上80%未満	「前年度(平成20年度)の課税標準額+平成21年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成21年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「平成21年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】																	
	20%未満	「平成21年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額																	
	負担水準	平成21年度の課税標準額																	
	70%超	「平成21年度評価額×70%」の額																	
	60%以上70%以下	前年度(平成20年度)の課税標準額に据置き																	
	20%以上60%未満	「前年度(平成20年度)の課税標準額+平成21年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成21年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成21年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】																	
	20%未満	「平成21年度評価額×20%」の額																	

項目	年度																		
	平成22年度																		
そ の 他	<p>土地については、平成21年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成21年度から平成23年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p> <p>① 住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>平成22年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%以上</td> <td>前年度(平成21年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成22年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「平成22年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%以上80%未満</td> <td>「前年度(平成21年度)の課税標準額+平成22年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成22年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「平成22年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「平成22年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準…前年度(平成21年度)課税標準額/平成22年度評価額 ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p> <p>② 商業地等の宅地(住宅用地以外の宅地)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>平成22年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>「平成22年度評価額×70%」の額</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下</td> <td>前年度(平成21年度)の課税標準額に据置き</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満</td> <td>「前年度(平成21年度)の課税標準額+平成22年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成22年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成22年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「平成22年度評価額×20%」の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準…前年度(平成21年度)課税標準額/平成22年度評価額</p>	負担水準	平成22年度の課税標準額	80%以上	前年度(平成21年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成22年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「平成22年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】	20%以上80%未満	「前年度(平成21年度)の課税標準額+平成22年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成22年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「平成22年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】	20%未満	「平成22年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額	負担水準	平成22年度の課税標準額	70%超	「平成22年度評価額×70%」の額	60%以上70%以下	前年度(平成21年度)の課税標準額に据置き	20%以上60%未満	「前年度(平成21年度)の課税標準額+平成22年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成22年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成22年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】	20%未満	「平成22年度評価額×20%」の額
	負担水準	平成22年度の課税標準額																	
	80%以上	前年度(平成21年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成22年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「平成22年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】																	
	20%以上80%未満	「前年度(平成21年度)の課税標準額+平成22年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成22年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「平成22年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】																	
	20%未満	「平成22年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額																	
	負担水準	平成22年度の課税標準額																	
	70%超	「平成22年度評価額×70%」の額																	
	60%以上70%以下	前年度(平成21年度)の課税標準額に据置き																	
	20%以上60%未満	「前年度(平成21年度)の課税標準額+平成22年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成22年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成22年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】																	
	20%未満	「平成22年度評価額×20%」の額																	



項目	年度	
そ の 他	平成23年度	
	<p>土地については、平成21年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成21年度から平成23年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p>	
	① 住宅用地	
	負担水準	平成23年度の課税標準額
	80%以上	前年度(平成22年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成23年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「平成23年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】
	20%以上80%未満	「前年度(平成22年度)の課税標準額+平成23年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成23年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「平成23年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】
	20%未満	「平成23年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額
	※負担水準…前年度(平成22年度)課税標準額／(平成23年度評価額×住宅用地特例率) ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3	
	② 商業地等の宅地(住宅用地以外の宅地)	
	負担水準	平成23年度の課税標準額
70%超	「平成23年度評価額×70%」の額	
60%以上70%以下	前年度(平成22年度)の課税標準額に据置き	
20%以上60%未満	「前年度(平成22年度)の課税標準額+平成23年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成23年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成23年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】	
20%未満	「平成23年度評価額×20%」の額	
※負担水準…前年度(平成22年度)課税標準額／平成23年度評価額		

項目	年度	
そ の 他	平成24年度	
	<p>土地については、平成24年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成24年度から平成26年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。  <b>※住宅用地の負担水準については、平成24年度に80%から90%に引き上げられました。</b></p>	
	① 住宅用地	
	負担水準	平成24年度の課税標準額
	90%以上	前年度(平成23年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成24年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「平成24年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】
	20%以上90%未満	「前年度(平成23年度)の課税標準額+平成24年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成24年度評価額×住宅用地特例率×90%」を上回る場合は、「平成24年度評価額×住宅用地特例率×90%」の額が課税標準額となります。】
	20%未満	「平成24年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額
	※負担水準…前年度(平成23年度)課税標準額／(平成24年度評価額×住宅用地特例率) ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3	
	② 商業地等の宅地(住宅用地以外の宅地)	
	負担水準	平成24年度の課税標準額
70%超	「平成24年度評価額×70%」の額	
60%以上70%以下	前年度(平成23年度)の課税標準額に据置き	
20%以上60%未満	「前年度(平成23年度)の課税標準額+平成24年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成24年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成24年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】	
20%未満	「平成24年度評価額×20%」の額	
※負担水準…前年度(平成23年度)課税標準額／平成24年度評価額		

(固定資産税つづき)

項目	年度																		
	平成25年度																		
そ の 他	<p>土地については、平成24年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成24年度から平成26年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p> <p>① 住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>平成25年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>前年度(平成24年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成25年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「平成25年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%以上90%未満</td> <td>「前年度(平成24年度)の課税標準額+平成25年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成25年度評価額×住宅用地特例率×90%」を上回る場合は、「平成25年度評価額×住宅用地特例率×90%」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「平成25年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準…前年度(平成24年度)課税標準額／(平成25年度評価額×住宅用地特例率) ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p> <p>② 商業地等の宅地(住宅用地以外の宅地)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>平成25年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>「平成25年度評価額×70%」の額</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下</td> <td>前年度(平成24年度)の課税標準額に据置き</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満</td> <td>「前年度(平成24年度)の課税標準額+平成25年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成25年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成25年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「平成25年度評価額×20%」の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準…前年度(平成24年度)課税標準額／平成25年度評価額</p>	負担水準	平成25年度の課税標準額	90%以上	前年度(平成24年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成25年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「平成25年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】	20%以上90%未満	「前年度(平成24年度)の課税標準額+平成25年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成25年度評価額×住宅用地特例率×90%」を上回る場合は、「平成25年度評価額×住宅用地特例率×90%」の額が課税標準額となります。】	20%未満	「平成25年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額	負担水準	平成25年度の課税標準額	70%超	「平成25年度評価額×70%」の額	60%以上70%以下	前年度(平成24年度)の課税標準額に据置き	20%以上60%未満	「前年度(平成24年度)の課税標準額+平成25年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成25年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成25年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】	20%未満	「平成25年度評価額×20%」の額
	負担水準	平成25年度の課税標準額																	
	90%以上	前年度(平成24年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成25年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「平成25年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】																	
	20%以上90%未満	「前年度(平成24年度)の課税標準額+平成25年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成25年度評価額×住宅用地特例率×90%」を上回る場合は、「平成25年度評価額×住宅用地特例率×90%」の額が課税標準額となります。】																	
	20%未満	「平成25年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額																	
	負担水準	平成25年度の課税標準額																	
	70%超	「平成25年度評価額×70%」の額																	
	60%以上70%以下	前年度(平成24年度)の課税標準額に据置き																	
	20%以上60%未満	「前年度(平成24年度)の課税標準額+平成25年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成25年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成25年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】																	
	20%未満	「平成25年度評価額×20%」の額																	

項目	年度																		
	平成26年度																		
そ の 他	<p>土地については、平成24年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成24年度から平成26年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。 ※住宅用地の負担水準については、平成26年度に90%から100%に引き上げられ、住宅用地および非住宅用地共に課税標準額の算出内容が変更となっています。</p> <p>① 住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>平成26年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%以上</td> <td>「平成26年度評価額×住宅用地特例率」の額</td> </tr> <tr> <td>20%以上100%未満</td> <td>「前年度(平成25年度)の課税標準額+平成26年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成26年度評価額×住宅用地の特例率」が上限となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+平成26年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成26年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準…前年度(平成25年度)課税標準額／(平成26年度評価額×住宅用地特例率) ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p> <p>② 商業地等の宅地(住宅用地以外の宅地)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>平成26年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>「平成26年度評価額×70%」の額</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下</td> <td>前年度(平成25年度)の課税標準額に据置き</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満</td> <td>「前年度(平成25年度)の課税標準額+平成26年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成26年度評価額×60%」が上限となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「前年度(平成25年)の課税標準額+平成26年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成26年度評価額×20%」が下限となります。】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準…前年度(平成25年度)課税標準額／平成26年度評価額</p>	負担水準	平成26年度の課税標準額	100%以上	「平成26年度評価額×住宅用地特例率」の額	20%以上100%未満	「前年度(平成25年度)の課税標準額+平成26年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成26年度評価額×住宅用地の特例率」が上限となります。】	20%未満	「前年度の課税標準額+平成26年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成26年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】	負担水準	平成26年度の課税標準額	70%超	「平成26年度評価額×70%」の額	60%以上70%以下	前年度(平成25年度)の課税標準額に据置き	20%以上60%未満	「前年度(平成25年度)の課税標準額+平成26年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成26年度評価額×60%」が上限となります。】	20%未満	「前年度(平成25年)の課税標準額+平成26年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成26年度評価額×20%」が下限となります。】
	負担水準	平成26年度の課税標準額																	
	100%以上	「平成26年度評価額×住宅用地特例率」の額																	
	20%以上100%未満	「前年度(平成25年度)の課税標準額+平成26年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成26年度評価額×住宅用地の特例率」が上限となります。】																	
	20%未満	「前年度の課税標準額+平成26年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成26年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】																	
	負担水準	平成26年度の課税標準額																	
	70%超	「平成26年度評価額×70%」の額																	
	60%以上70%以下	前年度(平成25年度)の課税標準額に据置き																	
	20%以上60%未満	「前年度(平成25年度)の課税標準額+平成26年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成26年度評価額×60%」が上限となります。】																	
	20%未満	「前年度(平成25年)の課税標準額+平成26年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成26年度評価額×20%」が下限となります。】																	

項目	年度										
	平成27年度										
そ の 他	<p>土地については、平成27年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成27年度から平成29年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p>										
	<p>① 住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>平成27年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%以上</td> <td>「平成27年度評価額×住宅用地特例率」の額</td> </tr> <tr> <td>20%以上100%未満</td> <td>「前年度(平成26年度)の課税標準額+平成27年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成27年度評価額×住宅用地の特例率」が上限となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+平成27年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成27年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	平成27年度の課税標準額	100%以上	「平成27年度評価額×住宅用地特例率」の額	20%以上100%未満	「前年度(平成26年度)の課税標準額+平成27年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成27年度評価額×住宅用地の特例率」が上限となります。】	20%未満	「前年度の課税標準額+平成27年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成27年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】		
	負担水準	平成27年度の課税標準額									
	100%以上	「平成27年度評価額×住宅用地特例率」の額									
	20%以上100%未満	「前年度(平成26年度)の課税標準額+平成27年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成27年度評価額×住宅用地の特例率」が上限となります。】									
	20%未満	「前年度の課税標準額+平成27年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成27年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】									
	<p>※負担水準…前年度(平成26年度)課税標準額/平成27年度評価額×住宅用地特例率          ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3          200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p>										
	<p>② 商業地等の宅地 (住宅用地以外の宅地)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>平成27年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>「平成27年度評価額×70%」の額</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下</td> <td>前年度(平成26年度)の課税標準額に据置き</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満</td> <td>「前年度(平成26年度)の課税標準額+平成27年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成27年度評価額×60%」が上限となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「前年度(平成26年)の課税標準額+平成27年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成27年度評価額×20%」が下限となります。】</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	平成27年度の課税標準額	70%超	「平成27年度評価額×70%」の額	60%以上70%以下	前年度(平成26年度)の課税標準額に据置き	20%以上60%未満	「前年度(平成26年度)の課税標準額+平成27年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成27年度評価額×60%」が上限となります。】	20%未満	「前年度(平成26年)の課税標準額+平成27年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成27年度評価額×20%」が下限となります。】
	負担水準	平成27年度の課税標準額									
	70%超	「平成27年度評価額×70%」の額									
60%以上70%以下	前年度(平成26年度)の課税標準額に据置き										
20%以上60%未満	「前年度(平成26年度)の課税標準額+平成27年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成27年度評価額×60%」が上限となります。】										
20%未満	「前年度(平成26年)の課税標準額+平成27年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成27年度評価額×20%」が下限となります。】										
<p>※負担水準…前年度(平成26年度)課税標準額/平成27年度評価額</p>											

項目	年度										
	平成28年度										
そ の 他	<p>土地については、平成27年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成27年度から平成29年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p>										
	<p>① 住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>平成28年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%以上</td> <td>「平成28年度評価額×住宅用地特例率」の額</td> </tr> <tr> <td>20%以上100%未満</td> <td>「前年度(平成27年度)の課税標準額+平成28年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成28年度評価額×住宅用地の特例率」が上限となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+平成28年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成28年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	平成28年度の課税標準額	100%以上	「平成28年度評価額×住宅用地特例率」の額	20%以上100%未満	「前年度(平成27年度)の課税標準額+平成28年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成28年度評価額×住宅用地の特例率」が上限となります。】	20%未満	「前年度の課税標準額+平成28年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成28年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】		
	負担水準	平成28年度の課税標準額									
	100%以上	「平成28年度評価額×住宅用地特例率」の額									
	20%以上100%未満	「前年度(平成27年度)の課税標準額+平成28年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成28年度評価額×住宅用地の特例率」が上限となります。】									
	20%未満	「前年度の課税標準額+平成28年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成28年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】									
	<p>※負担水準…前年度(平成27年度)課税標準額/平成28年度評価額×住宅用地特例率          ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3          200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p>										
	<p>② 商業地等の宅地 (住宅用地以外の宅地)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>平成28年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>「平成28年度評価額×70%」の額</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下</td> <td>前年度(平成27年度)の課税標準額に据置き</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満</td> <td>「前年度(平成27年度)の課税標準額+平成28年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成28年度評価額×60%」が上限となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「前年度(平成27年度)の課税標準額+平成28年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成28年度評価額×20%」が下限となります。】</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	平成28年度の課税標準額	70%超	「平成28年度評価額×70%」の額	60%以上70%以下	前年度(平成27年度)の課税標準額に据置き	20%以上60%未満	「前年度(平成27年度)の課税標準額+平成28年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成28年度評価額×60%」が上限となります。】	20%未満	「前年度(平成27年度)の課税標準額+平成28年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成28年度評価額×20%」が下限となります。】
	負担水準	平成28年度の課税標準額									
	70%超	「平成28年度評価額×70%」の額									
60%以上70%以下	前年度(平成27年度)の課税標準額に据置き										
20%以上60%未満	「前年度(平成27年度)の課税標準額+平成28年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成28年度評価額×60%」が上限となります。】										
20%未満	「前年度(平成27年度)の課税標準額+平成28年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成28年度評価額×20%」が下限となります。】										
<p>※負担水準…前年度(平成27年度)課税標準額/平成28年度評価額</p>											

(固定資産税つづき)

項目	年度	平成29年度
そ の 他	<p>土地については、平成27年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成27年度から平成29年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p>	
	<p>① 住宅用地</p>	
	負担水準	平成29年度の課税標準額
	100%以上	「平成29年度評価額×住宅用地特例率」の額
	20%以上100%未満	「前年度(平成28年度)の課税標準額+平成29年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成29年度評価額×住宅用地の特例率」が上限となります。】
	20%未満	「前年度(平成28年度)の課税標準額+平成29年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成29年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】
	<p>※負担水準…前年度(平成28年度)課税標準額/(平成29年度評価額×住宅用地特例率)                  ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3                  200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p>	
	<p>② 商業地等の宅地 (住宅用地以外の宅地)</p>	
	負担水準	平成29年度の課税標準額
	70%超	「平成29年度評価額×70%」の額
60%以上70%以下	前年度(平成28年度)の課税標準額に据置き	
20%以上60%未満	「前年度(平成28年度)の課税標準額+平成29年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成29年度評価額×60%」が上限となります。】	
20%未満	「前年度(平成28年度)の課税標準額+平成29年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成29年度評価額×20%」が下限となります。】	
<p>※負担水準…前年度(平成28年度)課税標準額/平成29年度評価額</p>		

項目	年度	平成30年度
そ の 他	<p>土地については、平成30年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成30年度から平成32年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p>	
	<p>① 住宅用地</p>	
	負担水準	平成30年度の課税標準額
	100%以上	「平成30年度評価額×住宅用地特例率」の額
	20%以上100%未満	「前年度(平成29年度)の課税標準額+平成30年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成30年度評価額×住宅用地の特例率」が上限となります。】
	20%未満	「前年度の課税標準額+平成30年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成30年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】
	<p>※負担水準…前年度(平成29年度)課税標準額/(平成30年度評価額×住宅用地特例率)                  ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3                  200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p>	
	<p>② 商業地等の宅地 (住宅用地以外の宅地)</p>	
	負担水準	平成30年度の課税標準額
	70%超	「平成30年度評価額×70%」の額
60%以上70%以下	前年度(平成29年度)の課税標準額に据置き	
20%以上60%未満	「前年度(平成29年度)の課税標準額+平成30年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成30年度評価額×60%」が上限となります。】	
20%未満	「前年度(平成29年度)の課税標準額+平成30年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成30年度評価額×20%」が下限となります。】	
<p>※負担水準…前年度(平成29年度)課税標準額/平成30年度評価額</p>		

(固定資産税つづき)

項目	年度	令和元年度
そ の 他	<p>土地については、平成30年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成30年度から令和2年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p>	
	<p>① 住宅用地</p>	
	負担水準	令和元年度の課税標準額
	100%以上	「令和元年度評価額×住宅用地特例率」の額
	20%以上100%未満	「前年度(平成30年度)の課税標準額+令和元年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「令和元年度評価額×住宅用地の特例率」が上限となります。】
	20%未満	「前年度の課税標準額+令和元年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「令和元年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】
	<p>※負担水準…前年度(平成30年度)課税標準額/令和元年度評価額×住宅用地特例率 ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3</p>	
	<p>② 商業地等の宅地 (住宅用地以外の宅地)</p>	
	負担水準	令和元年度の課税標準額
	70%超	「令和元年度評価額×70%」の額
60%以上70%以下	前年度(平成30年度)の課税標準額に据置き	
20%以上60%未満	「前年度(平成30年度)の課税標準額+令和元年度評価額×5%」の額 【ただし、「令和元年度評価額×60%」が上限となります。】	
20%未満	「前年度(平成30年度)の課税標準額+令和元年度評価額×5%」の額 【ただし、「令和元年度評価額×20%」が下限となります。】	
<p>※負担水準…前年度(平成30年度)課税標準額/令和元年度評価額</p>		

項目	年度	令和2年度
そ の 他	<p>土地については、平成30年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成30年度から令和2年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p>	
	<p>① 住宅用地</p>	
	負担水準	令和2年度の課税標準額
	100%以上	「令和2年度評価額×住宅用地特例率」の額
	20%以上100%未満	「前年度(令和元年度)の課税標準額+令和2年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「令和2年度評価額×住宅用地の特例率」が上限となります。】
	20%未満	「前年度の課税標準額+令和2年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「令和2年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】
	<p>※負担水準…前年度(令和元年度)課税標準額/令和2年度評価額×住宅用地特例率 ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3</p>	
	<p>② 商業地等の宅地 (住宅用地以外の宅地)</p>	
	負担水準	令和2年度の課税標準額
	70%超	「令和2年度評価額×70%」の額
60%以上70%以下	前年度(令和元年度)の課税標準額に据置き	
20%以上60%未満	「前年度(令和元年度)の課税標準額+令和2年度評価額×5%」の額 【ただし、「令和2年度評価額×60%」が上限となります。】	
20%未満	「前年度(令和元年度)の課税標準額+令和2年度評価額×5%」の額 【ただし、「令和2年度評価額×20%」が下限となります。】	
<p>※負担水準…前年度(令和元年度)課税標準額/令和2年度評価額</p>		

ウ 軽自動車税（種別割）（自転車税、荷車税、自転車荷車税、軽自動車税）

項目	年度	昭和25年度	昭和30年度	昭和36年度	昭和40年度	昭和51年度
税 率		自転車 200円 荷積牛馬車 800円 荷積大車 400円 荷積小車 200円 リヤカー 200円	原動機付自転車 50cc以下 500円 50cc～90cc 800円 90cc 1,000円	軽自動車 二輪のもの 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪のもの 乗用 3,000円 営業用 2,500円	四輪以上のも 乗用 4,500円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 650円 50cc～90cc 年額 1,000円 90cc 超 年額 1,300円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを 含む。） 年額 2,000円 三輪のもの 年額 2,600円 四輪以上のもの 乗 用 { 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 5,200円 貨物用 { 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,300円 小型特殊自動車 農耕作業用 年額 1,300円 その他 年額 3,900円 (3) 二輪の小型自動車 年額 3,300円 制限税率 標準税率の1.2倍
		昭和29年度	昭和33年度			
		原動機付自転車 500円 その他の自転車 200円 自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。	自転車荷車税 が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。 二輪の小型自動車 2,500円 軽自動車 1,500円			

エ 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

項目	年度	昭和29年度	昭和31年度	昭和33年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度
税 率	(創設)	税率 10/115	税率 9%	税率 11%	税率 12%	税率 13.4%	税率 15%

項目	年度	平成元年度	平成9年度	平成11年度
税 率		名称が市町村たばこ税に変更された平成元年4月1日以降の売渡し分従量割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,115円	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,266円

(軽自動車税 (種別割) つづき)

年度 項目	昭和54年度	昭和59年度	昭和60年度	平成27年度
税 率	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 700円 50cc～90cc 年額 1,100円 90cc 超 年額 1,450円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの(側車付のものを 含む。) 年額 2,200円 三輪のもの 年額 2,850円 四輪以上のもの 乗 用 { 営業用 年額 5,200円           家用 年額 6,500円 貨物用 { 営業用 年額 2,900円           家用 年額 3,650円</p> <p>小型特殊自動車 農耕作業用 年額 1,450円 その他 年額 4,300円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,650円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 1,000円 50cc～90cc 年額 1,200円 90cc超 年額 1,600円</p> <p>(2) 軽自動車及び 小型特殊自動車 二輪のもの(側車付の ものを含む) 年額 2,400円 三輪のもの 年額 3,100円 四輪以上のもの 乗 用 { 営業用 年額 5,500円           家用 年額 7,200円 貨物用 { 営業用 年額 3,000円           家用 年額 4,000円</p> <p>小型特殊自動車 農耕作業用 年額 1,600円 その他 年額 4,700円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円</p>	<p>標準税率</p> <p>原動機付自転車 (イ) 50cc以下(ロ)に掲 げるものを除く。) 年額 1,000円 (エ) 二輪のもので、 50cc～90cc 年額 1,200円 (ハ) 二輪のもので、 90cc超 年額 1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、 20cc超 年額 2,500円</p>	<p>新税率</p> <p>平成27年度4月1日以降 に新車登録した車両 軽三輪 年額 3,900円 四輪以上のもの 乗 用 { 営業用 年額 6,900円           家用 年額 10,800円 貨物用 { 営業用 年額 3,800円           家用 年額 5,000円</p>

(市町村たばこ税つづき)

年度 項目	昭和42年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
税 率	18.1%	昭和60年4月1日以降の売 渡し等分 税 率 従価割 15% 従量割 1,000本に つき350円	税 率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円 ただし、昭和61年5月か ら昭和62年3月までの間に 行われた売渡し等分につ いては、特例措置として、 1,000本につき290円を加算。	従量割の税率の引上げ等の特例 措置が、昭和62年12月31日まで 延長された。  従量割の税率の引上げ等の特例 措置が、昭和63年3月31日まで 延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例 平成元年3月31日まで延長され

年度 項目	平成15年度	平成18年度	平成22年度	平成25年度
税 率	紙巻たばこ等 1,000本につき 2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,412円	紙巻たばこ等 1,000本につき 3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,564円	紙巻たばこ等 1,000本につき 4,618円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,190円	紙巻たばこ等 1,000本につき 4,618円 5,262円 旧3級品の紙巻 たばこ 1,000本につき 2,495円

(注) 1. 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。  
2. 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

平成28年度								
○二輪車等								
車種区分		税率						
原動機付自転車	50 c c 以下	2,000円						
	50 c c 超90 c c 以下	2,000円						
	90 c c 超125 c c 以下	2,400円						
小型特殊自動車	ミニカー	3,700円						
	農耕用	2,400円						
	その他	5,900円						
軽二輪 (125 c c 超250 c c 以下)		3,600円						
小型二輪 (250 c c 超)		6,000円						
○軽自動車								
車種区分		標準税率			軽課			
		旧税率	新税率	重課				
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円	
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	8,100円	5,400円	2,700円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	2,900円	1,900円	1,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	3,800円	2,500円	1,300円
令和元年度								
令和元年10月1日より、環境性能割が創設。それに伴い現行の軽自動車税を軽自動車税（種別割）に名称変更								

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 (9/30迄) 5,692円 (10/1～)	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,692円	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,692円(9/30迄) 6,122円(10/1～)
旧3級品の紙巻 たばこ 1,000本につき 2,925円	旧3級品の紙巻 たばこ 1,000本につき 3,355円	旧3級品の紙巻 たばこ 1,000本につき 4,000円	旧3級品の紙巻 たばこ 1,000本につき 4,000円(9/30迄) 5,622円(10/1～)	旧3級品の紙巻 たばこ 1,000本につき 5,692円





オ 電気税及びガス税（電気ガス税）

項目	年度	昭和25年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
税率等		税率 0.1	免税点制度が創設された。 月 300円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率（綿紡等） 2%	免税点 電気 月 400円 ガス 月 500円

項目	年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度
税率等		免税点 電気 月 700円 ガス 月 1,400円	免税点 電気 月 800円 ガス 月 1,600円	税率 6% 免税点 電気 月 1,000円 ガス 月 2,100円	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5%（1月以降） 免税点 1,200円 2,000円（1月以降） 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4% ガス税 税率 5% 4%（1月以降） 免税点 2,700円 4,000円（1月以降）

項目	年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和57年度	平成元年度
税率等		ガス税 免税点 7,000円 (6月以降)	電気税 免税点 3,600円 (5月以降) ガス税 免税点 10,000円 (6月以降)	ガス税 免税点 12,000円 (6月以降)	電気税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止 ガス税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止

昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度
免税点 ガス 月 700円 軽減税率 (紙)                  5%	免税点 ガス 月 800円	免税点 電気 月 500円 ガス 月 1,000円 軽減税率 (紙)                  4%	免税点 電気 月 600円 ガス 月 1,200円 軽減税率 (毛紡績糸等)      4%

昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
電気税 軽減税率(毛紡績糸・生糸等) 2% ガス税 税率                  3%	電気税 軽減税率(メリヤス等) 2% ガス税 税率                  3% (52年1月以降)	電気税 免税点                  2,400円 (6月以降) ガス税 免税点                  4,800円 (6月以降)	ガス税 免税点                  6,000円 (6月以降)

カ 都市計画税

項目	年度	昭和31年度	昭和39年度	昭和41年度	昭和45年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和51年度
税 率 等		都市計画税が創設された。税率0.2%	税率の激変緩和の暫定措置が講じられた。	昭和41年度から昭和43年度までの新たな負担調整措置が講じられた。	昭和45年度及び昭和46年度に限り新たな負担調整措置が講じられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講じられた。なお昭和47年度分に限り特例措置が講じられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地について昭和48年度から、B農地について昭和49年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講じられた。	昭和51年度から昭和53年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。

昭和53年度	昭和54年度	昭和57年度	昭和60年度	昭和63年度
制限税率0.3%に引き上げられた。	昭和54年度から昭和56年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。	(1) 昭和57年度から昭和59年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講じられた。	(1) 昭和60年度から昭和62年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。 (2) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講じられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講じられた。	昭和63年度から平成2年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。

平成3年度	平成6年度								
平成3年度から平成5年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。	<p>(1) 宅地等</p> <p>① 評価替えに伴い小規模住宅用地（200㎡以下）については、課税標準をその価格の3分の1に、また一般住宅用地（200㎡を超える部分）については3分の2とする措置が講じられた。</p> <p>② 評価額（住宅用地については、①の特例率を乗じた額）の上昇割合が1.8倍を超える土地（宅地・宅地比準によるもの）については、評価の上昇割合に応じて暫定的な課税標準の特例措置（平成6年度～平成8年度）が講じられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価の上昇割合</th> <th>暫定特例率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.8倍を超え、4倍以下のもの</td> <td>価格の3/4</td> </tr> <tr> <td>4倍を超え、7.5倍以下のもの</td> <td>価格の2/3</td> </tr> <tr> <td>7.5倍を超えるもの</td> <td>価格の1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 評価替えに伴い平成6年度から平成8年度まで新たな負担調整措置が講じられた。</p> <p>(2) 生産緑地の指定を受けた農地 評価替えに伴い平成6年度から平成8年度まで固定資産税の一般農地と同様の負担調整措置が講じられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 評価替えに伴い、税負担の増加を抑制するために、課税標準の特例措置（価格の2/3とする。）が講じられた。</p>	評価の上昇割合	暫定特例率	1.8倍を超え、4倍以下のもの	価格の3/4	4倍を超え、7.5倍以下のもの	価格の2/3	7.5倍を超えるもの	価格の1/2
評価の上昇割合	暫定特例率								
1.8倍を超え、4倍以下のもの	価格の3/4								
4倍を超え、7.5倍以下のもの	価格の2/3								
7.5倍を超えるもの	価格の1/2								

平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成15年度								
<p>(1) 宅地等</p> <p>① 地価の下落に対応するため、平成6年度からの特例措置に加え、平成7年度と平成8年度の2年間に限り、評価の上昇割合に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講じられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上昇割合</th> <th>臨時特例率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.4倍を超え、4.8倍以下のもの</td> <td>価格の3/4</td> </tr> <tr> <td>4.8倍を超え、6倍以下のもの</td> <td>価格の3/5</td> </tr> <tr> <td>6倍を超えるもの</td> <td>価格の1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 新たな負担調整措置が講じられた。</p> <p>(2) 特定市街化区域農地 宅地等と同様、暫定的な特例措置に加え、臨時的な課税標準の特例措置（平成7年度・平成8年度）が講じられた。</p>	上昇割合	臨時特例率	2.4倍を超え、4.8倍以下のもの	価格の3/4	4.8倍を超え、6倍以下のもの	価格の3/5	6倍を超えるもの	価格の1/2	<p>(1) 宅地等</p> <p>地価の下落に対応するため、平成6年度、平成7年度に加え、新たな負担調整措置が講じられた。</p>	<p>固定資産税課税標準額の算定方法と同様の特例措置を講じ、その差額を減額する措置が講じられた。</p>	<p>固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。</p>
上昇割合	臨時特例率										
2.4倍を超え、4.8倍以下のもの	価格の3/4										
4.8倍を超え、6倍以下のもの	価格の3/5										
6倍を超えるもの	価格の1/2										

キ 木材引取税

年度	昭和25年度	昭和27年度	昭和32年度	昭和33年度	平成元年度
項目	税 率 5 %	課税標準を容積とすることができることとされた。	税 率 格	税 率 格 2 %	消費税の創設 4月1日廃止

ク 特別土地保有税

年度	昭和48年度	昭和57年度	昭和60年度	昭和63年度
項目	特別土地保有税が創設された。 税率 保有分 1.4% 取得分 0.3%	(1) 保有期間10年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。  (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において昭和57年4月1日から昭和60年3月31日までの間に取得された500㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあっては300㎡）以上の一団の土地について、取得のあった年の翌年以降2年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について10年間特別土地保有税を課することとされた。	(1) 昭和44年1月1日から昭和57年3月31日までの間に取得された市街化区域内の土地を除き、保有期間10年を超える土地が課税対象外とされた。  (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、昭和63年3月31日まで3年間に限り延長された。	三大都市圏の特定の市街化区域内において得られる一定規模以上の団の土地に係る課税について、平成2年3月31日まで2年間に限り延れるとともに昭和63年1日以後に取得されるの土地に係る課税の免税点が330㎡（特別区及び指定都市の区域にあっては200㎡）に引き下げられた。 なお適用期間について平成4年度の改正により平成4年3月31日まで2延長され、更に平成4の改正により、平成5月31日までに延長され
税率等				

平成3年度	平成6年度	平成10年度	平成11年度	平成15年度
(1) 市街化区域内において、保有期間10年を超える土地（昭和57年4月1日以後に取得した土地）については、課税対象外とする措置が撤廃された。  (2) 三大都市圏の特定市において昭和61年1月1日以後に取得した土地の保有並びに平成3年4月1日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税について10年間に限り免税点（標準面積）が1,000㎡に引き下げられた。  (3) 遊休土地に対して課する特別土地保有税が創設された。課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として、都市計画決定された区域内の1000㎡以上の一団の土地。	三大都市圏の特定市の市街化区域における課税の特例措置（いわゆるミニ保有税）の対象から平成6年1月1日以後に取得された土地を除く。	(1) 土地の取得後有効利用されるまでの一定期間における徴収猶予・納税義務の免除制度の創設。  (2) 地価下落に対応した課税標準額（取得価額）の簡易な修正制度の創設。  (3) 市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えるものについて課税対象から除外する。  (4) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を1,000㎡に引き下げる特例措置を廃止し、本則による免税点を適用する。  (5) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）の経過措置を廃止する。	(1) 自己使用要件の廃止。（非課税土地・恒久的な建物等の用に供する土地）  (2) 徴収猶予中の土地を一定の住宅・宅地供給事業のために譲渡する場合に徴収猶予を継続する制度の創設。（2年間の時限措置）  (3) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間の延長措置を創設。	土地の保有及び平成15年1月1日以後の取得に対して課する特別土地保有税の課税措置が停止された。

令和2年度版

# 税 務 統 計

令和2年11月発行

編集兼  
発行

和泉市総務部税務室 市民税担当・資産税担当・納税担当

〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号  
0725-41-1551（代表番号）

市民税担当 0725-99-8108（直通番号）

資産税担当 0725-99-8107（直通番号）

納税担当 0725-99-8109（直通番号）